

ID: 6

処分の概要	開示請求に対する決定
例規名根拠条項	今治市情報公開条例 第11条第2項及び第3項
例規番号	平成17年条例第19号
<p>【基準】</p> <p>第5条及び第7条から第11条までの規定による。 (公文書の開示を請求できるもの)</p> <p>第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。 (公文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書の開示をしなければならない。</p> <p>(1) 法令若しくは条例の定めるところにより、又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣等の指示により、公にすることができないと認められる情報</p> <p>(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等(以下「独立行政法人等」という。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人等(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2号に規定する地方独立行政法人及び特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人等を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>(4) 公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報</p> <p>(5) 実施機関内部若しくは相互間又は国等(国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人等をいう。以下同じ。)の機関との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>(6) 実施機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア 監査、検査、取締り、試験又は市税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはそ</p>	

の発見を困難にするおそれ

- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 実施機関又は国等が経営する事業に関し、その経営上の正当な利益を害するおそれ
- (7) 実施機関からの要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (8) 実施機関と国等との間における照会、回答、依頼、委任、協議等に基づいて作成し、又は取得した情報であつて、公にすることにより、国等との協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあるもの
- (9) 実施機関の附属機関及びこれに類するもの(以下「合議制機関等」という。)の会議に係る情報であつて、当該合議制機関等の運営規程又は議決により公にしないことと定められているもの及び公にすることにより公正又は円滑な議事運営に支障を生ずるおそれがあるもの

(部分開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意な情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る公文書に前条第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による公文書の開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書の開示をすることができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求の却下)

第10条の2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合には、開示請求を却下することができる。

- (1) 開示請求に係る文書が第2条第2項ただし書各号のいずれかに該当するものであるとき。
- (2) 開示請求がこの条例及び規則で定める開示請求として形式上の要件に適合しないとき。
- (3) 第17条第3項の規定により予納する手数料を市長が指定する期日までに支払わなかったとき。

(開示請求に対する措置)

第11条 実施機関は、第17条第3項の規定により予納が必要なときは、あらかじめ開示請求者に対し、予納について通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示が可能となる日、開示をする場所及び手数料に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき(第10条の規定により開示請求を拒否するとき又は開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

標準処理期間

開示請求があつた日から起算して15日以内(第12条第1項)

備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 16

処分の概要	行為の許可		
例規名根拠条項	今治市庁舎管理規則 第5条第1項		
例規番号	平成17年規則第58号		
【基準】	<p>第5条の規定による。 (行為の許可)</p> <p>第5条 庁舎内又は庁舎構内において、次の各号のいずれかに掲げる行為をしようとする者は、庁舎管理責任者の許可を受けなければならない。ただし、庁舎管理責任者が特にその必要がないと認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 物品の販売、宣伝、商取引又は寄附の募集その他これらに類する行為をすること。 (2) 旗、のぼり、懸吊幕、宣伝ビラ、広告物その他これらに類する物を掲揚し、又は掲示すること。 (3) 講演、演劇その他の催し又は行事を行うこと。 (4) テントその他の施設を設置すること。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、あらかじめ許可申請書(別記様式第2号)を庁舎管理責任者に提出しなければならない。ただし、前項第2号の行為を行おうとする者は、当該行為に係る物件をあらかじめ庁舎管理責任者に提示することにより、申請書に代えることができる。</p> <p>3 第1項の許可は、許可証(別記様式第3号)を申請者に交付してするものとする。ただし、同項第2号の行為に係る許可については、当該物件に許可証印(別記様式第4号)を押すことにより、許可証の交付に代えることができる。</p> <p>4 庁舎管理責任者は、第1項の許可をする場合において、必要な条件を付し、又は指示をすることができる。</p>		
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 19

処分の概要	使用の許可		
例規名根拠条項	今治市庁舎構内駐車場条例 第4条第2項		
例規番号	平成17年条例第59号		
【基準】	<p>第4条、第6条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (駐車場の使用)</p> <p>第4条 駐車場は、次に掲げる者の使用に供するものとする。</p> <p>(1) 市庁舎に用務で来庁している者</p> <p>(2) 市庁舎、今治市公会堂又は今治市民会館で開催される会議、行事等に参加している者</p> <p>(3) 市庁舎、今治市公会堂又は今治市民会館の施設の維持修繕等を行っている者</p> <p>2 前項に掲げる者以外の者が、深夜駐車しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 (駐車場の拒否)</p> <p>第6条 市長は、駐車場に駐車しようとする自動車が、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車を拒否することができる。</p> <p>(1) 危険物を積載している場合又はそのおそれがある場合</p> <p>(2) 開門時において、駐車しようとする者が第4条第1項に掲げる者以外の者である場合</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがある場合</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 22

処分の概要	使用料の免除等		
例規名 根拠条項	今治市庁舎構内駐車場条例 第9条		
例規番号	平成17年条例第59号		
<p>【基準】</p> <p>第9条及び今治市庁舎構内駐車場条例施行規則第4条の規定による。 (使用料の免除等)</p> <p>第9条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を徴収せず、又は免除することができる。</p> <p>(使用料の免除の基準)</p> <p>第4条 条例第9条に規定する使用料の免除は、次の基準によるものとする。</p> <p>(1) 公共的団体が、公共用で使用するとき。</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 23

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	今治市庁舎構内駐車場条例 第10条ただし書		
例規番号	平成17年条例第59号		
【基準】	<p>第10条の規定による。 (使用料の不還付)</p> <p>第10条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p>(1) 公益上の理由により利用の承認を取り消されたとき。</p> <p>(2) 災害その他やむを得ない理由により市庁舎等が利用できなくなったとき。</p> <p>(3) 第7条の規定により利用の取消しをした場合において市長が相当の理由があると認めるとき。</p>		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 26

処分の概要	使用料の減免		
例規名根拠条項	今治市行政財産の目的外使用に関する使用料条例 第4条		
例規番号	平成17年条例第64号		
【基準】 第4条の規定による。 (使用料の減免) 第4条 市長は、特別の事由があると認めるときは、第2条の規定により定める使用料を減額し、又は免除することができる。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 27

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	今治市行政財産の目的外使用に関する使用料条例 第5条ただし書		
例規番号	平成17年条例第64号		
【基準】	第5条の規定による。 (使用料の不還付) 第5条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。		
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 427

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	今治市公会堂条例 第3条第1項		
例規番号	平成17年条例第183号		
【基準】	<p>第3条、第4条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可) 第3条 今治市公会堂(以下「公会堂」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた内容を変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 (使用許可の制限)</p> <p>第4条 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、公会堂の使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 建物及び附属設備の管理上支障があるとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が不適當と認めるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置) 第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 430

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	今治市公会堂条例 第9条		
例規番号	平成17年条例第183号		
【基準】 第9条の規定による。 (使用料の減免等) 第9条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 431

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	今治市公会堂条例 第10条ただし書		
例規番号	平成17年条例第183号		
【基準】	<p>第10条及び今治市公会堂条例施行規則第6条の規定による。 (使用料の不還付)</p> <p>第10条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 市の必要により許可を取り消したとき。 (2) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき。 (3) 使用開始の日前11日までに、使用の中止又は変更の申出をした場合で相当の理由があると認めるとき。</p> <p>(使用料の還付率)</p> <p>第6条 条例第10条ただし書の規定による使用料の還付は、次の基準によるものとする。</p> <p>(1) 市の必要により許可を取り消したとき 還付率100分の100 (2) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき 還付率100分の100 (3) 使用開始の日前11日までに使用の中止を申し出た場合で相当の理由があると認めるとき 還付率100分の90</p>		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 432

処分の概要	特別の設備等の許可		
例規名根拠条項	今治市公会堂条例 第11条		
例規番号	平成17年条例第183号		
【基準】	第11条の規定による。 (特別な設備) 第11条 使用者は、公会堂に特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、市長の許可を得て、使用者の負担において必要な設備をすることができる。		
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 433

処分の概要	中売行為の承認		
例規名 根拠条項	今治市公会堂条例 第12条ただし書		
例規番号	平成17年条例第183号		
【基準】 第12条の規定による。 (中売行為の制限) 第12条 何人も公会堂内で中売行為をしてはならない。ただし、使用者があらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 435

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	今治市民会館条例 第3条第1項		
例規番号	平成17年条例第184号		
【基準】	<p>第3条、第4条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第3条 今治市民会館(以下「会館」という。)の有料施設(別表に定める施設をいう。以下「有料施設」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた内容を変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 (使用許可の制限)</p> <p>第4条 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、有料施設の使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 建物及び附属設備の管理上支障があるとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか市長が不相当と認めるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 438

処分の概要	使用料の減免		
例規名根拠条項	今治市民会館条例 第9条		
例規番号	平成17年条例第184号		
【基準】	第9条の規定による。 (使用料の減免) 第9条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは使用料を減額し、又は免除することができる。		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 439

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	今治市民会館条例 第10条ただし書		
例規番号	平成17年条例第184号		
【基準】	<p>第10条及び今治市民会館条例施行規則第7条の規定による。 (使用料の不還付)</p> <p>第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 市の必要により許可を取り消したとき。 (2) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき。 (3) 使用開始の日前11日までに、使用許可の中止又は変更の申出をした場合で相当の理由があると認めるとき。</p> <p>(使用料の還付率)</p> <p>第7条 条例第10条ただし書の規定による使用料の還付は、次の基準によるものとする。</p> <p>(1) 市の必要により許可を取り消したとき 還付率100分の100 (2) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき 還付率100分の100 (3) 使用開始の日前11日までに使用の中止を申し出た場合で相当の理由があると認めるとき 還付率100分の90</p>		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 440

処分の概要	特別の設備等の許可		
例規名根拠条項	今治市民会館条例 第11条		
例規番号	平成17年条例第184号		
<p>【基準】 第11条の規定による。 (特別な設備) 第11条 使用者は、会館に特別な設備をし、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、市長の許可を得て、使用者の負担において必要な設備をさせることができる。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 30

処分の概要	手数料の減免		
例規名 根拠条項	今治市手数料条例 第5条		
例規番号	平成17年条例第65号		
【基準】	<p>第5条の規定による。 (減免)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、手数料の全部又は一部を減額し、又は減免することができる。</p> <p>(1) 国、地方公共団体その他公共団体の申請又は請求に係るもの</p> <p>(2) 市長が公益上必要と認めるもの</p> <p>2 前項の減免は、書面による減免の申請を受けて、これを行う。</p>		
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 11

処分の概要	督促手数料等の減免		
例規名 根拠条項	今治市債権管理条例 第9条		
例規番号	平成25年条例第40号		
<p>【基準】</p> <p>第9条及び今治市債権管理規則第5条の規定による。 (督促手数料等の減免)</p> <p>第9条 市長は、規則で定める事由に該当する場合は、督促手数料及び延滞金並びに遅延損害金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(督促手数料等の減免事由)</p> <p>第5条 条例第9条に規定する規則で定める事由は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 災害、疾病等により著しく資力を喪失している場合</p> <p>(2) 災害、疾病等納入すべき者の責めによらない事由により当該市の債権について納入が遅延した場合</p> <p>(3) 保証人、相続人等に請求する場で、督促手数料等を減免することにより、市の債権管理の円滑な履行に資する場合</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、市の債権について納入しなかったことにつきやむを得ない事由があると市長が認める場合</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 12

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	今治市広域的利用促進のための公の施設の使用の特例に関する条例 第3条第1項		
例規番号	平成18年条例第26号		
【基準】	<p>第3条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可)</p> <p>第3条 前条に規定する公の施設を2以上共通して使用しようとする者は、その使用しようとする公の施設(以下「指定施設」という。)の許可権者の使用許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可は、特別利用券の発行をもって行うものとする。</p> <p>3 特別利用券の有効期間は、1年を超えない範囲で市長又は教育委員会が別に定める。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 14

<p>処分の概要</p>	<p>使用料の減額</p>		
<p>例規名根拠条項</p>	<p>今治市広域的利用促進のための公の施設の使用の特例に関する条例 第7条</p>		
<p>例規番号</p>	<p>平成18年条例第26号</p>		
<p>【基準】 第7条の規定による。 (使用料減額の特例) 第7条 市長は、第2条に規定する公の施設について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該公の施設に係る同条に規定する各条例の規定にかかわらず、当該施設の使用料を減額することができる。 (1) 市長が別に定める期間限定無料券を利用して使用する場合 (2) 大学の学生、高等専門学校(高等専修学校)の学生、高等学校の生徒、専修学校の生徒、中学校の生徒又は小学校の児童を引率する教職員が教育上の必要で使用する時市長が認める場合 (3) 広報活動及びその他の公の施設の利用促進に効果のある活動として市長が特に必要と認めるものために広報関係者その他の関係者が使用する場合 (4) 旅行業法(昭和27年法律第239号)により旅行業の登録を受けた者(以下「旅行者」という。)が実施する旅行業法第2条第4項に規定する企画旅行及び同条第5項に規定する手配旅行において旅行者を引率する添乗員が使用する時市長が認める場合 (5) 市長が別に定める他の観光施設等の管理者又は市内の旅客輸送を業務とする者と共同して発行する共通割引券を使用する場合 (6) 旅館業法(昭和23年法律第138号)により旅館業の許可を受けた者のうちで市長が別に認める者(以下「認定旅館業者」という。)が運営する市内の宿泊施設を利用した者に対し、認定旅館業者が発行する市長が別に定める共通割引券を使用する場合 (7) 旅行者と共同して発行する利用券付クーポンを使用する場合 (8) 前3号に掲げるもののほか、公の施設の利用促進に効果のある入場券、割引券等として市長が認めるものを提示して使用する場合 (9) その他市長が特別の事由があると認めるとき。 2 使用料を減額する額は、次のとおりとする。 (1) 前項第1号の場合 使用料の全額 (2) 前項第2号の場合 使用料の全額 (3) 前項第3号の場合 使用料の全額 (4) 前項第4号の場合 使用料の全額 (5) 前項第5号の場合 使用料の5割以内の範囲で市長が定める額 (6) 前項第6号の場合 使用料の5割以内の範囲で市長が定める額 (7) 前項第7号の場合 使用料の5割以内の範囲で市長が定める額 (8) 前項第8号の場合 使用料の5割以内の範囲で市長が定める額 (9) 前項第9号の場合 その都度市長が定める額</p>			
<p>標準処理期間</p>	<p>3日</p>		
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>令和5年3月31日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>年 月 日</p>

ID: 464

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名根拠条項	今治市野間馬ハイランド条例 第10条第1項		
例規番号	平成17年条例第193号		
【基準】	<p>第10条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第10条 今治市野間馬ハイランド(以下「ハイランド」という。)において次の各号のいずれかに掲げる使用をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた内容を変更するときも、同様とする。</p> <p>(1) 乗馬 (2) 売店その他の施設(土地を含む。)の使用</p> <p>2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 467

処分の概要	使用料の減免		
例規名根拠条項	今治市野間馬ハイランド条例 第16条		
例規番号	平成17年条例第193号		
【基準】	第16条の規定による。 (使用料の減免) 第16条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 468

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	今治市野間馬ハイランド条例 第17条ただし書		
例規番号	平成17年条例第193号		
【基準】 第17条の規定による。 (使用料の不還付) 第17条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は公益上特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 483

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名根拠条項	今治市鈍川せせらぎ交流館条例 第4条第1項		
例規番号	平成17年条例第195号		
【基準】	<p>第4条、第5条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第4条 前条第1号又は第2号の施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた内容を変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 (使用許可の制限)</p> <p>第5条 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、交流館の入館を拒否し、又は退館させることができる。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 公衆浴場法(昭和23年法律第139号)の規定により不適當なとき。 (3) 建物、附属施設又は展示物品等を損傷するおそれがあるとき。 (4) 前3号に掲げる場合のほか、交流館の管理上支障があるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 486

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	今治市鈍川せせらぎ交流館条例 第10条		
例規番号	平成17年条例第195号		
【基準】 第10条の規定による。 (使用料の減免) 第10条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 487

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	今治市鈍川せせらぎ交流館条例 第11条ただし書		
例規番号	平成17年条例第195号		
【基準】	<p>第11条及び今治市鈍川せせらぎ交流館条例施行規則第10条の規定による。 (使用料の不還付)</p> <p>第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 市の必要により許可を取り消したとき。 (2) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき。 (3) 使用開始の日前10日までに、使用の中止又は変更の申出をした場合で相当の理由があると認めるとき。</p> <p>(使用料の還付率)</p> <p>第10条 条例第11条ただし書の規定による使用料の還付は、次の基準によるものとする。</p> <p>(1) 市の必要により許可を取り消したとき 還付率 100分の100 (2) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき 還付率 100分の100 (3) 使用の中止又は変更の申出をした場合で相当の理由があると認めるとき 還付率 100分の50</p>		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 504

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	今治市宮窪カレイ山展望公園条例 第4条第1項		
例規番号	平成17年条例第199号		
【基準】	<p>第4条、第5条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第4条 前条第2号に規定する施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた内容を変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 (使用許可の制限)</p> <p>第5条 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を制限することができる。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 建物、附属施設又は展示物品等を損傷するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、カレイ山展望公園の管理上支障があるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 507

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	今治市宮窪カレイ山展望公園条例 第10条		
例規番号	平成17年条例第199号		
【基準】 第10条の規定による。 (使用料の減免) 第10条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 508

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	今治市宮窪カレイ山展望公園条例 第11条ただし書		
例規番号	平成17年条例第199号		
<p>【基準】 第11条の規定による。 (使用料の不還付) 第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 市の必要により許可を取り消したとき。 (2) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき。 (3) 使用開始の日前10日までに、使用の中止又は変更の申出をした場合で相当の理由があると認めるとき。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 510

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名根拠条項	今治市しまなみの駅御島条例 第4条		
例規番号	平成17年条例第204号		
【基準】	<p>第4条、第6条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可) 第4条 実習室を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた内容を変更する場合も、同様とする。 (使用許可の制限) 第6条 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しない。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 建物、附属施設又は物品等を損傷するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、御島の管理上支障があるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置) 第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 513

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名根拠条項	今治市大三島海洋温浴館及び農村交流館条例 第4条第1項		
例規番号	平成17年条例第205号		
【基準】	<p>第4条、第5条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第4条 前条に規定する海洋温浴館の浴場(以下「浴場」という。)及び農村交流館の研修室(以下「研修室」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者が許可を受けた内容を変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 (使用の制限)</p> <p>第5条 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、マーレ・グラスシアへの入館を拒否し、又は退館させることができる。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 公衆浴場法(昭和23年法律第139号)の規定により不相当なとき。 (3) 建物、附属施設又は展示物品等を損傷するおそれがあるとき。 (4) 前3号に掲げる場合のほか、マーレ・グラスシアの管理上支障があるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 516

処分の概要	使用料の減免		
例規名根拠条項	今治市大三島海洋温浴館及び農村交流館条例 第10条		
例規番号	平成17年条例第205号		
【基準】 第10条の規定による。 (使用料の減免) 第10条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 517

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名根拠条項	今治市大三島海洋温浴館及び農村交流館条例 第11条ただし書		
例規番号	平成17年条例第205号		
【基準】	<p>第11条及び今治市大三島海洋温浴館及び農村交流館条例施行規則第10条の規定による。 (使用料の不還付)</p> <p>第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 市の必要により許可を取り消したとき。 (2) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき。 (3) 使用開始の日前10日までに、使用の中止又は変更の申出をした場合で相当の理由があると認めるとき。</p> <p>(使用料の還付率)</p> <p>第10条 条例第11条ただし書の規定による使用料の還付は、次の基準によるものとする。</p> <p>(1) 市の必要により許可を取り消したとき 還付率100分の100 (2) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき 還付率100分の100 (3) 使用の中止又は変更の申出をした場合で相当の理由があると認めるとき 還付率100分の50</p>		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 519

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	今治市営キャンプ場条例 第3条第1項		
例規番号	平成17年条例第206号		
【基準】	<p>第3条、第4条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第3条 前条の表に掲げる市営キャンプ場(以下「キャンプ場」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた内容を変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 (使用許可の制限)</p> <p>第4条 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、キャンプ場の使用を制限させることができる。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 建物又は附属施設等を損傷するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、キャンプ場の管理上支障があるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 522

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	今治市営キャンプ場条例 第9条		
例規番号	平成17年条例第206号		
【基準】 第9条の規定による。 (使用料の減免) 第9条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 523

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	今治市営キャンプ場条例 第10条ただし書		
例規番号	平成17年条例第206号		
【基準】	<p>第10条の規定による。 (使用料の不還付)</p> <p>第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 市の必要により許可を取り消したとき。</p> <p>(2) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき。</p> <p>(3) 使用開始の日前10日までに、使用の中止又は変更の申出をした場合で相当の理由があると認めるとき。</p>		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 470

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	今治市サイクリングターミナル条例 第11条第1項		
例規番号	平成17年条例第119号		
【基準】	<p>第11条、第12条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第11条 ターミナルの施設を使用しようとする者は、別に規則で定めるところにより、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた内容を変更するときも、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 (使用許可の制限)</p> <p>第12条 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、ターミナルの使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) ターミナルの施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、ターミナルの管理上支障があるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 473

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	今治市サイクリングターミナル条例 第16条		
例規番号	平成17年条例第119号		
【基準】 第16条の規定による。 (使用料の減免) 第16条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 474

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	今治市サイクリングターミナル条例 第17条ただし書		
例規番号	平成17年条例第119号		
【基準】	第17条の規定による。 (使用料の不還付) 第17条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 市の必要により許可を取り消したとき。 (2) 使用者の責任でない事由により使用できなかったとき。		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 476

処分の概要	レンタサイクルの使用の許可		
例規名 根拠条項	今治市サイクルステーション条例 第5条		
例規番号	平成17年条例第194号		
【基準】	<p>第5条、第7条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (レンタサイクルの使用の許可)</p> <p>第5条 レンタサイクルを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 (レンタサイクルの使用許可の制限)</p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、レンタサイクルの使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) レンタサイクルの管理上支障があるとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めたとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 478

処分の概要	食堂及び売店の使用の許可		
例規名 根拠条項	今治市サイクルステーション条例 第8条第1項		
例規番号	平成17年条例第194号		
【基準】	<p>第8条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (食堂及び売店の使用の許可)</p> <p>第8条 市長は、ステーション内の食堂及び売店業務を適正に遂行できるものに1年以内限り、規則で定めるところにより、その使用を許可することができる。</p> <p>2 前項の規定によりその使用の許可を受けた者は、別表第2に定める使用料を翌月の10日までに納付しなければならない。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 480

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	今治市サイクルステーション条例 第9条		
例規番号	平成17年条例第194号		
【基準】 第9条の規定による。 (使用料の減免) 第9条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 481

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	今治市サイクルステーション条例 第10条ただし書		
例規番号	平成17年条例第194号		
【基準】 第10条の規定による。 (使用料の不還付) 第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 697

処分の概要	使用の許可		
例規名根拠条項	今治市自転車駐車場条例 第3条第1項		
例規番号	平成17年条例第259号		
【基準】	<p>第3条、第4条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第3条 前条の表に掲げる自転車駐車場(以下「駐車場」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 駐車場を使用することができる車両は、道路交通法(昭和35年法律第105号)に規定する自転車及び原動機付自転車(以下「自転車等」という。)とする。ただし、市長が特に許可した場合は、この限りでない。</p> <p>3 駐車場を使用しようとする者は、管理者の指示に従い、他の者の使用について迷惑を及ぼす行為をしないよう留意しなければならない。 (駐車の拒否)</p> <p>第4条 市長は、その使用が、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の使用を許可しない。</p> <p>(1) 発火性又は引火性の物品を持ち込むとき。 (2) 駐車場の施設を汚損し、又は損傷するおそれのあるとき。 (3) 駐車場を自転車等の駐車以外に使用し、又は自己の駐車場に代え使用するとき。 (4) 利用の権利を他人に貸与し、又は譲渡するとき。 (5) 前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのあるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 700

処分の概要	使用料の減免		
例規名根拠条項	今治市自転車駐車場条例 第10条		
例規番号	平成17年条例第259号		
【基準】 第10条の規定による。 (使用料の減免) 第10条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 701

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名根拠条項	今治市自転車駐車場条例 第11条ただし書		
例規番号	平成17年条例第259号		
【基準】	<p>第11条及び今治市自転車駐車場条例施行規則第7条の規定による。 (使用料の不還付)</p> <p>第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 第7条の規定により、有料駐車場の全部の供用を休止したとき。</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特別な理由があると認めるとき。</p> <p>(使用料の還付等)</p> <p>第7条 条例第11条ただし書の規定による使用料の還付は、定期使用による場合で次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 定期使用者の都合で使用を取りやめるときは、1箇月定期の料金に使用した月数(1箇月に満たない場合は、1箇月に切り上げる。)を乗じて得た額を定期使用料より差し引いた額とする。</p> <p>(2) 定期使用者の責任に帰すことのできない理由によって使用できないときは、納付使用料の範囲内で1箇月定期の料金に休止した以降の月数(1箇月に満たないときは、日割計算とする。)を乗じて得た額とする。</p> <p>2 前項の使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書兼領収書(別記様式第6号)を市長に提出しなければならない。</p>		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 163

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	今治市朝倉ふれあい交流センター条例 第3条第1項		
例規番号	平成17年条例第101号		
【基準】	<p>第3条、第4条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第3条 今治市朝倉ふれあい交流センター(以下「交流センター」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた内容を変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 (使用許可の制限)</p> <p>第4条 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、交流センターの使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 建物、附属施設又は展示物品等を損傷するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、交流センターの管理上支障があるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 166

処分の概要	使用料の減免		
例規名根拠条項	今治市朝倉ふれあい交流センター条例 第9条		
例規番号	平成17年条例第101号		
【基準】 第9条の規定による。 (使用料の減免) 第9条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 167

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	今治市朝倉ふれあい交流センター条例 第10条ただし書		
例規番号	平成17年条例第101号		
【基準】	<p>第10条の規定による。 (使用料の不還付)</p> <p>第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 市の必要により許可を取り消したとき。</p> <p>(2) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき。</p> <p>(3) 使用開始の日前3日までに、使用の中止又は変更の申出をした場合で相当の理由があると認めるとき。</p>		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 179

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	今治市営体育館条例 第4条第1項		
例規番号	平成17年条例第112号		
【基準】	<p>第4条、第5条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第4条 体育館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた内容を変更するときも、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 (使用許可の制限)</p> <p>第5条 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、体育館の使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 暴力排除の趣旨に反するとき。 (3) 体育館等の施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。 (4) 前3号に掲げる場合のほか、体育館の管理上支障があるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 180

処分の概要	特別の設備等の承認		
例規名 根拠条項	今治市営体育館条例 第6条第1項		
例規番号	平成17年条例第112号		
【基準】	<p>第6条の規定による。 (特別設備等の制限)</p> <p>第6条 使用者は、特別の設備をし、又は施設に変更を加え、若しくは備付けの器具以外の器具を持ち込み使用するときは、使用申請と同時にその旨を申請して、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、特に必要があると認めるときは、使用者の負担において前項の設備をさせることができる。</p> <p>3 第4条第2項及び前条の規定は、第1項の承認をする場合に、準用する。</p>		
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 183

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	今治市営体育館条例 第10条		
例規番号	平成17年条例第112号		
【基準】 第10条の規定による。 (使用料の減免) 第10条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 184

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	今治市営体育館条例 第11条ただし書		
例規番号	平成17年条例第112号		
【基準】	<p>第11条の規定による。 (使用料の不還付)</p> <p>第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき。</p> <p>(2) 公益上又は市の必要で許可を取り消したとき。</p> <p>(3) 使用開始前に許可の取消し又は変更を求める申立てをして、市長がこれを許可したとき。</p>		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 185

処分の概要	物品販売の許可		
例規名 根拠条項	今治市営体育館条例 第12条第1項		
例規番号	平成17年条例第112号		
【基準】	<p>第12条の規定による。 (物品販売の許可)</p> <p>第12条 体育館内において物品の販売をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、他人に危害を及ぼすおそれのある物品その他市長が不相当と認めるものは、販売することができない。</p> <p>2 前項の許可を受けた者(次条において「物品販売者」という。)は、総収入の5パーセント相当額を納付しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。</p> <p>3 第4条第2項及び第5条の規定は、第1項の許可をする場合に準用する。</p>		
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 189

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名根拠条項	今治市営スポーツランド条例 第4条第1項		
例規番号	平成17年条例第113号		
【基準】	<p>第4条、第5条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第4条 スポーツランドを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた内容を変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 (使用許可の制限)</p> <p>第5条 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、スポーツランドの使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) スポーツランドの施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、スポーツランドの管理上支障があるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 192

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	今治市営スポーツランド条例 第10条		
例規番号	平成17年条例第113号		
【基準】 第10条の規定による。 (使用料の減免) 第10条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 193

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	今治市営スポーツランド条例 第11条ただし書		
例規番号	平成17年条例第113号		
【基準】	<p>第11条の規定による。 (使用料の不還付)</p> <p>第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 公益上又は市の必要により許可を取り消したとき。</p> <p>(2) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき。</p> <p>(3) 使用開始前に、使用の中止又は変更を求める申出をして市長がこれを許可したとき。</p>		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 194

処分の概要	物品販売等の許可		
例規名 根拠条項	今治市営スポーツランド条例 第13条第1項		
例規番号	平成17年条例第113号		
【基準】	<p>第13条の規定による。 (物品販売等の許可)</p> <p>第13条 スポーツランド内において物品の販売、物品預りその他これらに類する行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、他人に危害を及ぼすおそれのある物品その他市長が不相当と認めるものは、販売することができない。</p> <p>2 前項の許可を受けたものは、総収入の5パーセント相当額を指定期日までに納付しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。</p>		
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 195

処分の概要	場内の広告及び宣伝の許可		
例規名 根拠条項	今治市営スポーツランド条例 第14条		
例規番号	平成17年条例第113号		
【基準】 第14条の規定による。 (場内の広告及び宣伝) 第14条 スポーツランド内において広告、文書等の頒布又は宣伝をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 198

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	今治市営運動場条例 第3条第1項		
例規番号	平成17年条例第114号		
【基準】	<p>第3条、第4条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第3条 運動場を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた内容を変更するときも、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 (使用許可の制限)</p> <p>第4条 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、運動場の使用を許可しない。</p> <p>(1) 公益を害するおそれがあるとき。 (2) 運動場の施設を損傷するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、運動場の管理上支障があるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 201

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	今治市営運動場条例 第8条		
例規番号	平成17年条例第114号		
【基準】 第8条の規定による。 (使用料の減免) 第8条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 202

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	今治市営運動場条例 第9条ただし書		
例規番号	平成17年条例第114号		
【基準】	<p>第9条の規定による。 (使用料の不還付)</p> <p>第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき。</p> <p>(2) 公益上又は市の必要で許可を取り消したとき。</p> <p>(3) 使用開始前に使用の中止又は変更を求める申立てをして、市長がこれを許可したとき。</p>		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 203

処分の概要	特別の設備等の許可		
例規名 根拠条項	今治市営運動場条例 第11条		
例規番号	平成17年条例第114号		
【基準】	第11条の規定による。 (設備の許可) 第11条 運動場内において、特別の設備をしようとするとき又は既設の設備に変更を加えようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。		
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 204

処分の概要	物品販売等の許可		
例規名 根拠条項	今治市営運動場条例 第12条第1項		
例規番号	平成17年条例第114号		
【基準】	<p>第12条の規定による。 (物品の販売の許可)</p> <p>第12条 運動場内において物品の販売、物品預りその他これらに類する行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、他人に危害を及ぼす恐れのある物品その他市長が不相当と認めるものは、販売することができない。</p> <p>2 前項の許可を受けた者は、総収入の5パーセント相当額を納付しなければならない。ただし、市長が公益上特に必要があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。</p>		
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 205

処分の概要	場内の広告及び宣伝の許可		
例規名 根拠条項	今治市営運動場条例 第13条		
例規番号	平成17年条例第114号		
【基準】 第13条の規定による。 (場内の広告及び宣伝) 第13条 運動場内において広告文書等の配布又は宣伝をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 208

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名根拠条項	今治市B & G海洋センター条例 第5条第1項		
例規番号	平成17年条例第115号		
【基準】	<p>第5条、第6条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可) 第5条 海洋センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた内容を変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 (使用許可の制限)</p> <p>第6条 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、海洋センターの使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 暴力排除の趣旨に反すると認められるとき。 (3) 施設の管理上支障があるとき。 (4) 営利を目的とした活動(海洋センターを使用する者等の福祉厚生上必要なもので、市長が特に認めるものは除く。)であるとき。 (5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が不適當と認めるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 211

処分の概要	使用料の減免		
例規名根拠条項	今治市B & G海洋センター条例 第11条		
例規番号	平成17年条例第115号		
【基準】 第11条の規定による。 (使用料の減免) 第11条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 212

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名根拠条項	今治市B & G海洋センター条例 第12条		
例規番号	平成17年条例第115号		
【基準】	<p>第12条の規定による。 (使用料の不還付)</p> <p>第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき。 (2) 公益上又は市の必要で許可を取り消したとき。 (3) 使用開始前に許可の取消し又は変更を求める申立てをして、市長がこれを許可したとき。</p>		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 213

処分の概要	特別の設備等の承認		
例規名 根拠条項	今治市B & G海洋センター条例 第14条第1項		
例規番号	平成17年条例第115号		
【基準】	<p>第14条の規定による。 (特別設備等の制限)</p> <p>第14条 使用者は、特別の設備をし、又は施設に変更を加え、若しくは備付けの器具以外の器具を持ち込み使用するときは、使用申請と同時にその旨を申請して市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、特に必要があると認めるときは、使用者の負担において前項の設備等をさせることができる。</p>		
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 214

処分の概要	広告及び宣伝の許可		
例規名 根拠条項	今治市B & G海洋センター条例 第17条		
例規番号	平成17年条例第115号		
【基準】	<p>第17条の規定による。 (広告及び宣伝)</p> <p>第17条 海洋センター内において広告文書等の頒布又は宣伝をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 第5条第2項及び第6条の規定は前項の許可をする場合に、第9条の規定は前項の許可の取り消し等をする場合に準用する。</p>		
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 216

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名根拠条項	今治市宮窪石文化運動公園条例 第4条第1項		
例規番号	平成17年条例第116号		
【基準】	<p>第4条、第5条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第4条 運動公園を使用(占有使用を含む。)しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた内容を変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 (使用許可の制限)</p> <p>第5条 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、運動公園の使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 施設及び備品等の管理上支障があるとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が不適當と認めるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 219

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	今治市宮窪石文化運動公園条例 第10条		
例規番号	平成17年条例第116号		
【基準】 第10条の規定による。 (使用料の減免) 第10条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 220

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名根拠条項	今治市宮窪石文化運動公園条例 第11条ただし書		
例規番号	平成17年条例第116号		
【基準】	<p>第11条の規定による。 (使用料の不還付)</p> <p>第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 公益上又は市の必要により許可を取り消したとき。 (2) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき。 (3) 使用開始前に、使用の中止又は変更を求める申出をして市長がこれを許可したとき。</p>		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 221

処分の概要	特別の設備等の承認		
例規名 根拠条項	今治市宮窪石文化運動公園条例 第12条第1項		
例規番号	平成17年条例第116号		
【基準】	<p>第12条の規定による。 (特別な設備)</p> <p>第12条 使用者は、運動公園に特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を持ち込み使用しようとするときは、使用許可の申請と同時にその旨を申請して市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、特に必要があると認めるときは、使用者の負担において前項の設備等をさせることができる。</p>		
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 222

処分の概要	場内の広告及び宣伝の許可		
例規名 根拠条項	今治市宮窪石文化運動公園条例 第15条第1項		
例規番号	平成17年条例第116号		
【基準】	<p>第15条の規定による。 (場内の広告及び宣伝)</p> <p>第15条 運動公園において広告、文書等の頒布又は宣伝をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 第4条第2項及び第5条の規定は前項の許可をする場合に、第8条の規定は同項の許可を取り消す場合に準用する。</p>		
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 224

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	今治市みやくぼ石文化交流館条例 第3条第1項		
例規番号	平成17年条例第200号		
【基準】	<p>第3条、第4条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第3条 今治市みやくぼ石文化交流館(以下「交流館」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた内容を変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 (使用許可の制限)</p> <p>第4条 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、交流館への入館を拒否し、又は退館させることができる。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 建物、附属施設又は展示物品等を損傷するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、交流館の管理上支障があるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 227

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	今治市みやくぼ石文化交流館条例 第9条		
例規番号	平成17年条例第200号		
【基準】 第9条の規定による。 (使用料の減免) 第9条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 228

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名根拠条項	今治市みやくぼ石文化交流館条例 第10条ただし書		
例規番号	平成17年条例第200号		
【基準】	<p>第10条の規定による。 (使用料の不還付)</p> <p>第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 市の必要により許可を取り消したとき。 (2) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき。 (3) 使用開始の日前10日までに、使用の中止又は変更の申出をした場合で相当の理由があると認めるとき。</p>		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 230

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	今治市営ゲートボール場条例 第3条第1項		
例規番号	平成17年条例第117号		
【基準】	<p>第3条、第4条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第3条 今治市営ゲートボール場(以下「ゲートボール場」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた内容を変更するときも、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 (使用許可の制限)</p> <p>第4条 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、ゲートボール場の使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) ゲートボール場の施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。 (3) 暴力排除の趣旨に反するおそれがあるとき。 (4) 前3号に掲げる場合のほか、ゲートボール場の管理上支障があるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 233

処分の概要	使用団体の登録		
例規名 根拠条項	今治市営ゲートボール場条例施行規則 第3条		
例規番号	令和4年規則第45号		
【基準】	<p>第3条の規定による。 (使用許可の申請)</p> <p>第3条 条例第3条第1項の規定によりゲートボール場の使用の許可を受けようとする者は、市長に市営ゲートボール場使用許可申請書(別記様式第1号)を提出して、市営ゲートボール場使用許可書(別記様式第2号。以下「許可書」という。)の交付を受けなければならない。この場合において、市営ゲートボール場使用団体登録申請書(別記様式第3号)により市長にあらかじめ登録の申請をし、市営ゲートボール場使用団体登録証(別記様式第4号)の交付を受けなければならない。</p>		
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 234

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	今治市立学校運動場夜間照明施設条例 第4条第1項		
例規番号	平成17年条例第118号		
【基準】	<p>第3条から第5条まで及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の要件)</p> <p>第3条 市長は、体育その他公益を目的とするものに限り、夜間照明施設の使用を許可する。 (使用の許可)</p> <p>第4条 夜間照明施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた内容を変更するときも、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 (使用許可の制限)</p> <p>第5条 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、夜間照明施設の使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 学校教育上支障があるとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、建物及び運動場施設の管理上支障があるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 237

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	今治市立学校運動場夜間照明施設条例 第10条		
例規番号	平成17年条例第118号		
【基準】 第10条の規定による。 (使用料の減免) 第10条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 238

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名根拠条項	今治市立学校運動場夜間照明施設条例 第11条ただし書		
例規番号	平成17年条例第118号		
【基準】	<p>第11条の規定による。 (使用料の不還付)</p> <p>第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 公益上又は市の必要により許可を取り消したとき。</p> <p>(2) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき。</p> <p>(3) 使用開始前までに、使用の中止又は変更を求める申出をして市長がこれを許可したとき。</p>		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 93

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名根拠条項	今治市河野美術館条例 第10条第1項		
例規番号	平成17年条例第90号		
【基準】	<p>第10条、第11条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第10条 今治市河野美術館(以下「美術館」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた内容を変更するときも、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 (使用許可の制限)</p> <p>第11条 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、美術館の使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 美術館の施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、美術館の管理上支障があるとき。</p> <p>2 市長は、美術館の収蔵品の特別使用(閲覧、写真撮影、原版使用、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。)については、次の各号のいずれにも該当しないときは、許可しない。</p> <p>(1) 学術研究に使用するとき。 (2) 収蔵資料の周知効果があるとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、特別に必要なとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和6年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 96

処分の概要	使用料等の減免		
例規名 根拠条項	今治市河野美術館条例 第15条		
例規番号	平成17年条例第90号		
【基準】	<p>第15条及び今治市河野美術館条例施行規則第6条の規定による。 (使用料等の減免)</p> <p>第15条 前条に規定する観覧料、特別使用料及び使用料(以下「使用料等」という。)は、市長が特に必要があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料等の減免の申請等)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第15条の規定により使用料等を減額又は免除することができる。</p> <p>(1) 学術研究に使用する場合であって、市長が特に必要と認めるとき。</p> <p>(2) 美術館の周知に有用であると市長が認めるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。</p> <p>2 使用料等の減額又は免除を受けようとする者は、減免申請書を市長に提出し、減免許可書の交付を受けなければならない。</p>		
標準処理期間	6日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 97

処分の概要	使用料等の還付承認		
例規名 根拠条項	今治市河野美術館条例 第16条ただし書		
例規番号	平成17年条例第90号		
【基準】	<p>第16条及び今治市河野美術館条例施行規則第7条の規定による。 (使用料等の不還付)</p> <p>第16条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 市の必要により許可を取り消したとき。 (2) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき。 (3) 使用の開始の日前10日までに、使用の中止又は変更の申出をした場合で相当の理由があると認めるとき。</p> <p>(使用料等の還付)</p> <p>第7条 条例第16条ただし書に規定する使用料等の還付は、次の基準によるものとする。</p> <p>(1) 市の必要により許可を取り消したとき 還付率 100分の100 (2) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき 還付率 100分の100 (3) 使用の開始の日前10日までに、使用の中止又は変更の申出をした場合で相当の理由があると認めるとき 還付率 100分の50</p>		
標準処理期間	6日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 99

処分の概要	資料等の出品又は寄託の承認		
例規名 根拠条項	今治市河野美術館条例施行規則 第8条第1項		
例規番号	令和4年規則第27号		
【基準】 第8条の規定による。 (資料等の出品又は寄託) 第8条 美術館に資料等の出品又は寄託をしようとする者は、寄託申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。 2 市長は、資料等の出品物又は寄託物を受領したときは、受領証を交付する。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 100

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名根拠条項	今治市玉川近代美術館条例 第3条第1項		
例規番号	平成17年条例第91号		
【基準】	<p>第3条、第4条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第3条 美術館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた内容を変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 (使用許可の制限)</p> <p>第4条 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、美術館の使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 美術館の施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、美術館の管理上支障があるとき。</p> <p>2 市長は、美術館の収蔵品の特別使用(閲覧、写真撮影、原版使用、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。)については、次の各号のいずれにも該当しないときは、許可しない。</p> <p>(1) 学術研究に使用するとき。 (2) 収蔵資料の周知効果があるとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、特別に必要なとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和6年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 103

処分の概要	使用料等の減免		
例規名 根拠条項	今治市玉川近代美術館条例 第8条		
例規番号	平成17年条例第91号		
【基準】	<p>第8条及び今治市玉川近代美術館条例施行規則第7条の規定による。 (使用料等の減免)</p> <p>第8条 前条に規定する観覧料、特別使用料及び使用料(以下「使用料等」という。)は、市長が特に必要があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料等の減免の申請等)</p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第8条の規定により使用料等を減額又は免除することができる。</p> <p>(1) 学術研究に使用する場合であって、市長が特に必要と認めるとき。</p> <p>(2) 美術館の周知に有用であると市長が認めるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。</p> <p>2 使用料等の減額又は免除を受けようとする者は、減免申請書を市長に提出し、減免許可書の交付を受けなければならない。</p>		
標準処理期間	8日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 104

処分の概要	使用料等の還付承認		
例規名 根拠条項	今治市玉川近代美術館条例 第9条ただし書		
例規番号	平成17年条例第91号		
【基準】	<p>第9条及び今治市玉川近代美術館条例施行規則第8条の規定による。 (使用料等の不還付)</p> <p>第9条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 市の必要により許可を取り消したとき。 (2) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき。 (3) 使用の開始の日前10日までに、使用の中止又は変更の申出をした場合で相当の理由があると認めるとき。</p> <p>(使用料等の還付)</p> <p>第8条 条例第9条ただし書に規定する使用料等の還付は、次の基準によるものとする。</p> <p>(1) 市の必要により許可を取り消したとき 還付率 100分の100 (2) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき 還付率 100分の100 (3) 使用の中止又は変更の申出をした場合で相当の理由があると認めるとき 還付率 100分の50</p>		
標準処理期間	8日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 106

処分の概要	資料等の出品又は寄託の承認		
例規名 根拠条項	今治市玉川近代美術館条例施行規則 第10条第1項		
例規番号	令和4年規則第28号		
【基準】	第10条の規定による。 (資料等の出品又は寄託) 第10条 美術館に資料等の出品又は寄託をしようとする者は、寄託申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。 2 市長は、資料等の出品物又は寄託物を受領したときは、受領証を交付する。		
標準処理期間	17日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 107

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名根拠条項	今治市大三島美術館条例 第3条第1項		
例規番号	平成17年条例第92号		
【基準】	<p>第3条、第4条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第3条 今治市大三島美術館(以下「美術館」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた内容を変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 (使用許可の制限)</p> <p>第4条 市長は、その使用が、次の各号のいずれかに該当するときは、美術館の入館を拒否し、又は退館させることができる。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 建物、附属施設、展示物品等を損傷するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、美術館の管理上支障があるとき。</p> <p>2 市長は、美術館の収蔵品の特別使用(閲覧、写真撮影、原版使用、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。)については、次の各号のいずれにも該当しないときは、許可しない。</p> <p>(1) 学術研究に使用するとき。 (2) 収蔵資料の周知効果があるとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、特別に必要なとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
標準処理期間	2日		
備考			
設定年月日	令和6年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 110

処分の概要	使用料等の減免		
例規名 根拠条項	今治市大三島美術館条例 第8条		
例規番号	平成17年条例第92号		
【基準】	<p>第8条及び今治市大三島美術館条例施行規則第9条の規定による。 (使用料等の減免)</p> <p>第8条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、前条に規定する観覧料及び特別使用料(以下「使用料等」という。)を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料等の減免の申請等)</p> <p>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第8条の規定により使用料等を減額又は免除することができる。</p> <p>(1) 学術研究に使用する場合であって、市長が特に必要と認めるとき。</p> <p>(2) 美術館の周知に有用であると市長が認めるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。</p> <p>2 使用料等の減額又は免除を受けようとする者は、減免申請書を市長に提出し、減免許可書の交付を受けなければならない。</p>		
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 111

処分の概要	使用料等の還付承認		
例規名根拠条項	今治市大三島美術館条例 第9条ただし書		
例規番号	平成17年条例第92号		
【基準】	<p>第9条及び今治市大三島美術館条例施行規則第10条の規定による。 (使用料等の不還付)</p> <p>第9条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 市の必要により許可を取り消したとき。 (2) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき。 (3) 使用の中止又は変更の申出をした場合で相当の理由があると認めるとき。</p> <p>(使用料等の還付)</p> <p>第10条 条例第9条ただし書に規定する使用料等の還付は、次の基準によるものとする。</p> <p>(1) 市の必要により許可を取り消したとき 還付率 100分の100 (2) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき 還付率 100分の100 (3) 使用の中止又は変更の申出をした場合で相当の理由があると認めるとき 還付率 100分の50</p>		
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 113

処分の概要	資料等の出品又は寄託の承認		
例規名 根拠条項	今治市大三島美術館条例施行規則 第12条第1項		
例規番号	令和4年規則第29号		
【基準】	第12条の規定による。 (資料等の出品又は寄託) 第12条 美術館に資料等の出品又は寄託をしようとする者は、寄託申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。 2 市長は、資料等の出品物又は寄託物を受領したときは、受領証を交付する。		
標準処理期間	16日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 114

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名根拠条項	今治市伊東豊雄建築ミュージアム条例 第3条第1項		
例規番号	平成23年条例第3号		
<p>【基準】</p> <p>第3条、第4条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第3条 今治市伊東豊雄建築ミュージアム(以下「ミュージアム」という。)を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた内容を変更するときも、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 (使用許可の制限)</p> <p>第4条 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、ミュージアムの使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) ミュージアムの施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、ミュージアムの管理上支障があるとき。</p> <p>2 市長は、ミュージアムの収蔵品の特別使用(閲覧、写真撮影、原版使用、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。)及び市長が定める施設の使用については、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、許可しない。</p> <p>(1) 学術研究に使用するとき。 (2) 収蔵資料の周知効果があるとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、特別に必要があるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	2日		
備考			
設定年月日	令和6年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 117

処分の概要	使用料等の減免		
例規名 根拠条項	今治市伊東豊雄建築ミュージアム条例 第8条		
例規番号	平成23年条例第3号		
【基準】	<p>第8条及び今治市伊東豊雄建築ミュージアム条例施行規則第9条の規定による。 (使用料等の減免)</p> <p>第8条 前条に規定する観覧料及び特別使用料(以下「使用料等」という。)は、市長が特に必要があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料等の減免の申請等)</p> <p>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第8条の規定により使用料等を減額又は免除することができる。</p> <p>(1) 学術研究に使用する場合であって、市長が特に必要があると認めるとき。</p> <p>(2) ミュージアムの周知に有用であると市長が認めるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。</p> <p>2 使用料等の減額又は免除を受けようとする者は、減免申請書を市長に提出し、減免許可書の交付を受けなければならない。</p>		
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 118

処分の概要	使用料等の還付承認		
例規名根拠条項	今治市伊東豊雄建築ミュージアム条例 第9条ただし書		
例規番号	平成23年条例第3号		
【基準】	<p>第9条及び今治市伊東豊雄建築ミュージアム条例施行規則第10条の規定による。 (使用料等の不還付)</p> <p>第9条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 市の必要により許可を取り消したとき。 (2) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき。 (3) 使用の中止又は変更の申出をした場合で相当の理由があると認めるとき。</p> <p>(使用料等の還付)</p> <p>第10条 条例第9条ただし書に規定する使用料等の還付は、次の基準によるものとする。</p> <p>(1) 市の必要により許可を取り消したとき 還付率 100分の100 (2) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき 還付率 100分の100 (3) 使用の中止又は変更の申出をした場合で相当の理由があると認めるとき 還付率 100分の50</p>		
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 120

処分の概要	資料等の出品又は寄託の承認		
例規名 根拠条項	今治市伊東豊雄建築ミュージアム条例施行規則 第12条第1項		
例規番号	令和4年規則第30号		
<p>【基準】 第12条の規定による。 (資料等の出品又は寄託) 第12条 ミュージアムに資料等の出品又は寄託をしようとする者は、寄託申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。 2 市長は、資料等の出品物又は寄託物を受領したときは、受領証を交付する。</p>			
標準処理期間	16日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 121

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名根拠条項	今治市村上海賊ミュージアム条例 第4条第1項		
例規番号	平成17年条例第93号		
<p>【基準】</p> <p>第4条、第5条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第4条 ミュージアムを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた内容を変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 (使用許可の制限)</p> <p>第5条 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、ミュージアムの使用を許可しない。ただし、物産コーナーについては、第3号の規定は適用しない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 建物、附属設備又は展示物品等を損傷するおそれがあるとき。 (3) 営利を目的とするおそれがあるとき。 (4) 前3号に掲げる場合のほか、ミュージアムの管理上支障があるとき。</p> <p>2 市長は、ミュージアムの収蔵品の特別使用(閲覧、写真撮影、原版使用、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。)については、次の各号のいずれにも該当しないときは、許可しない。</p> <p>(1) 学術研究に使用するとき。 (2) 収蔵資料の周知効果があるとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、特別に必要があるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	2日		
備考			
設定年月日	令和6年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 124

処分の概要	使用料等の減免		
例規名 根拠条項	今治市村上海賊ミュージアム条例 第10条		
例規番号	平成17年条例第93号		
【基準】	<p>第10条及び今治市村上海賊ミュージアム条例施行規則第9条の規定による。 (使用料等の減免)</p> <p>第10条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料、観覧料及び特別使用料(以下「使用料等」という。)を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料等の減免の申請等)</p> <p>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第10条の規定により使用料等を減額又は免除することができる。</p> <p>(1) 学術研究に使用する場合であつて、市長が特に必要と認めるとき。</p> <p>(2) ミュージアムの周知に有用であると市長が認めるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。</p> <p>2 使用料等の減額又は免除を受けようとする者は、減免申請書を市長に提出し、減免許可書の交付を受けなければならない。</p>		
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 125

処分の概要	使用料等の還付承認		
例規名 根拠条項	今治市村上海賊ミュージアム条例 第11条ただし書		
例規番号	平成17年条例第93号		
【基準】	<p>第11条及び今治市村上海賊ミュージアム条例施行規則第10条の規定による。 (使用料等の不還付)</p> <p>第11条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 市の必要により許可を取り消したとき。 (2) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき。 (3) 使用開始の日前10日までに、使用の中止又は変更の申出をした場合で相当の理由があると認めるとき。</p> <p>(使用料等の還付)</p> <p>第10条 条例第11条ただし書の規定による使用料等の還付は、次の基準によるものとする。</p> <p>(1) 市の必要により許可を取り消したとき 還付率100分の100 (2) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき 還付率100分の100 (3) 使用開始の日前10日までに使用の中止又は変更の申出をした場合で相当の理由があると認めるとき 還付率100分の50</p>		
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 127

処分の概要	資料等の出品又は寄託の承認		
例規名 根拠条項	今治市村上海賊ミュージアム条例施行規則 第11条第1項		
例規番号	令和4年規則第31号		
<p>【基準】 第11条の規定による。 (資料等の出品又は寄託) 第11条 ミュージアムに資料等の出品又は寄託をしようとする者は、寄託申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。 2 市長は、資料等の出品物又は寄託物を受領したときは、受領証を交付する。</p>			
標準処理期間	16日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 128

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	今治城条例 第10条第1項		
例規番号	平成17年条例第94号		
【基準】	<p>第10条、第11条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第10条 今治城を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた内容を変更するときも、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 (使用許可の制限)</p> <p>第11条 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、今治城の使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 建物、附属設備、資料等を損傷するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、今治城の管理上支障があるとき。</p> <p>2 市長は、今治城の収蔵品の特別使用(閲覧、写真撮影、原版使用、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。)については、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、許可しない。</p> <p>(1) 学術研究に使用するとき。 (2) 収蔵資料の周知効果があるとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、特別に必要なとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和6年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 131

処分の概要	使用料等の減免		
例規名 根拠条項	今治城条例 第15条		
例規番号	平成17年条例第94号		
【基準】	<p>第15条及び今治城条例施行規則第6条の規定による。 (使用料等の減免)</p> <p>第15条 前条に規定する観覧料、使用料及び特別使用料(以下「使用料等」という。)は、市長が特に必要があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料等の減免)</p> <p>第6条 市長は、条例第15条の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料等を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 学術研究に使用する場合であつて、市長が特に必要と認めるとき。</p> <p>(2) 今治城の周知に有用であると市長が認めるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。</p> <p>2 使用料等の減額又は免除を受けようとする者は、市長に減免申請書を提出し、減免許可書の交付を受けなければならない。</p>		
標準処理期間	8日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 132

処分の概要	使用料等の還付承認		
例規名根拠条項	今治城条例 第16条ただし書		
例規番号	平成17年条例第94号		
【基準】	<p>第16条及び今治城条例施行規則第7条の規定による。 (使用料等の不還付)</p> <p>第16条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、市長は次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 市の必要により許可を取り消したとき。 (2) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき。 (3) 使用の中止又は変更の申出をした場合で相当の理由があると認めるとき。</p> <p>(使用料等の還付)</p> <p>第7条 条例第16条ただし書に規定する使用料等の還付は、次の基準によるものとする。</p> <p>(1) 市の必要により許可を取り消したとき 還付率 100分の100 (2) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき 還付率 100分の100 (3) 使用の中止又は変更の申出をした場合で相当の理由があると認めるとき 還付率 100分の50</p>		
標準処理期間	8日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 134

処分の概要	資料等の出品又は寄託の承認		
例規名 根拠条項	今治城条例施行規則 第8条第1項		
例規番号	令和4年規則第32号		
【基準】	<p>第8条の規定による。 (資料等の出品又は寄託)</p> <p>第8条 資料等の出品又は寄託をしようとする者は、寄託申請書を提出し、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 市長が出品物又は寄託物を受領したときは、受領証を交付する。</p>		
標準処理期間	17日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 149

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	今治市吉海郷土文化センター条例 第3条第1項		
例規番号	平成17年条例第98号		
【基準】	<p>第3条、第4条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第3条 今治市吉海郷土文化センター(以下「文化センター」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた内容を変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 (使用許可の制限)</p> <p>第4条 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、文化センターの使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 建物、附属施設又は展示物品等を損傷するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、文化センターの管理上支障があるとき。</p> <p>2 市長は、文化センターの収蔵品の特別使用(閲覧、写真撮影、原版使用、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。)については、次の各号のいずれにも該当しないときは、許可しない。</p> <p>(1) 学術研究に使用するとき。 (2) 収蔵資料の周知効果があるとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、特別に必要なとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
標準処理期間	2日		
備考			
設定年月日	令和6年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 152

処分の概要	使用料等の減免		
例規名 根拠条項	今治市吉海郷土文化センター条例 第8条		
例規番号	平成17年条例第98号		
<p>【基準】</p> <p>第8条及び今治市吉海郷土文化センター条例施行規則第8条の規定による。 (使用料等の減免)</p> <p>第8条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、観覧料、使用料及び特別使用料(以下「使用料等」という。)を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料等の減免の申請等)</p> <p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第8条の規定により使用料等を減額又は免除することができる。</p> <p>(1) 学術研究に使用する場合であって、市長が特に必要と認めるとき。</p> <p>(2) 文化センターの周知に有用であると市長が認めるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。</p> <p>2 使用料等の減額又は免除を受けようとする者は、減免申請書を市長に提出し、減免許可書の交付を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 153

処分の概要	使用料等の還付承認		
例規名 根拠条項	今治市吉海郷土文化センター条例 第9条ただし書		
例規番号	平成17年条例第98号		
【基準】	<p>第9条及び今治市吉海郷土文化センター条例施行規則第9条の規定による。 (使用料等の不還付)</p> <p>第9条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 市の必要により許可を取り消したとき。 (2) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき。 (3) 使用の中止又は変更の申出をした場合で相当の理由があると認めるとき。</p> <p>(使用料等の還付)</p> <p>第9条 条例第9条ただし書に規定する使用料等の還付は、次の基準によるものとする。</p> <p>(1) 市の必要により許可を取り消したとき 還付率 100分の100 (2) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき 還付率 100分の100 (3) 使用の中止又は変更の申出をした場合で相当の理由があると認めるとき 還付率 100分の50</p>		
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 155

処分の概要	資料等の出品又は寄託の承認		
例規名 根拠条項	今治市吉海郷土文化センター条例施行規則 第10条第1項		
例規番号	令和4年規則第33号		
<p>【基準】 第10条の規定による。 (資料等の出品又は寄託) 第10条 文化センターに資料等の出品又は寄託をしようとする者は、寄託申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。 2 市長は、資料等の出品物又は寄託物を受領したときは、受領証を交付する。</p>			
標準処理期間	16日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 156

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名根拠条項	今治市上浦歴史民俗資料館条例 第10条第1項		
例規番号	平成17年条例第100号		
【基準】	<p>第10条、第12条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可) 第10条 今治市上浦歴史民俗資料館(以下「資料館」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた内容を変更するときも、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 (使用許可の制限)</p> <p>第12条 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、資料館の使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 資料館の施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、資料館の管理上支障があるとき。</p> <p>2 市長は、資料館の収蔵品の特別使用(閲覧、写真撮影、原版使用、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。)については、次の各号のいずれにも該当しないときは、許可しない。</p> <p>(1) 学術研究に使用するとき。 (2) 収蔵資料の周知効果があるとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、特別に必要なとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
標準処理期間	2日		
備考			
設定年月日	令和6年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 159

処分の概要	使用料等の減免		
例規名根拠条項	今治市上浦歴史民俗資料館条例 第16条		
例規番号	平成17年条例第100号		
【基準】	<p>第16条及び今治市上浦歴史民俗資料館条例施行規則第8条の規定による。 (使用料等の減免)</p> <p>第16条 前条に規定する観覧料、使用料及び特別使用料(以下「使用料等」という。)は、市長が特に必要があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料等の減免の申請等)</p> <p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第16条の規定により使用料等を減額又は免除することができる。</p> <p>(1) 学術研究に使用する場合であつて、市長が特に必要と認めるとき。</p> <p>(2) 資料館の周知に有用であると市長が認めるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。</p> <p>2 使用料等の減額又は免除を受けようとする者は、減免申請書を市長に提出し、減免許可書の交付を受けなければならない。</p>		
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 160

処分の概要	使用料等の還付承認		
例規名 根拠条項	今治市上浦歴史民俗資料館条例 第17条ただし書		
例規番号	平成17年条例第100号		
【基準】	<p>第17条及び今治市上浦歴史民俗資料館条例施行規則第9条の規定による。 (使用料等の不還付)</p> <p>第17条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 市の必要により許可を取り消したとき。 (2) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき。 (3) 使用の開始の日前10日までに、使用の中止又は変更の申出をした場合で相当の理由があると認めるとき。</p> <p>(使用料等の還付)</p> <p>第9条 条例第17条ただし書に規定する使用料等の還付は、次の基準によるものとする。</p> <p>(1) 市の必要により許可を取り消したとき 還付率 100分の100 (2) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき 還付率 100分の100 (3) 使用の中止又は変更の申出をした場合で相当の理由があると認めるとき 還付率 100分の50</p>		
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 162

処分の概要	資料等の出品又は寄託の承認		
例規名 根拠条項	今治市上浦歴史民俗資料館条例施行規則 第11条第1項		
例規番号	令和4年規則第34号		
【基準】 第11条の規定による。 (資料等の出品又は寄託) 第11条 資料館に資料等の出品又は寄託をしようとする者は、寄託申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。 2 市長は、資料等の出品物又は寄託物を受領したときは、受領証を交付する。			
標準処理期間	16日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 442

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名根拠条項	今治市さざなみ渡船条例 第5条		
例規番号	平成17年条例第185号		
<p>【基準】</p> <p>第5条、第6条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第5条 渡船を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた内容を変更する場合も、同様とする。 (使用許可の制限)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、渡船の使用を許可しない。 (1) 感染性の疾病にかかっている者 (2) 付添人のない重病者又は泥酔者 (3) 火薬その他爆発性の危険物を携帯する者 (4) 前3号に掲げる者のほか、旅客及び航行の安全等に支障があると市長が認める者</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 444

処分の概要	運賃の減免		
例規名 根拠条項	今治市さざなみ渡船条例 第12条		
例規番号	平成17年条例第185号		
【基準】	<p>第12条及び今治市さざなみ渡船条例施行規則第4条の規定による。 (運賃の減免)</p> <p>第12条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、運賃を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(運賃の減免基準)</p> <p>第4条 条例第12条に規定する運賃の減額又は免除は、次の基準によるものとする。</p> <p>(1) 公務に従事している本市の職員が使用するとき 減免率100分の100</p> <p>(2) 地震等災害が発生し、必ず乗船する必要があるとき 減免率100分の100</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、市の必要により使用する場合で市長が必要があると認めるとき 減免率100分の100又は100分の50</p> <p>(4) 学生(中学生以上の者をいう。)が使用する場合で市長が必要があると認めるとき 減免率100分の50以内</p>		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 445

処分の概要	運賃の還付承認		
例規名 根拠条項	今治市さざなみ渡船条例 第13条ただし書		
例規番号	平成17年条例第185号		
【基準】	<p>第13条及び今治市さざなみ渡船条例施行規則第5条の規定による。 (運賃の不還付)</p> <p>第13条 既納の運賃は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(運賃の還付率)</p> <p>第5条 条例第13条ただし書の規定による運賃の還付は、次の基準によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 使用者の都合により発航前に使用の中止の請求をした場合 券面記載金額 (2) 使用者の死亡、疾病その他一身上に関する不可抗力により、通用期間経過後30日以内に還付の請求をした場合 券面記載金額 (3) 使用者の都合により定期乗船券について、その通用期間内に還付の請求をした場合 券面記載金額と使用開始以後の経過日数に当該区間の往復の運賃の額を乗じて得た額との差額 (4) その他特に必要があると市長が認めたとき 市長が必要と認める額 		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 447

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名根拠条項	今治市せきぜん渡船条例 第5条		
例規番号	平成17年条例第186号		
<p>【基準】</p> <p>第5条、第6条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第5条 渡船を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた内容を変更する場合も、同様とする。 (使用許可の制限)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、渡船の使用を許可しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 感染性の疾病にかかっている者 (2) 付添人のない重病者又は泥酔者 (3) 火薬その他爆発性の危険物を携帯する者 (4) 前3号に掲げる者のほか、旅客及び航行の安全等に支障があると市長が認める者 <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 449

処分の概要	運賃の減免		
例規名根拠条項	今治市せきぜん渡船条例 第14条		
例規番号	平成17年条例第186号		
【基準】	<p>第14条及び今治市せきぜん渡船条例施行規則第4条の規定による。 (運賃の減免)</p> <p>第14条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、運賃を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(運賃の減免基準)</p> <p>第4条 条例第14条に規定する運賃の減額又は免除は、次の基準によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公務に従事している本市の職員が使用するとき 10割の減免 (2) 地震等災害が発生し、必ず乗船する必要があるとき 10割の減免 (3) 前2号に掲げる場合のほか、市の必要により使用する場合で市長が必要があると認めるとき 10割又は5割の減免 (4) 学生(中学生以上の者をいう。)が使用する場合で市長が必要があると認めるとき 5割以内の減免 (5) 連絡運輸に関する取決め等に基づく使用のとき 10割以内の減免 (6) 旅行業者等と共同して発行する利用券付クーポンを使用するとき 5割以内の減免 (7) 渡船の利用促進に効果のある入場券、割引券等として市長が認めるものを提示して使用するとき 5割以内の減免 (8) その他渡船の利用促進に効果があるとして市長が特に認めるとき 10割以内の減免 		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 450

処分の概要	運賃の還付承認		
例規名根拠条項	今治市せきぜん渡船条例 第15条ただし書		
例規番号	平成17年条例第186号		
【基準】	<p>第15条及び今治市せきぜん渡船条例施行規則第5条の規定による。 (運賃の不還付)</p> <p>第15条 既納の運賃は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(運賃の還付率)</p> <p>第5条 条例第15条ただし書の規定による運賃の還付は、次の基準によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 使用者の都合により発航前に使用の中止の請求をした場合 券面記載金額 (2) 使用者の死亡、疾病その他一身上に関する不可抗力により、通用期間経過後30日以内に還付の請求をした場合 券面記載金額 (3) 使用者の都合により定期乗船券について、その通用期間内に還付の請求をした場合 券面記載金額と使用開始以後の経過日数に当該区間の往復の運賃の額を乗じて得た額との差額 (4) その他特に必要があると市長が認めたとき 市長が必要と認める額 		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 240

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	今治市福祉センター条例 第11条第1項		
例規番号	平成17年条例第124号		
【基準】	<p>第11条、第12条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第11条 福祉センターを使用しようとする者は、あらかじめ別に規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた内容を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 (使用許可の制限)</p> <p>第12条 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、福祉センターの使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 福祉センターの施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、福祉センターの管理上支障があるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 243

処分の概要	使用料の減免		
例規名根拠条項	今治市福祉センター条例 第16条		
例規番号	平成17年条例第124号		
【基準】	<p>第16条及び今治市福祉センター条例施行規則第12条の規定による。 (使用料の減免)</p> <p>第16条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料の減免基準)</p> <p>第12条 条例第16条に規定する使用料の減額又は免除は、次の基準によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 国又は地方公共団体が社会福祉事業を行うために使用するとき 減免率100分の100 (2) 市内の社会福祉団体が主催し、又は共催する社会福祉事業を行うために使用するとき 減免率100分の100 (3) 市内の公共的団体が社会福祉事業を行うために使用するとき 減免率100分の100 (4) 今治市が使用するとき 減免率100分の100 (5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特に適当と認めるとき 減免率100分の50 		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 244

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	今治市福祉センター条例 第17条ただし書		
例規番号	平成17年条例第124号		
【基準】	<p>第17条及び今治市福祉センター条例施行規則第14条の規定による。 (使用料の不還付)</p> <p>第17条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 市の必要により許可を取り消したとき。 (2) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき。 (3) 使用開始の日前10日までに使用の中止又は変更の申出をした場合で相当の理由があると認めるとき。</p> <p>(使用料の還付率)</p> <p>第14条 条例第17条ただし書に規定する使用料の還付は、次の基準によるものとする。</p> <p>(1) 市の必要により使用許可を取り消したとき 還付率100分の100 (2) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき 還付率100分の100 (3) 使用開始の日前の2月までに、使用の中止又は変更の申出をした場合で、相当の理由があると認めるとき 還付率100分の80 (4) 使用開始の日前の10日までに、使用の中止又は変更の申出をした場合で、相当の理由があると認めるとき 還付率100分の50</p>		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 246

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	今治市忠霊塔条例 第11条第1項		
例規番号	平成17年条例第125号		
【基準】	<p>第11条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第11条 会館の会議室を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた内容を変更するときも、同様とする。</p> <p>2 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 忠霊塔の施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、忠霊塔の管理上支障があるとき。</p> <p>3 市長は、第1項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 249

処分の概要	使用料の減免		
例規名根拠条項	今治市忠霊塔条例 第16条		
例規番号	平成17年条例第125号		
【基準】	<p>第16条及び今治市忠霊塔条例施行規則第11条の規定による。 (使用料の減免)</p> <p>第16条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第11条 条例第16条に規定する使用料の減額又は免除の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 今治市が使用するとき 減免率100分の100</p> <p>(2) 条例第3条に係る団体が条例第1条の目的のために使用するとき 減免率100分の100</p> <p>(3) 災害その他の事情が発生し、災害救援又は災害救援支援等のために活動するものがしようするとき 減免率100分の100</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき 減免率100分の50</p> <p>2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、忠霊塔記念会館使用料減免申請書(別記様式第7号)を市長に提出しなければならない。</p>		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 250

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	今治市忠霊塔条例 第17条ただし書		
例規番号	平成17年条例第125号		
【基準】	<p>第17条及び今治市忠霊塔条例施行規則第12条の規定による。 (使用料の不還付)</p> <p>第17条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 市の必要により使用許可を取り消したとき。 (2) 使用者の責任によらない理由により使用できなかったとき。 (3) 使用の開始の日前3日までに使用の取りやめの申出をした場合で相当の理由があると認めるとき。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第12条 条例第17条ただし書の規定による使用料の還付率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市の必要により許可を取り消したとき 100分の100 (2) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき 100分の100 (3) 使用料の納期限内に使用を取りやめたとき 100分の100 (4) 使用開始の日前3日までに、使用の取りやめの届出をした場合で、相当の理由があると認めるとき 100分の50</p> <p>2 使用料の還付を受けようとする者は、忠霊塔記念会館使用中止届兼還付申請書(別記様式第6号)を市長に提出しなければならない。</p>		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 281

処分の概要	徴収額の減免		
例規名 根拠条項	今治市老人福祉法第28条の規定による費用徴収規則 第5条第1項		
例規番号	平成17年規則第86号		
【基準】	<p>第5条の規定による。 (徴収額の減免)</p> <p>第5条 市長は、納入義務者が災害その他やむを得ない理由により徴収額を納入できないと認めるときは、徴収額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 前項の規定により徴収額の減額又は免除を受けようとする者は、老人福祉法による措置費用徴収額減額・免除申請書(別記様式第3号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに実情を調査して減額又は免除の可否を決定し、老人福祉法による措置費用徴収額減額・免除承認(却下)通知書(別記様式第4号)により、申請者に通知するものとする。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 282

処分の概要	入居の決定		
例規名 根拠条項	今治市グループリビング条例 第5条		
例規番号	平成17年条例第139号		
<p>【基準】</p> <p>第3条、第5条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (入居者の資格)</p> <p>第3条 今治市菊間グループリビング(以下「グループリビング」という。)に入居することができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者</p> <p>(2) 共同生活に対応できる単身世帯の高齢者又は生活上の支援若しくは介護を必要とする高齢者及びその介護者で構成される世帯の世帯員</p> <p>(3) 生活費に充てることができる収入等があり、所定の入居費用が負担できる者</p> <p>(4) 税及び公共料金等に滞納がない者</p> <p>(入居申し込み及び決定)</p> <p>第5条 第3条に規定する入居者の資格を有する者でグループリビングに入居しようとするもの(以下「入居申込者」という。)は、あらかじめ入居の申込みをしなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者のうちからグループリビングの入居者を決定し、その旨を当該入居者(以下「入居決定者」という。)に対し通知するものとする。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 286

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	今治市老人ふれあいの家条例 第10条第2項		
例規番号	平成17年条例第141号		
<p>【基準】</p> <p>第10条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第10条 今治市老人ふれあいの家(以下「老人ふれあいの家」という。)を使用できる者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 本市に住所を有する60歳以上の者 (2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に使用を認める者</p> <p>2 前項の者が老人ふれあいの家を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた内容を変更するときも、同様とする。</p> <p>3 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 老人ふれあいの家の施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。 (3) 営利を目的とするとき。 (4) 感染性疾患を有し、他の者に感染するおそれがあるとき。 (5) 前各号に掲げる場合のほか、老人ふれあいの家の管理上支障があるとき。</p> <p>4 市長は、第2項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 289

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	今治市老人ふれあいの家条例 第15条		
例規番号	平成17年条例第141号		
【基準】 第15条の規定による。 (使用料の減免) 第15条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 290

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	今治市老人ふれあいの家条例 第16条ただし書		
例規番号	平成17年条例第141号		
【基準】	<p>第16条の規定による。 (使用料の不還付)</p> <p>第16条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責任に帰さない理由により浴場を使用できないときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 292

処分の概要	入所の決定		
例規名根拠条項	今治市在宅高齢者生活管理指導短期宿泊事業条例 第5条第2項		
例規番号	平成17年条例第144号		
【基準】	<p>第3条から第5条までの規定による。 (対象者)</p> <p>第3条 あんしんお泊まりサービスを利用することができる者(以下「対象者」という。)は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市の住民基本台帳に記載されている者</p> <p>(2) 本市に居住している65歳以上の者(65歳未満であって、市長が特に必要があると認める者を含む。)</p> <p>(3) 介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3項及び第4項に該当しない者</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、あんしんお泊まりサービスを利用することができない。</p> <p>(1) 疾病又は負傷のため入院加療の必要な者</p> <p>(2) 感染症疾患等を有し、事業に支障をきたすおそれのある者</p> <p>(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が不相当と認める者</p> <p>(入所の要件)</p> <p>第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合で対象者を実施施設に一時的に入所させる必要があると認めるときに実施するものとする。</p> <p>(1) 対象者を養護する者が、疾患、出産及び冠婚葬祭等により養護できないとき。</p> <p>(2) 家庭環境等により居宅において日常生活を継続することが、対象者の心身を著しく害すると認められるとき。</p> <p>(3) 対象者の生活習慣等の指導を行うとともに体調を整える必要があると認められるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。</p> <p>(入所の許可申請等)</p> <p>第5条 あんしんお泊まりサービスを利用しようとする者又はその世帯員(以下これらを「申請者」という。)は、申請書に別に規則で定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請書を受理したときは、必要な事項を調査し、入所の可否を決定し、申請者に通知する。</p> <p>3 市長は、前項の規定により入所の決定をしたときは、入所の期間その他規則で定める条件を付し、利用券を添付して、申請者に通知する。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 295

処分の概要	利用料の減免		
例規名 根拠条項	今治市在宅高齢者生活管理指導短期宿泊事業条例 第10条		
例規番号	平成17年条例第144号		
【基準】			
第10条の規定による。 (利用料の減免)			
第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。			
(1) 災害その他やむを得ない事情があると認めるとき。			
(2) 市町村民税非課税世帯のうち特に生計困難であると認めるとき。			
(3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けているとき。			
2 前項の減額又は免除を受けようとする者は、申請書を市長に提出しなければならない。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 296

処分の概要	貸与の決定		
例規名 根拠条項	今治市高齢者福祉電話貸与に関する規則 第3条		
例規番号	平成17年規則第101号		
【基準】			
第2条及び第3条の規定による。 (貸与対象者)			
第2条 福祉電話の貸与を受けることができる者は、電話を有しない市内に住所を有するお おむね65歳以上の高齢者等(市民税非課税世帯に限る。)で、市長が定期的に安否の確認を 行う必要があると認めた者とする。 (許可の申請等)			
第3条 福祉電話の貸与を受けようとする者は、高齢者福祉電話貸与申請書(別記様式第1号) を市長に提出しなければならない。			
2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、貸与の可否を決定し、高齢者 福祉電話貸与決定・却下通知書(別記様式第2号)により申請者に通知する。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 336

処分の概要	延滞金の減免		
例規名 根拠条項	今治市介護保険条例 第16条第3項		
例規番号	平成17年条例第155号		
【基準】	<p>第16条の規定による。 (延滞金)</p> <p>第16条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者(以下「保険料の納付義務者」という。)は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額に、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全部を切り捨てる。</p> <p>2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>3 市長は、やむを得ない理由があると認める者については、第1項の延滞金を減免することができる。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 337

処分の概要	保険料の徴収猶予		
例規名 根拠条項	今治市介護保険条例 第17条第1項		
例規番号	平成17年条例第155号		
<p>【基準】 第17条の規定による。 (保険料の徴収猶予) 第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、12月以内の期間を限って徴収猶予することができる。</p> <p>(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。</p> <p>(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。</p> <p>(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。</p> <p>(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、特別の理由があること。</p> <p>2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所</p> <p>(2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月</p> <p>(3) 徴収猶予を必要とする理由</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 338

処分の概要	保険料の減免		
例規名 根拠条項	今治市介護保険条例 第18条第1項		
例規番号	平成17年条例第155号		
<p>【基準】 第18条の規定による。 (保険料の減免)</p> <p>第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免する。</p> <p>(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について特に著しい損害を受けたこと。</p> <p>(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が特に著しく減少したこと。</p> <p>(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により特に著しく減少したこと。</p> <p>(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により特に著しく減少したこと。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、特別の理由があること。</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに、申請を行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 前項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出することにより行うものとする。</p> <p>(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所 (2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月 (3) 減免を必要とする理由</p> <p>4 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 340

処分の概要	基準該当居宅サービス事業者の登録		
例規名 根拠条項	今治市基準該当居宅サービス事業者の登録に関する規則 第2条		
例規番号	平成23年規則第11号		
【基準】	<p>第2条の規定による。 (登録及び対象事業者)</p> <p>第2条 市長は、基準該当居宅サービスの事業を行う者の申請により、基準該当居宅サービスの種類及び当該基準該当居宅サービスの種類に係る基準該当居宅サービスの事業を行う事業所(以下「基準該当居宅サービス事業所」という。)ごとにその登録を行う。</p> <p>2 登録を受けることができる事業者は、関前地域に事業所を有し、同地域において訪問介護又は通所介護を提供する者とする。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 252

処分の概要	基準該当障害児通所支援事業者の登録		
例規名 根拠条項	今治市基準該当障害児通所支援事業者の登録等に関する規則 第3条		
例規番号	平成24年規則第3号		
<p>【基準】 第3条の規定による。 (基準該当障害児通所支援事業者の登録) 第3条 基準該当障害児通所支援事業者は、この規則の定めるところにより、市長の登録を受けることができる。</p> <p>2 市長は、基準該当障害児通所支援事業者が実施する事業の種類に応じて、基準該当障害児通所支援に関する基準を満たし、それらの基準に従って事業を継続的に運営することができることを認める場合に前項の登録を行うものとする。ただし、当該基準該当障害児通所支援事業者が指定障害児通所支援事業基準を満たし、指定障害児通所支援事業者の指定を受けることができると認めるときは登録しないことができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 269

処分の概要	通所の許可		
例規名 根拠条項	今治市ひよこ園条例 第6条第1項		
例規番号	平成24年条例第10号		
<p>【基準】</p> <p>第5条、第6条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (通所対象児童)</p> <p>第5条 ひよこ園に通所できる児童は、次の各号のいずれかに該当する児童であつて、第3条各号に定める事業の区分に応じ当該各号に定める事業の対象となっているもの(同条各号に定めのない事業にあつては、事業の区分ごとに市長が定める者)とする。</p> <p>(1) 法第21条の5の5に規定する障害児通所給付費等の支給決定を受けた保護者の保護する児童</p> <p>(2) 法第21条の6に規定する措置を必要と認める児童</p> <p>(3) その他市長が特に必要があると認める児童</p> <p>(通所の許可)</p> <p>第6条 ひよこ園に児童を通所させようとする者は、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。ただし、前条第2号に該当する者については、この限りでない。</p> <p>2 市長は、前項の許可(以下「通所許可」という。)をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 299

処分の概要	基準該当障害福祉サービス事業者の登録		
例規名 根拠条項	今治市基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則 第3条第2項		
例規番号	平成18年規則第51号		
<p>【基準】 第3条の規定による。 （基準該当障害福祉サービス事業者の登録） 第3条 基準該当障害福祉サービス事業者は、この規則の定めるところにより、市長の登録を受けることができる。</p> <p>2 市長は、基準該当障害福祉サービス事業者が実施する事業の種類に応じて、基準該当障害福祉サービスに関する基準を満たし、それらの基準に従って事業を継続的に運営することができる場合と認める場合に前項の登録を行うものとする。ただし、当該基準該当障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス等基準を満たし、指定障害福祉サービス事業者の指定を受けることができると認めるときは登録しないことができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 301

処分の概要	地域生活支援事業サービス提供事業者の登録		
例規名 根拠条項	今治市地域生活支援事業サービス提供事業者の登録に関する規則 第2条第1項		
例規番号	平成19年規則第25号		
【基準】	<p>第2条及び第4条の規定による。 (登録)</p> <p>第2条 地域生活支援事業のサービス提供を行おうとする法人その他の団体は、地域生活支援事業サービス提供事業者(以下「サービス提供事業者」という。)として市の登録を受けなければならない。</p> <p>2 前項の登録(以下「登録」という。)は、地域生活支援事業の種類及び当該地域生活支援事業のサービス提供を行う事業所(以下「事業所」という。)ごとに行うものとする。 (地域生活支援事業者の登録の基準)</p> <p>第4条 市長は、前条の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしてはならない。</p> <p>(1) 当該申請に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員が、市長が別に定める事業基準(以下「事業基準」という。)に規定する事業所が満たすべき基準又は確保すべき員数を満たしていないとき。</p> <p>(2) 申請者が、事業基準に規定する地域生活支援事業サービスの設備及び運営に関する基準に従って適正な地域生活支援サービス事業を継続的に運営することができないと認められるとき。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 303

処分の概要	福祉電話の貸与		
例規名 根拠条項	今治市身体障害者福祉電話貸与に関する規則 第3条		
例規番号	平成17年規則第108号		
【基準】	<p>第2条及び第3条の規定による。 (貸与対象者)</p> <p>第2条 福祉電話の貸与対象者は、現に電話を保有しない低所得世帯(市民税非課税世帯に限る。)に属する重度障害者で、市長がコミュニケーション、緊急連絡等の手段として、必要があると認めるものとする。 (福祉電話の貸与)</p> <p>第3条 市長は、身体障害者福祉電話貸与申請書(別記様式)による貸与対象者(現に扶養している者を含む。)の申請に基づき、予算で定める範囲内において、その必要度を勘案し福祉電話を貸与するものとする。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 305

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	今治市障害者福祉センター条例 第3条の3第1項		
例規番号	平成17年条例第147号		
<p>【基準】</p> <p>第3条の2、第3条の3及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (利用対象者)</p> <p>第3条の2 障害者センターを利用することができる者は、市内に住所を有する障害者その他市長が特に利用を適当と認めた者とする。 (利用の許可)</p> <p>第3条の3 障害者センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、障害の程度等を勘案し、障害者センターの管理上特に支障があると認めるときは、前項の許可をしないことができる。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 307

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	今治市障害者福祉センター条例 第5条第1項		
例規番号	平成17年条例第147号		
【基準】	<p>第5条、第6条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第5条 障害者センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた内容を変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 (使用許可の制限)</p> <p>第6条 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、障害者センターの使用を許可しない。</p> <p>(1) 障害者の福祉の増進に寄与しないと認めるとき。 (2) 公の秩序を乱し、又は風俗を害するおそれがあるとき。 (3) 営利を図る目的で使用するおそれがあるとき。 (4) 管理上支障があるとき。 (5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 309

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名根拠条項	今治市障がい者文化体育施設条例 第12条第1項		
例規番号	平成17年条例第148号		
<p>【基準】</p> <p>第11条、第12条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用者の範囲)</p> <p>第11条 サン・アビリティーズ今治を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項の規定による精神障害者保健福祉手帳若しくは療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省発児第156号)による療育手帳の交付を受けた者又はこれらと同様の状態にあると市長が認める者(以下これらを「障がい者」という。)</p> <p>(2) 障がい者の介護者(以下「介護者」という。)</p> <p>2 市長は、施設運営上支障がないと認めるときは、前項に規定する者以外の者に使用を許可することができる。 (使用の許可)</p> <p>第12条 サン・アビリティーズ今治を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた内容を変更するときも、同様とする。</p> <p>2 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(2) サン・アビリティーズ今治の施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、サン・アビリティーズ今治の管理上支障があるとき。</p> <p>3 市長は、第1項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 312

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	今治市障がい者文化体育施設条例 第16条		
例規番号	平成17年条例第148号		
【基準】 第16条の規定による。 (使用料の減免) 第16条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 313

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	今治市障がい者文化体育施設条例 第17条ただし書		
例規番号	平成17年条例第148号		
<p>【基準】</p> <p>第17条及び今治市障がい者文化体育施設条例施行規則第10条の規定による。 (使用料の不還付)</p> <p>第17条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき。 (2) 公益上又は市の必要で使用許可を取り消したとき。 (3) 規則の定めるところにより、使用開始前に使用の中止又は変更を求める申出をし、相当の理由があると認めるとき。</p> <p>(使用料の還付率)</p> <p>第10条 条例第17条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に掲げる率とする。</p> <p>(1) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき 還付率100分の100 (2) 公益上又は市の必要で使用許可を取り消したとき 還付率100分の100 (3) 使用開始前に次により使用の中止又は変更の申出をし、市長がこれを認めたとき ア 使用開始の日前11日まで 還付率100分の100 イ 使用開始の日前10日から3日まで 還付率100分の50</p> <p>2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、障がい者文化体育施設使用許可取消(変更)兼使用料還付申請書(別記様式第8号)を市長に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 314

処分の概要	特別の設備等の承認		
例規名 根拠条項	今治市障がい者文化体育施設条例 第18条第1項		
例規番号	平成17年条例第148号		
【基準】	<p>第18条の規定による。 (特別設備等の制限)</p> <p>第18条 サン・アビリティーズ今治に特別の設備をし、若しくは器具を持ち込み、又は施設内で物品の販売をしようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。この場合において、第12条第2項及び第3項の規定を準用する。</p> <p>2 前項の承認を受けた者は、承認の際に使用に要する経費相当額(物品販売にあつては、市長が指定する日までに総収入の5パーセント相当額)を納付しなければならない。この場合において、前2条の規定を準用する。</p> <p>3 第13条の規定は、第1項の承認の取消し等をする場合に準用する。</p>		
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 316

処分の概要	支給の決定		
例規名根拠条項	今治市中心身障害者(児)福祉年金支給条例 第3条第1項		
例規番号	平成17年条例第149号		
【基準】	<p>第2条から第4条までの規定による。 (支給要件)</p> <p>第2条 福祉年金は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、毎年9月1日現在において、本市の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民基本台帳に記載されている者に支給する。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳(以下「身障手帳」という。)の交付を受けた者であつて、身障手帳に記載された身体障害者等級表による等級が2級以上であるもの</p> <p>(2) 身障手帳の交付を受けた者であつて、身障手帳に記載された身体障害者等級表による等級が3級以下であるもの</p> <p>(3) 療育手帳制度について(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)による療育手帳(以下「療育手帳」という。)の交付を受けた者であつて、療育手帳に記載された障害の程度がAであるもの</p> <p>(4) 療育手帳の交付を受けた者であつて、療育手帳に記載された障害の程度がBであるもの</p> <p>(5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳(以下「精神手帳」という。)の交付を受けた者であつて、精神手帳に記載された精神障害者等級表による等級が2級以上であるもの</p> <p>(6) 精神手帳の交付を受けた者であつて、精神手帳に記載された精神障害者等級表による等級が3級であるもの</p> <p>(申請及び決定)</p> <p>第3条 福祉年金は、支給対象者(前条に規定する支給要件に該当する者をいう。以下同じ。)又はその保護者(親権を行う者、後見人その他の者で支給対象者を現に監護するものをいう。以下同じ。)からの申請により市長が支給の可否を決定する。</p> <p>2 前項の申請には、身障手帳、療育手帳又は精神手帳その他市長が必要があると認める書類を添付しなければならない。</p> <p>(福祉年金の額)</p> <p>第4条 福祉年金の額は、次に掲げる額とする。ただし、受給権者に2以上の支給要件が有るときは、いずれかの高い額とする。</p> <p>(1) 第2条第1号、第3号又は第5号に該当する者 年額8,000円</p> <p>(2) 第2条第2号、第4号又は第6号に該当する者 年額6,000円</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 345

処分の概要	使用の登録		
例規名 根拠条項	今治市障害者地域活動支援センター条例 第11条第1項		
例規番号	平成17年条例第159号		
【基準】	<p>第10条及び第11条の規定による。 (利用対象者)</p> <p>第10条 今治市障害者地域活動支援センター(以下「センター」という。)を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 今治市に居住する法第4条第1項又は第2項に規定する障害者等(以下「障害者等」という。)及びその保護者</p> <p>(2) 障害者等の福祉の増進に協力するボランティア活動に従事する者</p> <p>(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要があると認める者</p> <p>(登録)</p> <p>第11条 センターを使用しようとする者は、市長の登録を受けなければならない。</p> <p>2 前項の登録を受けようとする者は、申請書に別に定める書類を添えて、あらかじめ市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の申請書を受理したときは、必要な事項を審査し、登録の可否を決定し、その旨を申請者に通知しなければならない。</p> <p>4 市長は、登録簿を作成し、前項の規定により登録を決定したときは、登録簿に必要な事項を登載しなければならない。</p>		
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 347

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	今治市さざなみ園条例 第5条第1項		
例規番号	平成17年条例第160号		
<p>【基準】</p> <p>第4条、第5条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (利用対象者)</p> <p>第4条 さざなみ園を利用することができる者は、市内に住所を有する障害者その他市長が特に利用を適当と認めた者とする。 (利用の許可)</p> <p>第5条 さざなみ園を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、障害の程度等を勘案し、さざなみ園の管理上特に支障があると認めるときは、前項の許可をしないことができる。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	10日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 35

処分の概要	手数料の減免		
例規名 根拠条項	今治市島しょ診療所手数料条例 第5条		
例規番号	平成17年条例第67号		
【基準】 第5条の規定による。 (手数料の減免) 第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、手数料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。 (1) 国、地方公共団体その他公共団体の申請又は請求に係るもの (2) 市長が公益上必要であると認めるもの 2 前項の減額又は免除は、書面による減額又は免除の申請を受けて、これを行う。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 342

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名根拠条項	今治市中央保健センター条例 第4条第1項		
例規番号	平成17年条例第158号		
【基準】	<p>第4条、第5条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第4条 保健センターの施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた内容を変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 (使用許可の制限)</p> <p>第5条 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、保健センターの使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 営利を図る目的で使用するおそれがあるとき。 (3) 建物及び附属設備の管理上支障があるとき。 (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 350

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名根拠条項	今治市湯ノ浦温泉条例 第5条第1項		
例規番号	平成17年条例第162号		
<p>【基準】</p> <p>第4条、第5条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (温泉の受給資格)</p> <p>第4条 今治市湯ノ浦温泉(以下「温泉」という。)の供給を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えた者でなければならない。ただし、温泉スタンドによる場合及び市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 今治市湯ノ浦地区に土地を所有し、又は使用する権利を有する者 (2) 事業所の福祉厚生施設、病院のリハビリテーション施設及び観光保養事業上必要があると認められる保養施設等を所有し、又は使用する権利を有する者</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第5条 前条の資格を備えた者で、温泉の供給を受け、使用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の許可に当たり必要があるときは、条件を付することができる。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 352

処分の概要	給湯工事の施行の許可		
例規名 根拠条項	今治市湯ノ浦温泉条例 第14条第1項		
例規番号	平成17年条例第162号		
【基準】	<p>第14条の規定による。 (給湯工事の施行及び費用の負担)</p> <p>第14条 使用者は、給湯施設の新設、増設、改造、変更、修繕及び撤去の工事(以下「給湯工事」という。)を施行しようとするときは、あらかじめ市長の設計審査を受け、その許可を得なければならない。</p> <p>2 前項の給湯工事は、市長が認める者に施行させなければならない。</p> <p>3 給湯工事がしゅん工したときは、速やかに市長の検査を受けなければならない。</p> <p>4 給湯工事に要する一切の費用は、使用者の負担とする。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 354

処分の概要	温泉使用料の減免		
例規名 根拠条項	今治市湯ノ浦温泉条例 第22条		
例規番号	平成17年条例第162号		
【基準】 第22条の規定による。 (使用料の減免) 第22条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 357

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名根拠条項	今治市湯ノ浦温泉スタンド条例 第2条第1項		
例規番号	平成17年条例第163号		
【基準】	<p>第2条、第3条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第2条 温泉スタンドを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた内容を変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 (使用許可の制限)</p> <p>第3条 市長は、次の各号のいずれか該当するときは、温泉スタンドの使用を許可しない。 (1) 営利の目的として使用していると認めるとき。 (2) 前号に掲げる場合のほか、市長が不適當と認めるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 359

処分の概要	使用料の減免		
例規名根拠条項	今治市湯ノ浦温泉スタンド条例 第6条		
例規番号	平成17年条例第163号		
【基準】	第6条の規定による。 (使用料の減免) 第6条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。		
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 360

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	今治市湯ノ浦温泉スタンド条例 第7条ただし書		
例規番号	平成17年条例第163号		
【基準】 第7条の規定による。 (使用料の不還付) 第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 給湯機器の故障等により、給湯量が第4条に規定する量を満たさないとき。 (2) 市長が特別の理由があると認めるとき。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 362

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名根拠条項	今治市玉川鉱泉供給条例 第5条第1項		
例規番号	平成20年条例第21号		
<p>【基準】 第4条から第6条まで及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (対象施設)</p> <p>第4条 鉱泉を使用することができる施設は、旅館若しくは別荘又は市長が特に認める施設とする。 (使用の許可)</p> <p>第5条 鉱泉を使用しようとする者(前条の施設を使用する権利を有するものに限る。)は、市長の許可を受けなければならない。使用者が許可を受けた内容を変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 前項後段の規定にかかわらず、許可を受けた内容の変更が次の各号のいずれかに該当するときは、届出をもって許可に代えることができる。</p> <p>(1) 合併及び分割による名義の変更 (2) 相続による名義の変更 (3) 氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地の変更 (4) その他市長が軽微と認める変更</p> <p>3 市長は、第1項の許可に必要な条件を付けることができる。 (使用許可の制限)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、鉱泉の使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 鉱泉の供給量に不足を生じるおそれがあるとき。 (3) 鉱泉の使用に必要な供給装置を敷設するための工事が著しく困難であるとき。 (4) 第8条の費用を負担しなかったとき。 (5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 364

処分の概要	権利金の還付承認		
例規名 根拠条項	今治市玉川鉱泉供給条例 第7条第2項ただし書		
例規番号	平成20年条例第21号		
【基準】	第7条の規定による。 (権利金) 第7条 第5条第1項前段の許可を受けた者は、直ちに10万円の権利金を納入しなければならない。 2 前項の権利金は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 365

処分の概要	受給装置の工事の施行の許可		
例規名 根拠条項	今治市玉川鉱泉供給条例 第9条第1項		
例規番号	平成20年条例第21号		
【基準】	<p>第9条の規定による。 (受給装置の工事)</p> <p>第9条 使用者は、受給装置の新設、改造、修繕及び撤去の工事(以下「受給装置の工事」という。)を施行しようとするときは、あらかじめ市長の設計審査を受け、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 受給装置の工事は、市長が認める者に施行させなければならない。</p> <p>3 受給装置の工事がしゅん工したときは、速やかに市長の検査を受けなければならない。</p> <p>4 受給装置の工事に要する費用の一切は、使用者が負担する。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 368

処分の概要	使用料等の減免		
例規名 根拠条項	今治市玉川鉱泉供給条例 第20条		
例規番号	平成20年条例第21号		
【基準】 第20条の規定による。 (使用料等の減免) 第20条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料又は権利金を減額し、又は免除することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 370

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	今治市玉川温泉スタンド条例 第3条第1項		
例規番号	平成17年条例第165号		
【基準】	<p>第3条、第4条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第3条 温泉スタンドを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた内容を変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 (使用許可の制限)</p> <p>第4条 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、温泉スタンドの使用を許可しない。</p> <p>(1) 施設を汚染し、又は破損するおそれがあるとき。 (2) 前号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 372

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	今治市玉川温泉スタンド条例 第7条		
例規番号	平成17年条例第165号		
【基準】 第7条の規定による。 (使用料の減免) 第7条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 373

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名根拠条項	今治市玉川温泉スタンド条例 第8条ただし書		
例規番号	平成17年条例第165号		
【基準】	<p>第8条の規定による。 (使用料の不還付)</p> <p>第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 給湯機器の故障等により、給湯量が第5条に規定する量を満たさないとき。</p> <p>(2) 市長が特別の理由があると認めるとき。</p>		
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 375

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名根拠条項	今治市多目的温泉保養館条例 第10条第1項		
例規番号	平成17年条例第166号		
【基準】	<p>第10条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第10条 今治市多目的温泉保養館(クアハウス今治)(以下「クアハウス今治」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者が許可を受けた内容を変更するときも、同様とする。</p> <p>2 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) クアハウス今治の施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。 (3) 感染性疾患にかかっていることが明らかであるとき。 (4) 前3号に掲げる場合のほか、クアハウス今治の管理上支障があるとき。</p> <p>3 市長は、第1項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 378

処分の概要	使用料の減免		
例規名根拠条項	今治市多目的温泉保養館条例 第15条		
例規番号	平成17年条例第166号		
【基準】 第15条の規定による。 (使用料の減免) 第15条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 379

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名根拠条項	今治市多目的温泉保養館条例 第16条ただし書		
例規番号	平成17年条例第166号		
【基準】	<p>第16条の規定による。 (使用料の不還付)</p> <p>第16条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 市の必要により許可を取り消したとき。 (2) 使用者の責任でない理由により使用できなかったとき。 (3) 使用開始前に、使用の中止又は変更の申出をした場合で、相当の理由があると認めるとき。</p>		
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 273

処分の概要	医療費の助成		
例規名 根拠条項	今治市子ども医療費助成条例 第7条		
例規番号	平成17年条例第132号		
<p>【基準】</p> <p>第4条、第6条及び第7条の規定による。 (助成金の支給)</p> <p>第4条 市長は、助成対象者が子どもに係る保険給付につき一部負担金を負担した場合においては、当該一部負担金に相当する額を助成するものとする。 (助成の制限)</p> <p>第6条 第4条の規定にかかわらず、療養の原因となった疾病、負傷等が第三者の行為によって生じたものであり、かつ、その医療に要する費用の全部又は一部につき第三者から賠償が行われるときは、その限度において助成しないものとする。 (助成の方法)</p> <p>第7条 子どもに係る医療費の助成は、第4条に規定する一部負担金に相当する額を保険医療機関等に支払うことによつて行う。ただし、児童の休日診療又は夜間診療(歯科診療に係るものを除く。)に係る医療費の助成は、同条に規定する一部負担金に相当する額を助成対象者の申請に基づき当該助成対象者に支払うことによつて行う。</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、第4条に規定する一部負担金に相当する額を助成対象者の申請に基づき当該助成対象者に支払うことができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 274

処分の概要	受給資格者証の交付		
例規名 根拠条項	今治市子ども医療費助成条例 第8条		
例規番号	平成17年条例第132号		
【基準】	<p>第3条及び第8条の規定による。 (助成対象者)</p> <p>第3条 この条例に定める医療費の助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、保護者であって、本市に住所を有する者でなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める者は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、子どもが次の各号のいずれかに該当するときは、当該子どもを監護する保護者は、助成対象者としなない。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けているとき。</p> <p>(2) 国民健康保険法第116条の2の規定により他の市町村の区域内に住所を有するものとみなされた者であって、当該他の市町村が行うこの条例と同種の医療費の助成に関する制度によりその対象とされているとき。</p> <p>(3) 国又は地方公共団体が行う医療費の助成に関する制度により負担する医療費のすべてについて助成の対象とされているとき。</p> <p>(4) その他この条例に基づく助成を受けることが適当でないときと特に市長が認めるとき。</p> <p>(受給資格者証)</p> <p>第8条 市長は、助成対象者から申請があった場合には、規則で定めるところにより、子ども医療費受給資格者証を交付しなければならない。</p>		
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 276

処分の概要	受給資格者証の再交付		
例規名 根拠条項	今治市子ども医療費助成条例施行規則 第9条第1項		
例規番号	平成17年規則第83号		
<p>【基準】 第9条の規定による。 (受給資格者証の再交付) 第9条 受給資格者は、受給資格者証を破損、汚損又は亡失したときは、子ども医療費受給資格者証再交付申請書(別記様式第5号)を市長に提出し、受給資格者証の再交付を受けることができる。</p> <p>2 受給資格者は、前項の申請書を提出する場合において、再交付を申請する理由が破損又は汚損によるときは、当該破損又は汚損した受給資格者証を添えなければならない。</p> <p>3 受給資格者は、受給資格者証の再交付を受けた後、紛失した受給資格者証を発見したときは、速やかに発見した受給資格者証を市長に返還しなければならない。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 277

処分の概要	認定及び受給資格者証の交付		
例規名根拠条項	今治市ひとり親家庭医療費助成条例 第6条		
例規番号	平成17年条例第133号		
<p>【基準】 第3条及び第6条の規定による。 (受給資格者)</p> <p>第3条 医療費の助成を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、医療保険各法の規定による被保険者若しくはその被扶養者であって、今治市に住所を有し、本市の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民基本台帳に記載されている者又は国民健康保険法第116条の2の規定により今治市の区域内に住所を有するものとみなされた者若しくは高齢者の医療の確保に関する法律第55条及び第55条の2の規定により愛媛県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療保険の被保険者(今治市が保険料を徴収する者に限る。)とされた者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 児童を監護し、その者の生計を維持する配偶者のない者</p> <p>(2) 前号に規定する者の監護を受け、その者と生計を同じくする児童</p> <p>(3) 祖父若しくは祖母と孫又は兄若しくは姉と弟妹からなる家庭であって、市長がひとり親家庭に準ずると認めるものに属する祖父、祖母、兄又は姉及び孫又は弟妹である児童</p> <p>(4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第3条に規定する父母のない児童</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としなない。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者</p> <p>(2) 国民健康保険法第116条の2の規定により他の市町村の区域内に住所を有するものとみなされた者及び高齢者の医療の確保に関する法律第55条及び第55条の2の規定により愛媛県後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療保険の被保険者であって、当該他の市町村が行うこの条例と同種の医療費の助成に関する制度によりその対象者とされているもの</p> <p>(3) 国又は地方公共団体が行う医療費の助成に関する制度により自己の負担する医療費のすべてについて助成を受けることができる者</p> <p>(4) 前年(1月1日から6月末日までの間に受給資格を取得する場合にあっては前々年)において所得税法(昭和40年法律第33号)その他所得税に関する法令の規定による所得税の納付義務を有する者</p> <p>(5) その他この条例に基づく助成を受けることが適当でないと特に市長が認める者(認定及び受給資格者証)</p> <p>第6条 医療費の助成を受けようとする家庭主等は、あらかじめ市長の認定を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の認定を受けた者(以下「認定者」という。)に対し、ひとり親家庭医療費受給資格者証を交付する。</p>			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 278

処分の概要	医療費の助成		
例規名根拠条項	今治市ひとり親家庭医療費助成条例 第8条		
例規番号	平成17年条例第133号		
<p>【基準】</p> <p>第4条、第5条及び第8条の規定による。 (助成金の支給)</p> <p>第4条 市長は、受給資格者が疾病又は負傷のため保険医療機関等において保険給付を受け、その費用の全部又は一部を負担した場合は、当該自己負担額(医療保険各法による療養費又は家族療養費、高額療養費又は家族高額療養費、特別療養費、高額介護合算療養費及び他の制度による医療費等の支給を受けるときは、その支給される額を控除した額)に相当する金額(以下「一部負担金」という。)を、当該ひとり親家庭の家庭主又は父母のない児童を扶養する者(以下「家庭主等」という。)に助成するものとする。ただし、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額並びに療養介護医療及び障害児入所医療に係る利用者負担額(市町村民税非課税世帯に属する20歳未満の者に係る利用者負担額は除く。)は助成しないものとする。</p> <p>(助成の制限)</p> <p>第5条 前条の規定にかかわらず、療養の原因となった疾病、負傷等が、第三者の行為によって生じたものであり、かつ、その療養に要する費用の全部又は一部について、第三者から賠償が行われるときは、その限度において助成金は支給しないものとする。</p> <p>2 健康保険組合等の規約による付加給付等の給付が行われるときも、前項と同様とする。</p> <p>(助成の方法)</p> <p>第8条 医療費の助成は、一部負担金に相当する額を保険医療機関等に支払うことによって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、認定者の申請に基づき支払うことにより、医療費の助成を行うことができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 280

処分の概要	受給資格者証の再交付		
例規名 根拠条項	今治市ひとり親家庭医療費助成条例施行規則 第5条第1項		
例規番号	平成17年規則第84号		
【基準】	<p>第5条の規定による。 (受給資格者証の再交付)</p> <p>第5条 認定者は、受給資格者証を破損、汚損、又は紛失したときは、ひとり親家庭医療費受給資格者証再交付申請書(別記様式第4号)を市長に提出し、受給資格者証の再交付を受けることができる。</p> <p>2 認定者は、前項の申請書を提出する場合において、再交付を申請する理由が破損又は汚損によるときは、当該破損又は汚損した受給資格者証を添えなければならない。</p> <p>3 認定者は、受給資格者証の再交付を受けた後、紛失した受給資格者証を発見したときは、速やかに発見した受給資格者証を市長に返還しなければならない。</p>		
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 318

処分の概要	認定及び受給資格者証の交付		
例規名根拠条項	今治市重度心身障害者医療費助成条例 第6条		
例規番号	平成17年条例第150号		
【基準】	<p>第3条及び第6条の規定による。 (受給資格者)</p> <p>第3条 医療費の助成を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、今治市の区域内に住所を有し、本市の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民基本台帳に記載されている者又は国民健康保険法第116条の2の規定により今治市の区域内に住所を有するものとみなされた者若しくは高齢者の医療の確保に関する法律第55条及び第55条の2の規定により愛媛県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療保険の被保険者(今治市が保険料を徴収する者に限る。)とされた者であつて、医療保険各法の規定による被保険者又は被保険者の被扶養者である重度心身障害者とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としなない。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者</p> <p>(2) 国民健康保険法第116条の2の規定により他の市町村の区域内に住所を有するものとみなされた者及び高齢者の医療の確保に関する法律第55条及び第55条の2の規定により愛媛県後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療保険の被保険者であつて、当該他の市町村が行うこの条例と同種の医療費の助成に関する制度によりその対象者とされているもの</p> <p>(3) 国又は地方公共団体が行う医療費の助成に関する制度により自己の負担する医療費のすべてについて助成を受けることができる者</p> <p>(4) その他この条例に基づく助成を受けることが適当でないと特に市長が認める者 (認定及び受給資格者証)</p> <p>第6条 医療費の助成を受けようとする受給資格者又はその保護者その他市長が特別の理由があると認める者は、あらかじめ市長の認定を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の認定を受けた者又はその保護者(以下これらを「認定者等」という。)に対し、重度心身障害者医療費受給資格者証を交付しなければならない。</p>		
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 319

処分の概要	医療費の助成		
例規名 根拠条項	今治市重度心身障害者医療費助成条例 第8条		
例規番号	平成17年条例第150号		
<p>【基準】</p> <p>第4条、第5条及び第8条の規定による。 (助成金の支給)</p> <p>第4条 市長は、受給資格者が疾病又は負傷のため保険医療機関等において保険給付を受け、その費用の全部又は一部を負担した場合は、当該自己負担額(医療保険各法による療養費又は家族療養費、高額療養費又は家族高額療養費、特別療養費、高額介護合算療養費及び他の制度による医療費等の支給を受けるときは、その支給される額を控除した額)に相当する金額(以下「一部負担金」という。)を助成するものとする。ただし、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額並びに療養介護医療及び障害児入所医療に係る利用者負担額(市町村民税非課税世帯に属する20歳未満の者に係る利用者負担額は除く。)は助成しないものとする。 (助成の制限)</p> <p>第5条 前条の規定にかかわらず、療養の原因となった疾病、負傷等が、第三者の行為によって生じたものであり、かつ、その療養に要する費用の全部又は一部について、第三者から賠償が行われるときは、その限度において助成金は支給しないものとする。 2 健康保険組合等の規約による付加給付等の給付が行われるときも、前項と同様とする。 (助成の方法)</p> <p>第8条 医療費の助成は、一部負担金に相当する額を保険医療機関等に支払うことによって行う。 2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、認定者等の申請に基づき支払うことにより、医療費の助成を行うことができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 321

処分の概要	受給資格者証の再交付		
例規名 根拠条項	今治市重度心身障害者医療費助成条例施行規則 第12条第1項		
例規番号	平成17年規則第112号		
【基準】	<p>第12条の規定による。 (受給資格者証の再交付)</p> <p>第12条 認定者等は、受給資格者証を破損、汚損、又は亡失したときは、重度心身障害者医療費受給資格者証再交付申請書(別記様式第5号)を市長に提出し、受給資格者証の再交付を受けることができる。</p> <p>2 認定者等は、前項の申請書を提出する場合において、再交付を申請する理由が破損又は汚損によるときは、当該破損又は汚損した受給資格者証を添えなければならない。</p> <p>3 認定者等は、受給資格者証の再交付を受けた後、紛失した受給資格者証を発見したときは、速やかに発見した受給資格者証を市長に返還しなければならない。</p>		
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 325

処分の概要	出産育児一時金の支給		
例規名 根拠条項	今治市国民健康保険条例 第5条第1項		
例規番号	平成17年条例第153号		
【基準】	<p>第5条の規定による。 (出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として48万8,000円を支給する。ただし、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると市長が認めるときは、これに3万円を上限として規則で定める額を加算した額とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には行わない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 326

処分の概要	葬祭費の支給		
例規名 根拠条項	今治市国民健康保険条例 第6条第1項		
例規番号	平成17年条例第153号		
【基準】 第6条の規定による。 (葬祭費) 第6条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として1万円を支給する。 2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には行わない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 328

処分の概要	施術担当者の指定		
例規名根拠条項	今治市国民健康保険はり、きゅう施術規則 第3条		
例規番号	平成17年規則第121号		
【基準】 第3条の規定による。 (施術担当者の指定) 第3条 施術担当者は、次に掲げる要件を備える者のうちから市長が指定する。 (1) はり師又はきゅう師の免許を有する者(法人にあっては、これらの免許取得者を置くもの) (2) 市内に住所(法人を除く。)及び施術所を有する者 (3) 市税の滞納のない者			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 332

処分の概要	延滞金の減免		
例規名 根拠条項	今治市後期高齢者医療に関する条例 第6条第3項		
例規番号	平成20年条例第17号		
【基準】	<p>第6条の規定による。 (延滞金)</p> <p>第6条 法第108条の規定により普通徴収の方法による保険料の納付義務を負う者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>2 前項に規定する年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>3 市長は、やむを得ない理由があると認められる者については、第1項に規定する延滞金を減額し、又は免除することができる。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 265

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名根拠条項	今治市児童館条例 第5条第1項		
例規番号	平成17年条例第127号		
【基準】	<p>第4条、第5条、第7条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用者の範囲)</p> <p>第4条 児童館を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 市内に居住する18歳未満の児童 (2) 前条に規定する業務の援助活動を行うために必要とする者 (使用の手続)</p> <p>第5条 前条第2号に規定する者が児童館を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた内容を変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 (使用許可の制限)</p> <p>第7条 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、児童館の使用を許可しない。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 建物、附属施設、展示物品等を損傷するおそれがあるとき。 (3) 営利を図る目的であるとき。 (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めたとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 267

処分の概要	特別の設備等の許可		
例規名 根拠条項	今治市児童館条例 第11条		
例規番号	平成17年条例第127号		
<p>【基準】 第11条の規定による。 (特別な設備) 第11条 使用者は、児童館に特別な設備をし、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、市長の許可を得て、使用者の負担において必要な設備をすることができる。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 271

処分の概要	受給資格の認定		
例規名 根拠条項	今治市交通災害遺児福祉手当支給条例 第4条		
例規番号	平成17年条例第131号		
【基準】	<p>第4条及び第6条の規定による。 (手当受給の申請)</p> <p>第4条 保護者は、手当の支給を受けようとするときは、市長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。 (支給の制限)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、手当を支給しないものとする。</p> <p>(1) 受給者が遺児の養育を怠っているとき。 (2) 遺児が児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号に規定する措置(同号に規定する児童福祉施設への通園を除く。)を受けることとなったとき。 (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 254

処分の概要	保育料の減免		
例規名 根拠条項	今治市保育の利用に関する規則 第7条		
例規番号	平成27年規則第40号		
<p>【基準】 第7条の規定による。 (保育料の減免)</p> <p>第7条 市長は、入所児童の属する世帯が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、当該入所児童の保護者の申請により、保育料を減額又は免除することができる。</p> <p>(1) 失業又は疾病等により著しく所得が減少し、保育料の支払が困難であるとき。 (2) 災害等により生活が著しく困難となり、保育料の支払が困難であるとき。 (3) 前2号に準ずる事情があるとき。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 255

処分の概要	入園の許可		
例規名 根拠条項	今治市認定こども園条例 第5条		
例規番号	平成26年条例第37号		
<p>【基準】</p> <p>第4条から第6条までの規定による。 (入園の資格)</p> <p>第4条 認定こども園に入園できる者は、満3歳以上の小学校就学前の子ども及び生後6月から満3歳未満の保育を必要とする子どもとする。</p> <p>2 前項の「保育を必要とする子ども」とは、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第1条の5に定める事由に該当するため家庭において必要な保育を受けることが困難な者をいう。</p> <p>(入園の許可)</p> <p>第5条 認定こども園に子どもを入園させようとする保護者は、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(入園の制限)</p> <p>第6条 市長は、子どもが次の各号のいずれかに該当するときは、入園を許可しない。</p> <p>(1) 感染性疾病のため他の児童に感染するおそれがある者</p> <p>(2) 他の児童の教育、保育に著しく支障を来たすおそれがあると認められる者</p> <p>(3) 身体虚弱のため集団生活に堪えられないと認められる者</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不適當と認める者</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 257

処分の概要	保育料の減免		
例規名 根拠条項	今治市認定こども園条例 第9条		
例規番号	平成26年条例第37号		
【基準】 第9条の規定による。 (保育料等の減免) 第9条 市長は、特に必要があると認めるときは、保育料等(保育料及び前条の費用をいう。以下同じ。)を減額し、又は免除することができる。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 258

処分の概要	保育料の還付承認		
例規名 根拠条項	今治市認定こども園条例 第10条ただし書		
例規番号	平成26年条例第37号		
【基準】 第10条の規定による。 (保育料等の不還付) 第10条 既納の保育料等は還付しない。ただし、特別の事由があると認めるときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 260

処分の概要	入所の許可		
例規名 根拠条項	今治市保育所条例 第4条		
例規番号	平成17年条例第126号		
【基準】	<p>第3条から第5条までの規定による。 (保育所における保育の利用基準)</p> <p>第3条 保育所における保育は、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第1条の5に定める事由に該当するため家庭において必要な保育を受けることが困難な場合に行うものとする。</p> <p>2 前項の規定によるほか、保育所における保育は、法第24条第5項及び第6項に該当する場合に行うものとする。 (入所の許可)</p> <p>第4条 児童を保育所に入所させようとする者は、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。ただし、前条第2項に該当する場合にあっては、この限りでない。 (入所の制限)</p> <p>第5条 市長は、児童が次の各号のいずれかに該当するときは、入所を許可しない。</p> <p>(1) 感染性疾病のため他の児童に感染するおそれがある者 (2) 他の児童の保育に著しく支障を来たすおそれがあると認められる者 (3) 身体虚弱のため集団生活に堪えられないと認められる者 (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が不相当と認める者</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 262

処分の概要	保育料の減免		
例規名 根拠条項	今治市保育所条例 第8条		
例規番号	平成17年条例第126号		
【基準】 第8条の規定による。 (保育料等の減免) 第8条 市長は、特に必要があると認めるときは、保育料等(保育料及び前条の費用をいう。以下同じ。)を減額し、又は免除することができる。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 263

処分の概要	保育料の還付承認		
例規名根拠条項	今治市保育所条例 第9条ただし書		
例規番号	平成17年条例第126号		
【基準】 第9条の規定による。 (保育料等の不還付) 第9条 既納の保育料等は、還付しない。ただし、特別の事由があると認めるときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 37

処分の概要	手数料の減免		
例規名 根拠条項	今治市計量手数料条例 第6条		
例規番号	平成17年条例第68号		
<p>【基準】 第6条の規定による。 (減免) 第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、手数料の全部又は一部を減免することができる。</p> <p>(1) 国、地方公共団体その他公共団体 (2) 災害その他特別の理由があるもの</p> <p>2 前項の減免は、書面による減免の申請を受けて、これを行う。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 322

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名根拠条項	今治市隣保館条例 第4条第1項		
例規番号	平成17年条例第152号		
【基準】	<p>第4条、第5条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可) 第4条 隣保館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた内容を変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 (使用許可の制限)</p> <p>第5条 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、隣保館の使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 建物及び附属設備の管理上支障があるとき。 (3) 営利を目的とする行為であるとき。 (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が不適當と認めるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置) 第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 412

処分の概要	使用者の登録		
例規名根拠条項	今治市民活動センター条例 第11条第1項		
例規番号	平成17年条例第178号		
【基準】	<p>第11条及び第12条の規定による。 (登録)</p> <p>第11条 センターを使用しようとするもの(以下「申請者」という。)は、別に規則で定めるところにより、あらかじめ申請書を提出し、市長の登録を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請を受け付けたときは、速やかに登録の可否を決定し、その旨を申請者に通知しなければならない。 (登録の要件)</p> <p>第12条 市長は、主として、今治市内で活動する特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)別表に準ずる特定非営利活動(以下「市民活動」という。)を行う団体(法人格のないものを含む。)に対し、前条第1項の登録をするものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、同項の登録をしてはならない。</p> <p>(1) 特定の宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とするもの</p> <p>(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの</p> <p>(3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを主たる目的とするもの</p>		
標準処理期間	10日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 414

処分の概要	会議室の使用許可		
例規名 根拠条項	今治市民活動センター条例 第15条		
例規番号	平成17年条例第178号		
【基準】	<p>第15条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (会議室の使用許可)</p> <p>第15条 センター登録団体が会議室を使用しようとするときは、別に規則で定めるところにより、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 415

処分の概要	事務室の使用許可		
例規名根拠条項	今治市民活動センター条例 第16条第1項		
例規番号	平成17年条例第178号		
【基準】	<p>第16条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (事務室の使用許可)</p> <p>第16条 センター登録団体が事務室を使用しようとするときは、別に規則で定めるところにより、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 事務室については、選考により一定期間継続的に市民活動を行う見込みがあると市長が認めるものに限り、許可することができる。</p> <p>3 市長は、第1項の許可に、施設の管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>4 事務室の使用許可の期間は、1年以内とする。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 418

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	今治市民活動センター条例 第20条		
例規番号	平成17年条例第178号		
【基準】	<p>第20条及び今治市民活動センター条例施行規則第14条の規定による。 (使用料の減免)</p> <p>第20条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第14条 条例第20条に規定する使用料の減額又は免除は、次の基準によるものとする。</p> <p>(1) 市が使用するとき 減免率 100分の100</p> <p>(2) 国又は地方公共団体が市民活動の推進のために使用するとき 減免率 100分の100</p> <p>(3) 災害その他の事情が発生し、災害救援又は災害救援支援等のために活動するものが使用するとき 減免率 100分の100</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が特に必要がある認めるとき 減免率 100分の50又は100分の100</p> <p>2 前項の規定による使用料の減額又は免除を受けようとするものは、今治市民活動センター使用料減免申請書(別記様式第13号)を市長に提出しなければならない。</p>		
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 419

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	今治市民活動センター条例 第21条ただし書		
例規番号	平成17年条例第178号		
【基準】	<p>第21条の規定による。 (使用料の不還付)</p> <p>第21条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、既納の使用料に、それぞれ当該各号に定める率を乗じた額を還付することができる。</p> <p>(1) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき 100分の100</p> <p>(2) 公益上又は市の必要により許可を取り消したとき 100分の100</p> <p>(3) 使用開始の日前3日までに、使用の取りやめの届出をした場合で、相当の理由があると市長が認めるとき 100分の80</p>		
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 421

処分の概要	印鑑の登録		
例規名根拠条項	今治市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例 第4条		
例規番号	平成17年条例第180号		
【基準】	<p>第2条、第4条及び第5条の規定による。 (登録資格)</p> <p>第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者(認可地縁団体において次の各号に掲げる者が選任されている場合にあつては、当該各号に掲げる者。以下「代表者等」という。)とする。</p> <p>(1) 裁判所が選任する代表者等の職務代行者 (2) 法第260条の9に規定する仮代表者 (3) 法第260条の10に規定する特別代理人 (4) 法第260条の24又は第260条の25に規定する清算人 (登録)</p> <p>第4条 市長は、前条の規定により認可地縁団体印鑑の登録の申請があつたときは、登録申請書の記載事項及び印影と当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第21条第2項の規定に基づき作成された台帳(以下「地縁団体台帳」という。)の記載事項並びに登録個人印鑑に係る印鑑票(登録申請者が市内に住所を有しない場合にあつては、前条第3項に規定する印鑑登録証明書)の記載事項及び印影とを照合するとともに、登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、適当と認めるときは、当該認可地縁団体印鑑を登録するものとする。 (登録印鑑)</p> <p>第5条 登録できる認可地縁団体印鑑は、認可地縁団体につき1個に限るものとする。</p> <p>2 市長は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該認可地縁団体印鑑を登録しないものとする。</p> <p>(1) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの (2) 印影の大きさが一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は一辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの (3) 印影を鮮明に表しにくいもの (4) 前3号に掲げるもののほか、認可地縁団体印鑑として登録することが適当でないもの</p>		
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 422

処分の概要	登録証明書の交付		
例規名根拠条項	今治市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例 第7条		
例規番号	平成17年条例第180号		
【基準】	<p>第7条の規定による。 (登録証明書の交付)</p> <p>第7条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている代表者等は、認可地縁団体印鑑登録証明書(以下「登録証明書」という。)の交付を受けようとするときは、登録している認可地縁団体印鑑を押印した登録証明書交付申請書により市長に申請しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定により登録証明書の交付の申請があったときは、登録証明書交付申請書の記載事項について登録原票の登録事項及び地縁団体台帳の記載事項に基づき審査するとともに、登録証明書交付申請書に押印された認可地縁団体印鑑の印影と登録原票に登録された印影とを照合し、相当と認めたときは、当該申請者に登録証明書を交付するものとする。</p>		
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 423

処分の概要	登録の廃止		
例規名 根拠条項	今治市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例 第9条		
例規番号	平成17年条例第180号		
【基準】	<p>第9条の規定による。 (登録の廃止)</p> <p>第9条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている代表者等は、当該認可地縁団体印鑑の登録を廃止しようとするときは、登録している認可地縁団体印鑑を押印した廃止申請書により市長に申請しなければならない。</p> <p>2 認可地縁団体印鑑の登録を受けている代表者等は、登録している認可地縁団体印鑑を亡失したときは、直ちに、廃止申請書に登録個人印鑑を添えて、市長に当該認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請しなければならない。</p> <p>3 市長は、前2項の規定により認可地縁団体印鑑の登録の廃止の申請があったときは、審査し、相当と認めたときは、当該認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。</p>		
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 33

処分の概要	手数料の減免		
例規名 根拠条項	今治市戸籍手数料条例 第6条		
例規番号	平成17年条例第66号		
【基準】	<p>第6条の規定による。 (減免)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、手数料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 国、地方公共団体その他公共団体の申請又は請求に係るもの</p> <p>(2) 市長が公益上必要があると認めるもの</p> <p>2 前項の減額又は免除は、書面により減額又は免除の申請を受けて行う。</p>		
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 387

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名根拠条項	今治市火葬場条例 第4条第1項		
例規番号	平成17年条例第169号		
【基準】	<p>第4条、第5条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第4条 火葬場を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた内容を変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 (使用許可の制限)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、火葬場の使用を許可しない。</p> <p>(1) その使用が、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) その使用が、火葬場の施設及び設備等を破損し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、火葬場の管理上支障があると市長が認めるとき。</p> <p>2 次の各号に定める施設の使用は、それぞれ当該各号に掲げる場合に限るものとする。</p> <p>(1) 待合個室 葬儀、通夜その他の祭儀(規則で定める場合に限る。)及び死体(改葬遺体を除く。)の火葬に係る待合 (2) 告別式場 葬儀及び通夜(告別式場を使用して葬儀を行い、死体(改葬遺体を除く。)を火葬する場合に限る。)</p> <p>3 燧風苑のうち霊安室の使用は、市長が規則で定める場合に限るものとする。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 390

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	今治市火葬場条例 第8条		
例規番号	平成17年条例第169号		
【基準】	<p>第8条及び今治市火葬場条例施行規則第12条の規定による。 (使用料の減免)</p> <p>第8条 市長は、特に必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料の減免基準)</p> <p>第12条 条例第8条に規定する使用料の減額又は免除は、次の基準によるものとする。 (1) 災害時に伴う死体の火葬を行うときであって、市長が必要があると認めるとき。 (2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特に使用料を納める資力がないと認めるとき。</p>		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 391

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	今治市火葬場条例 第9条ただし書		
例規番号	平成17年条例第169号		
【基準】 第9条の規定による。 (使用料の不還付) 第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長において特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 392

処分の概要	営利行為の許可		
例規名 根拠条項	今治市火葬場条例 第12条ただし書		
例規番号	平成17年条例第169号		
【基準】 第12条の規定による。 (営利行為の禁止) 第12条 火葬場及びその敷地内においては、物品の販売、勧誘その他の営利行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 394

処分の概要	使用の許可		
例規名根拠条項	今治市墓地条例 第10条第1項		
例規番号	平成17年条例第170号		
【基準】	<p>第5条、第9条、第10条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用申込者の資格)</p> <p>第5条 墓所の使用申込者は、次の各号のいずれかの条件を備える者でなければならない。 (1) 市内に住所を有する者 (2) 市内に本籍を有する者 (3) 市内に現に故人の埋葬場所を有し、その祭祀を主宰する者</p> <p>2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項各号の条件を制限し、又は別に条件を設けることができる。 (墓所使用者の選考)</p> <p>第9条 市長は、第6条の規定による公募を行った結果、使用申込者の数が公募した墓所の区画数を超えたときは、墓所を必要とする困窮度合(以下「困窮度」という。)の高い者から墓所使用者を決定する。 2 前項の場合において、困窮度を定め難いときは、公開抽選により墓所使用者を決定する。 3 市長は、墓所使用者を選考する場合において、決定者のほかに順位を定めて必要があると認める数の補欠者を定めることができる。 (使用の許可)</p> <p>第10条 市長は、前条の規定により決定された墓所使用者に使用許可書を交付する。 2 前項の規定による許可面積は、特別の事由がある場合を除くほか、別表第2のとおりとし、その位置は市長が定める。 3 市長は、第1項の許可に条件を付することができる。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 397

処分の概要	使用料等の減免		
例規名 根拠条項	今治市墓地条例 第15条		
例規番号	平成17年条例第170号		
<p>【基準】 第15条の規定による。 (使用料等の減免) 第15条 市長は、墓所使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、 第13条第1項に定める使用料及び前条に定める管理料(以下「使用料等」という。)を減額し、又は免除することができる。 (1) 第7条各号の規定により使用許可を受けた場合 (2) 墓所使用者に特別の事由がある場合</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 398

処分の概要	使用料等の還付承認		
例規名 根拠条項	今治市墓地条例 第16条ただし書		
例規番号	平成17年条例第170号		
【基準】	<p>第16条の規定による。 (使用料等の不還付)</p> <p>第16条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 市長において特別の事由があると認めるとき。</p> <p>(2) 埋蔵又は墳墓の設置(基礎工事を含む。次条において同じ。)が行われていない墓所で、市長が定める期限内に返還を行うとき。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 399

処分の概要	造作等の承認		
例規名 根拠条項	今治市墓地条例 第17条		
例規番号	平成17年条例第170号		
【基準】 第17条の規定による。 (造作等の承認) 第17条 墓所使用者が、墳墓を設置し、改造し、移動し、又は撤去しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受け、その指示に従わなければならない。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 400

処分の概要	使用権の承継の許可		
例規名根拠条項	今治市墓地条例 第21条第2項		
例規番号	平成17年条例第170号		
【基準】	<p>第21条の規定による。 (使用権の承継)</p> <p>第21条 墓所使用者の死亡その他の事由により、法令の規定に基づき故人の祭祀を主宰しようとする者は、墓所使用者から墓所使用権を承継することができる。</p> <p>2 前項の規定により、墓所使用権を承継しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 403

処分の概要	許可書の再交付		
例規名根拠条項	今治市墓地条例施行規則 第11条		
例規番号	平成17年規則第149号		
【基準】	<p>第11条の規定による。 (許可書の再交付の手続)</p> <p>第11条 紛失、汚損その他の理由により墓所使用許可書又は墓所使用権承継許可書の再交付を受けようとする者は、許可書再交付申請書(別記様式第10号)を市長に提出しなければならない。この場合において、紛失した許可書が発見されたときは、当該再交付許可書を遅滞なく市長に返納しなければならない。</p>		
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 753

処分の概要	事業の許可		
例規名 根拠条項	吉海町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例第5条第1項		
例規番号	平成13年条例第15号		
【基準】			
第5条及び第6条の規定による。 (事業の許可)			
第5条 事業主等は、事業開始前に規則の定めるところにより、町長に申請し許可を受けなければならない。			
2 町長は、前項の規定による許可をするに当たっては、あらかじめ規則で定める調査委員会に調査させるものとする。			
3 町長は、第1項の許可に当たり、第1条の目的達成のために必要な条件を付することができる。 (許可の基準)			
第6条 町長は、前条第1項の規定による許可申請があったときは、その申請に係る事業の計画及び施工方法等が次に掲げる基準に適合しないと認めるときは、許可しないものとする。			
(1) 事業区域及び周辺地域に出水、土砂等の流出及び砂塵の飛散等による被害が生じないような措置が講じられていること。			
(2) 事業に伴う隣接地境界との段差、土留等について必要な措置が講じられていること。			
(3) 事業区域及び周辺地域における道路、河川、水路その他の公共施設の構造等に支障がないような措置が講じられていること。			
(4) その他安全対策について、必要な措置が講じられていること。			
2 前項各号に規定する施工基準は、規則で定める。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 754

処分の概要	事業内容等の変更の許可		
例規名 根拠条項	吉海町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例 第8条第1項		
例規番号	平成13年条例第15号		
<p>【基準】 第8条の規定による。 (変更の許可) 第8条 事業主等は、第5条第1項の規定により許可を受けた事業内容、事業区域その他許可事項について変更しようとするときは、町長の許可を受けなければならない。 2 前項の許可については、第5条第2項の規定を準用する。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 755

処分の概要	地位の承継の承認		
例規名 根拠条項	吉海町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例 第10条第2項		
例規番号	平成13年条例第15号		
<p>【基準】 第10条の規定による。 (許可の承継) 第10条 第5条第1項又は第8条第1項の規定による許可を受けた事業主等において相続又は会社の合併等があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は当該事業主等の地位を承継する。 2 事業の許可を受けた事業主等から所有権、賃借権その他事業を施工するための権限を承継しようとする者は、町長の承認を受けて当該許可を受けた事業主等が有していた当該許可に基づく地位を承継することができる。 3 前2項の規定により事業主等の地位を承継した者又は承継しようとする者は、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 383

処分の概要	一般廃棄物処理手数料の減免		
例規名 根拠条項	今治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 第23条		
例規番号	平成17年条例第168号		
【基準】 第23条の規定による。 (一般廃棄物処理手数料の減免) 第23条 市長は、天災その他特別の事情があると認められるときは、前条に定める手数料を減額し、又は免除することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 385

処分の概要	手数料の還付承認		
例規名根拠条項	今治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 第25条ただし書		
例規番号	平成17年条例第168号		
【基準】 第25条の規定による。 (手数料の不還付) 第25条 既納の第22条又は前条の手数料は、還付しない。ただし、手数料の徴収要件を欠いたときは、この限りでない。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 386

処分の概要	許可証の再交付		
例規名 根拠条項	今治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則 第14条		
例規番号	平成17年規則第146号		
【基準】	<p>第14条の規定による。 (許可証の再交付)</p> <p>第14条 第10条及び第11条の申請に対して許可を受けた者(以下「許可業者」という。)が前条の許可証を紛失し、又はき損したときは、直ちに許可証再交付申請書(別記様式第7号)を市長に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。</p>		
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 453

処分の概要	適用事業者の指定		
例規名根拠条項	今治市企業立地促進条例 第6条第1項		
例規番号	平成18年条例第25号		
【基準】	<p>第6条の規定による。 (指定等)</p> <p>第6条 奨励金(指定区域奨励金を含む。以下同じ。)の交付を受けようとする事業者は、規則で定めるところにより市長に申請し、適用事業者の指定を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、次に掲げる要件に適合すると認めたときは、指定するものとする。</p> <p>(1) 賃貸借型企業立地奨励金及び指定区域賃貸借型企業立地奨励金(これらの奨励金を受けることを要件とした雇用促進奨励金を含む。)並びに指定区域用地取得奨励金以外の奨励金を受けようとする者は、規則で定める産業に属する事業を行う者であること。</p> <p>(2) 別表第1又は別表第2に定める交付要件のいずれかに該当すること。</p> <p>(3) 土地又は建物の権原を取得して立地をする場合にあつては、用地売買契約又は用地等賃貸借契約に基づく土地又は建物の引渡しを受けた日から5年以内に操業を開始すること。ただし、天災地変、地域経済及び周辺環境への影響その他の事情を勘案し、特別の事由があると市長が認める場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 環境保全に関する適切な措置が講じられていること。</p> <p>(5) 国又は地方公共団体でないこと。</p> <p>(6) 都市計画法(昭和43年法律第100号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の法令に適合すること。</p> <p>3 市長は、前項の指定を行う場合において、公害防止に関する協定の締結その他必要と認められる条件を付することができる。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 454

処分の概要	変更の承認		
例規名 根拠条項	今治市企業立地促進条例 第7条第1項		
例規番号	平成18年条例第25号		
<p>【基準】 第7条の規定による。 (変更の承認)</p> <p>第7条 指定事業者は、前条第1項の申請の内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更にあつては、この限りでない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、承認することができる。</p> <p>3 市長は、前項の規定による承認をする場合において、必要な条件を追加し、又は変更することができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 455

処分の概要	指定の承継の承認		
例規名 根拠条項	今治市企業立地促進条例 第8条第1項		
例規番号	平成18年条例第25号		
【基準】	<p>第8条の規定による。 (指定の承継)</p> <p>第8条 合併、分割、事業の譲渡その他の事由により指定事業者の事業を引き継いだ者であつて、奨励金を受ける権利を承継しようとするものは、規則で定めるところにより市長に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、承認することができる。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 456

<p>処分の概要</p>	<p>奨励金の交付</p>
<p>例規名根拠条項</p>	<p>今治市企業立地促進条例 第10条</p>
<p>例規番号</p>	<p>平成18年条例第25号</p>
<p>【基準】</p> <p>第4条、第5条、第10条及び第15条の規定による。 (奨励金)</p> <p>第4条 市長は、第6条の規定による適用事業者の指定を受けた者(以下「指定事業者」という。)に対し、次に掲げる奨励金を交付することができる。</p> <p>(1) 企業立地促進奨励金 (2) 賃貸借型企業立地奨励金 (3) 雇用促進奨励金 (4) 設備投資奨励金</p> <p>2 雇用促進奨励金は、企業立地促進奨励金又は賃貸借型企業立地奨励金の交付要件に該当する指定事業者に対し、交付することができる。</p> <p>3 第1項に規定する奨励金の交付要件、額及び限度額は、別表第1に定めるとおりとする。 (指定区域奨励金)</p> <p>第5条 市長は、市内において企業の集中的立地を図ることが特に必要と認めた区域(以下「指定区域」という。)に立地する指定事業者に対し、前条の規定にかかわらず、次に掲げる奨励金(以下「指定区域奨励金」という。)を交付することができる。</p> <p>(1) 指定区域企業立地促進奨励金 (2) 指定区域賃貸借型企業立地奨励金 (3) 指定区域雇用促進奨励金 (4) 指定区域用地取得奨励金 (5) 指定区域大規模用地取得奨励金 (6) 指定区域設備投資奨励金</p> <p>2 指定区域は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 今治新都市区域 (2) その他市長が特に認めた区域</p> <p>3 指定区域雇用促進奨励金は、指定区域企業立地促進奨励金又は指定区域賃貸借型企業立地奨励金の交付要件に該当する指定事業者に対し、交付することができる。</p> <p>4 指定区域用地取得奨励金及び指定区域大規模用地取得奨励金は、事業所の操業を開始した日までに用地取得代金を完納した指定事業者に対し、交付することができる。</p> <p>5 第1項に規定する指定区域奨励金の交付要件、額及び限度額は、別表第2に定めるとおりとする。 (奨励金の交付)</p> <p>第10条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、予算の範囲内において、奨励金を交付するものとする。 (奨励金の不交付)</p> <p>第15条 各奨励金は、その対象が既に交付を受け、又は受けようとしている市の他の補助金等の対象となっているときは、交付しない。</p>	
<p>標準処理期間</p>	<p>30日</p>
<p>備考</p>	

設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日
-------	-----------	---------	-------

ID: 458

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	今治市なみかた海の交流センター条例 第4条第1項		
例規番号	平成26年条例第27号		
【基準】	<p>第4条、第5条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第4条 交流センターの施設を使用しようとする者は、別に規則で定めるところにより、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた内容を変更するときも、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 (使用許可の制限)</p> <p>第5条 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、交流センターの使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 交流センターの施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、交流センターの管理上支障があるとき。</p> <p>2 交流スペースは、市民交流のための事業として活用すると市長が認める者に対し、3年を超えない範囲で、その使用を許可することができる。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 461

処分の概要	使用料の減免		
例規名根拠条項	今治市なみかた海の交流センター条例 第9条		
例規番号	平成26年条例第27号		
【基準】 第9条の規定による。 (使用料の減免) 第9条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 462

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	今治市なみかた海の交流センター条例 第10条ただし書		
例規番号	平成26年条例第27号		
【基準】	<p>第10条の規定による。 (使用料の不還付)</p> <p>第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 市の必要により許可を取り消したとき。</p> <p>(2) 使用者の責任でない事由により使用できなかったとき。</p>		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 539

処分の概要	遺伝子組換え作物の栽培許可		
例規名根拠条項	今治市食と農のまちづくり条例 第10条第1項		
例規番号	平成18年条例第59号		
<p>【基準】</p> <p>第10条及び第11条の規定による。 (遺伝子組換え作物の栽培許可)</p> <p>第10条 市内における遺伝子組換え作物の栽培状況を把握し、遺伝子組換え作物と有機農産物又は一般の農産物の混入、交雑等を防止するとともに、交雑を受けた農産物が種苗法(平成10年法律第83号)による権利侵害に係る混乱を防止するため、市内において遺伝子組換え作物を栽培しようとする者は、あらかじめ、市長の定める事項を記載又は添付して市長に栽培の申請をし、許可を得なければならない。</p> <p>2 前項の規定は、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第2条第6項に規定する第2種使用等であるものについては、適用しない。</p> <p>3 市長は、第1項の申請を受理した場合は、第28条第1項に規定する今治市食と農のまちづくり委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 市長は、第1項の許可に必要な条件を付することができる。 (許可の制限)</p> <p>第11条 市長は、前条の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を行ってはならない。</p> <p>(1) 当該申請に係る混入交雑防止措置、自然界への落下及び飛散を防止する措置が適正でないとき認められるとき。</p> <p>(2) 許可の申請を行おうとする者(以下「申請者」という。)が申請通りの措置を的確に実施するに足りる人員、財務基盤その他の能力を有していないとき認められるとき。</p> <p>(3) 申請者が、第15条の規定により許可を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者であるとき。ただし、2年を経過した者であっても、取消の原因究明、違法状態の是正及び再発防止策の有効性が認められない者も同様とする。</p> <p>(4) 申請者がこの条例の規定又はこの条例に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であるとき。ただし、2年を経過した者であっても、違反の原因究明、違法状態の是正及び再発防止策の有効性が認められない者も同様とする。</p> <p>(5) 申請者が法人である場合において、その法人の業務を執行する役員が前2号のいずれかに該当する者であるとき。</p> <p>(6) 遺伝子組換え作物の交雑の防止に関し、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に規定される主務大臣の承認を受けていないとき。</p> <p>2 前条の許可を行う栽培期間は、1年以内とする。ただし、市長が特に適当と認める場合は、この限りでない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 540

処分の概要	許可事項の変更許可		
例規名 根拠条項	今治市食と農のまちづくり条例 第14条第1項		
例規番号	平成18年条例第59号		
【基準】	<p>第14条の規定による。 (許可事項の変更)</p> <p>第14条 許可者が、その許可の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ、市長に申請し、変更の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更の場合は、届け出により変更の許可に代えることができる。</p> <p>2 第10条第3項及び第4項の規定は、変更の許可に準用する。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 544

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名根拠条項	今治市農産物加工施設条例 第11条第1項		
例規番号	平成17年条例第210号		
【基準】	<p>第11条、第12条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可) 第11条 農産物加工施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた内容を変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 (使用許可の制限)</p> <p>第12条 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、農産物加工施設の使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 建物、附属施設又は物品等を損傷するおそれがあるとき。 (3) 1回の使用者が3人に満たないとき。 (4) 前3号に掲げる場合のほか、農産物加工施設の管理上支障があるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置) 第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 547

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	今治市農産物加工施設条例 第16条		
例規番号	平成17年条例第210号		
【基準】 第16条の規定による。 (使用料の減免) 第16条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 548

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	今治市農産物加工施設条例 第17条ただし書		
例規番号	平成17年条例第210号		
【基準】	<p>第17条の規定による。 (使用料の不還付)</p> <p>第17条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 市の必要により許可を取り消したとき。 (2) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき。 (3) 使用開始の日前10日までに、使用の中止又は変更の申出をした場合で相当の理由があると認めるとき。</p>		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 550

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	今治市伯方農村環境改善センター条例 第4条第1項		
例規番号	平成17年条例第211号		
<p>【基準】</p> <p>第4条、第5条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第4条 前条の別表に掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた内容を変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 (使用許可の制限)</p> <p>第5条 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 建物、附属施設又は展示物品等を損傷するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、センターの管理上支障があるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 553

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	今治市伯方農村環境改善センター条例 第9条		
例規番号	平成17年条例第211号		
【基準】 第9条の規定による。 (使用料の減免) 第9条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 554

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	今治市伯方農村環境改善センター条例 第10条ただし書		
例規番号	平成17年条例第211号		
【基準】	<p>第10条の規定による。 (使用料の不還付)</p> <p>第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 市の必要により許可を取り消したとき。 (2) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき。 (3) 使用開始の日前3日までに、使用の中止又は変更の申出をした場合で相当の理由があると認めるとき。</p>		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 556

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名根拠条項	今治市朝倉臼坂ふるさと交流館条例 第4条第1項		
例規番号	平成17年条例第212号		
【基準】	<p>第4条、第5条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第4条 交流館で次に掲げる施設等を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた内容を変更する場合も、同様とする。</p> <p>(1) 特産品販売所 (2) 食堂</p> <p>2 特産品販売所の使用は、地域特産品を生産し、かつ、地域特産品の販売ができると認められるものを優先する。</p> <p>3 市長は、第1項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 (使用許可の制限)</p> <p>第5条 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 建物、附属施設又は展示物品等を損傷するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、交流館の管理上支障があるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 559

処分の概要	使用料の減免		
例規名根拠条項	今治市朝倉臼坂ふるさと交流館条例 第10条		
例規番号	平成17年条例第212号		
【基準】 第10条の規定による。 (使用料の減免) 第10条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 560

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	今治市朝倉臼坂ふるさと交流館条例 第11条ただし書		
例規番号	平成17年条例第212号		
【基準】	<p>第11条及び今治市朝倉臼坂ふるさと交流館条例施行規則第9条の規定による。 (使用料の不還付)</p> <p>第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 市の必要により許可を取り消したとき。 (2) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき。 (3) 使用開始の日前10日までに、使用の中止又は変更の申出をした場合で相当の理由があると認めるとき。</p> <p>(使用料の還付率)</p> <p>第9条 条例第11条ただし書の規定による使用料の還付は、次の基準によるものとする。</p> <p>(1) 市の必要により許可を取り消したとき 還付率 100分の100 (2) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき 還付率 100分の100 (3) 使用の中止又は変更の申出をした場合で相当の理由があると認めるとき 還付率 100分の50</p>		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 562

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名根拠条項	今治市滞在型農園施設条例 第4条第1項		
例規番号	平成17年条例第214号		
<p>【基準】</p> <p>第3条から第5条まで及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用者の資格)</p> <p>第3条 今治市滞在型農園施設(以下「農園施設」という。)を使用できる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。</p> <p>(1) 今治市上浦町又は大三島町に居住する者以外の者 (2) 自ら農園施設を利用し、耕作することができる者 (3) 公園スペースを含む共有スペースにおける共同作業等に参加できる者 (4) 借り入れた農園施設の景観を保全できる者 (5) 月に3泊6日(1泊2日が3回)以上農園施設を利用できる者 (6) 管理者等の企画する年間活動プログラムに参加することができる者 (7) 市民と積極的に交流する意志のある者 (8) 前各号に掲げる者のほか、農園施設の管理運営に関する規約等を遵守できる者</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第4条 農園施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた内容を変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 (使用許可の制限)</p> <p>第5条 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、農園施設の使用を拒否し、又は制限させることができる。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 建物、附属施設等を損傷するおそれがあるとき。 (3) 農園施設で、愛玩動物及び家畜等を飼育するおそれがあるとき。 (4) 使用者が自ら農園施設を改造し、又は改修するおそれがあるとき。 (5) 前各号に掲げる場合のほか、農園施設の管理上支障があるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 564

処分の概要	使用期間の更新		
例規名 根拠条項	今治市滞在型農園施設条例 第8条第2項		
例規番号	平成17年条例第214号		
【基準】	<p>第8条の規定による。 (使用期間)</p> <p>第8条 農園施設の使用期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、この期間の中途から使用する場合は、当該期間の残余期間とする。</p> <p>2 前項の使用期間は、使用者の申請に基づき、1年間更新することができ、その後も同様とする。ただし、通算で5年間を超えることができない。</p>		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 566

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	今治市滞在型農園施設条例 第11条		
例規番号	平成17年条例第214号		
【基準】 第11条の規定による。 (使用料の減免) 第11条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 568

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名根拠条項	今治市移住体験施設条例 第3条第1項		
例規番号	平成24年条例第40号		
【基準】			
第3条、第4条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)			
第3条 今治市移住体験施設(以下「体験施設」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた内容を変更する場合も、同様とする。			
2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 (使用許可の制限)			
第4条 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、体験施設の使用を許可しない。			
(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。			
(2) 建物、附属施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。			
(3) 他の使用者に迷惑をかけるおそれがあるとき。			
(4) 前3号に掲げる場合のほか、体験施設の管理上支障があるとき。			
(公の施設の利用における措置)			
第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 571

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	今治市移住体験施設条例 第9条		
例規番号	平成24年条例第40号		
【基準】 第9条の規定による。 (使用料の減免) 第9条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 572

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	今治市移住体験施設条例 第10条ただし書		
例規番号	平成24年条例第40号		
【基準】 第10条の規定による。 (使用料の不還付) 第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 市の必要により許可を取り消したとき。 (2) 使用者の責任でない事由により使用できなかったとき。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 574

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	今治市河之内ふれあい農園条例 第4条第1項		
例規番号	平成17年条例第217号		
【基準】	<p>第4条、第5条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第4条 前条第1号に掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた内容を変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 (使用許可の制限)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、農園施設の使用を拒否し、又は制限させることができる。</p> <p>(1) その使用が、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) その使用が、建物、附属施設等を損傷するおそれがあるとき。 (3) 農園施設で、愛玩動物及び家畜等を飼育するおそれがあるとき。 (4) 使用者が自ら農園施設を改造し、又は改修するおそれがあるとき。 (5) 前各号に掲げる場合のほか、農園施設の管理上支障があるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 576

処分の概要	使用期間の更新		
例規名 根拠条項	今治市河之内ふれあい農園条例 第9条第2項		
例規番号	平成17年条例第217号		
【基準】	<p>第9条の規定による。 (使用期間)</p> <p>第9条 農園施設の使用期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、この期間の中途から使用する場合は、当該期間の残余期間とする。</p> <p>2 前項の使用期間は、使用者の申請に基づき、1年間更新することができ、その後も同様とする。ただし、通算で5年間を超えることができない。</p>		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 578

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	今治市河之内ふれあい農園条例 第11条		
例規番号	平成17年条例第217号		
<p>【基準】 第11条の規定による。 (使用料の減免) 第11条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 583

処分の概要	分担金の減免等		
例規名根拠条項	今治市森林整備事業分担金徴収条例 第5条		
例規番号	平成17年条例第307号		
【基準】 第5条の規定による。 (分担金の減免等) 第5条 市長は、災害その他特別の理由により必要があると認めるときは、分担金の徴収を猶予し、又はこれを減額し、若しくは免除することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 585

処分の概要	分担金の減免等		
例規名根拠条項	今治市治山及び林道災害復旧事業分担金徴収条例 第5条		
例規番号	平成17年条例第221号		
<p>【基準】 第5条の規定による。 (分担金の減免等) 第5条 市長は、災害その他特別の理由により必要があると認めるときは、分担金の徴収を猶予し、又はこれを減額し、若しくは免除することができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 586

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名根拠条項	今治市生活環境保全条例 第5条第1項		
例規番号	平成17年条例第223号		
<p>【基準】</p> <p>第4条、第5条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の制限)</p> <p>第4条 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を制限させることができる。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風紀を害するおそれがあるとき。 (2) 建物、附属施設又は展示物品等を損傷するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、生還林の管理上支障があるとき。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第5条 第3条第1号及び第2号に掲げる施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた内容を変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 590

処分の概要	分担金の減免等		
例規名根拠条項	今治市水産振興事業分担金徴収条例 第5条		
例規番号	平成17年条例第227号		
【基準】 第5条の規定による。 (分担金の減免等) 第5条 市長は、災害その他特別の理由により必要があると認めるときは、分担金の徴収を猶予し、又はこれを減額し、若しくは免除することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 611

処分の概要	分担金の減免等		
例規名 根拠条項	今治市がけ崩れ防災対策事業分担金徴収条例 第5条		
例規番号	平成17年条例第234号		
【基準】	<p>第5条の規定による。 (分担金の減免等)</p> <p>第5条 市長は、災害その他特別の理由により必要があると認めるときは、分担金の全部又は一部についてその徴収期日を延期し、分割して納付させ、又は減額し、若しくは免除することができる。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 604

処分の概要	占用の更新		
例規名根拠条項	今治市道路占用規則 第4条		
例規番号	平成17年規則第215号		
【基準】	<p>第4条の規定による。 (占用の更新手続)</p> <p>第4条 占用期間満了後引き続き道路を占有しようとする者は、期間満了前10日までに第2条に規定する手続をしなければならない。この場合においては、同条第2項に掲げる書類の提出は要しないものとする。</p> <p>2 個人の上下水道引込管の占有の期間更新については、占有期間満了前に市長又は占有者のいずれか一方から占有廃止についての意思表示をしない限り、占有許可は、更新されたものとみなす。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 605

処分の概要	占用権の譲渡の許可		
例規名 根拠条項	今治市道路占用規則 第6条		
例規番号	平成17年規則第215号		
【基準】 第6条の規定による。 (占用権の譲渡等) 第6条 占用者は、占用権を他に譲渡し、又は転貸してはならない。 2 やむを得ない理由により、占用権を譲渡しようとするときは、道路占用譲渡許可申請書 (別記様式第3号)を市長に提出しなければならない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 606

処分の概要	占用料の減免		
例規名 根拠条項	今治市道路占用料徴収条例 第3条		
例規番号	平成17年条例第233号		
【基準】	<p>第3条の規定による。 （占用料の減免）</p> <p>第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する物件に係る占用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第11号に掲げる応急仮設建築物</p> <p>(2) 地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業の占用する物件</p> <p>(3) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件</p> <p>(4) 街灯及び公共の用に供する通路</p> <p>(5) 前3号に掲げる物件のほか、市長が特に必要があると認める物件</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 607

処分の概要	占用料の還付承認		
例規名根拠条項	今治市道路占用料徴収条例 第5条ただし書		
例規番号	平成17年条例第233号		
【基準】 第5条の規定による。 (占用料の不還付) 第5条 既納の占用料は、還付しない。ただし、市長が必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 609

処分の概要	延滞金の減免		
例規名 根拠条項	今治市道路占用料徴収条例 第6条第5項		
例規番号	平成17年条例第233号		
<p>【基準】 第6条の規定による。 (延滞金) 第6条 占有者は、納期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該納付金額に年14.5パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>2 延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる金額に1,000円未満の端数があるとき又はその金額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>3 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>4 第1項に規定する延滞金の額の計算につき同項の規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。</p> <p>5 第1項に規定する延滞金は、市長がやむを得ない理由があると認める場合においては、これを減額し、又は免除することができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 685

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	今治市駐車場条例 第18条		
例規番号	平成17年条例第256号		
【基準】	<p>第18条及び今治市駐車場条例施行規則第2条の規定による。 (使用料の減免)</p> <p>第18条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第2条 条例第18条に規定する「公益上その他特別の理由があると認めるとき」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車駐車場を使用するときをいう。</p> <p>(1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車</p> <p>(2) 駐車場の付近において、国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他緊急を要する公務を行うために使用する自動車</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が駐車が必要であると認める自動車</p>		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 687

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	今治市道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する今治市自動車駐車場に関する条例 第4条		
例規番号	平成17年条例第257号		
【基準】	<p>第3条、第4条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (駐車できる車種)</p> <p>第3条 駐車場に駐車できる自動車は、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)別表第1に掲げる普通自動車、小型自動車及び軽自動車で長さ5.0メートル、高さ2.0メートルをそれぞれ超えないものとする。 (使用の許可)</p> <p>第4条 駐車場を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 689

処分の概要	駐車料金の減免		
例規名 根拠条項	今治市道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する今治市自動車駐車場に関する条例 第9条第2項		
例規番号	平成17年条例第257号		
【基準】	<p>第9条の規定による。 (駐車料金の不徴収等)</p> <p>第9条 次に掲げる自動車については、駐車料金を徴収することができない。</p> <p>(1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車</p> <p>(2) 道路法施行令(昭和27年政令第479号)第3条の3の規定により国土交通大臣が定める自動車</p> <p>2 市長は、公益上又は災害等のため特に必要があると認める場合は、駐車料金を減額し、又は免除することができる。</p>		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 690

処分の概要	駐車料金の還付承認		
例規名 根拠条項	今治市道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する今治市自動車駐車場に関する条例 第10条ただし書		
例規番号	平成17年条例第257号		
【基準】	<p>第10条及び今治市道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する今治市自動車駐車場に関する条例施行規則第4条の規定による。</p> <p>(駐車料金の不還付)</p> <p>第10条 既納の駐車料金は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(駐車料金の還付等)</p> <p>第4条 条例第10条ただし書の規定により、市長が特別の事由があると認め駐車料金を還付する場合は、管理上やむを得ず当該駐車場の供用を休止した場合とする。</p> <p>2 前項の場合、回数駐車券は、還付しない。</p> <p>3 第1項の場合、定期駐車券に係る駐車料金の還付額は、休止した日数をその月の日数で除して得た数を1月当たりの当該定期駐車料金に乗じた額とする。</p> <p>4 第1項の駐車料金の還付を受けようとする者は、駐車料金還付請求書・領収書(別記様式第2号)を市長に提出しなければならない。</p>		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 691

処分の概要	定期駐車の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	今治市道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する今治市自動車駐車場に関する条例施行規則 第5条第2項及び第6項		
例規番号	平成17年規則第241号		
<p>【基準】 第5条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (定期駐車券) 第5条 定期駐車をしようとする者は、定期駐車券購入申込書(別記様式第3号)により申し込まなければならない。 2 定期駐車は、申込みのあった者のうちから市長が使用の可否を決定し、駐車券を交付する。 3 第1項の定期駐車の申込みは、使用月の前月の15日から25日まで受け付ける。ただし、市長が必要があると認める場合は、この期間を変更することができる。 4 定期駐車券の有効期間は、毎月1日からその月の末日までの1月間とする。ただし、市長が必要があると認める場合は、この期間を変更することができる。 5 前項の有効期間の途中で第1項の申込みがあり、許可を受けた場合であっても、当該月の使用料を全額納付しなければならない。 6 定期駐車の許可を得た自動車を別の自動車に変更しようとするときは、定期駐車変更許可願(別記様式第4号)に定期駐車券を添えて市長に提出し、変更の許可を得なければならない。ただし、使用者の申請により市長が特別な事情があると認める場合は、これを省略することができる。 7 定期駐車券による駐車は、駐車場所を特定する等特別な取扱いはしないものとする。</p> <p>(公の施設の利用における措置) 第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 692

処分の概要	使用の許可		
例規名根拠条項	今治駅東駐車場条例 第4条		
例規番号	平成17年条例第258号		
<p>【基準】</p> <p>第3条から第5条まで及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用できる車種)</p> <p>第3条 今治駅東第1駐車場(以下「駐車場」という。)を使用できる自動車の種類は、普通自動車、小型自動車及び軽自動車(積載物を含め長さ5メートル以下のものに限る。)とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、駐車できる自動車の種類の変更をすることができる。 (使用の許可)</p> <p>第4条 駐車場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 (使用許可の制限)</p> <p>第5条 市長は、駐車場に駐車しようとする自動車が、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しない。</p> <p>(1) 発火性又は引火性の物品を積載している自動車 (2) 駐車場の施設を汚損し、又は損傷するおそれのある自動車 (3) 他の自動車の駐車に支障を来たす荷物を積載している自動車 (4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある自動車</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 695

処分の概要	使用料の減免		
例規名根拠条項	今治駅東駐車場条例 第10条		
例規番号	平成17年条例第258号		
【基準】	<p>第10条及び今治駅東駐車場条例施行規則第4条の規定による。 (使用料の減免)</p> <p>第10条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第4条 条例第10条に規定する「公益上その他特別の理由があると認めるとき」とは、次に該当する自動車が増車場を使用する場合をいう。</p> <p>(1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車</p> <p>(2) 増車場の付近において、国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他緊急を要する公務を行うために使用する自動車</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が増車を必要と認めた自動車</p>		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 709

処分の概要	占用等の許可並びに更新及び変更許可		
例規名 根拠条項	今治市法定外公共用財産管理条例 第4条第1項		
例規番号	平成17年条例第260号		
【基準】	<p>第4条及び第5条の規定による。 (占用等の許可)</p> <p>第4条 法定外公共用財産において、次に掲げる行為(以下「占用等」という。)をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を更新し、又は許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 工作物又は施設(以下「工作物等」という。)を設けて法定外公共用財産を占用する行為</p> <p>(2) 土地の掘削、盛土その他土地の形状を変更する行為</p> <p>(3) 河川等における土石及び産出物を採取する行為</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、法定外公共用財産の保全及び適正な利用に支障を及ぼすおそれがあるものとして市長が指定する行為</p> <p>2 市長は、法定外公共用財産の管理上必要な範囲内で前項の許可に条件を付することができる。</p> <p>3 占用等の期間は、5年を超えることができない。許可の更新のときも、同様とする。 (許可の基準)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれにも適合している場合でなければ、前条第1項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 法定外公共用財産の公共性及び公益性が著しく損なわれないものであること。</p> <p>(2) 法定外公共用財産における災害の防止に十分配慮されたものであること。</p> <p>(3) 公共施設若しくは公共的施設の利用又は公共的事業の遂行に支障を与えないものであること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める基準に適合していること。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 711

処分の概要	占用料等の減免		
例規名 根拠条項	今治市法定外公共用財産管理条例 第6条第2項		
例規番号	平成17年条例第260号		
【基準】	第6条の規定による。 (占用料等) 第6条 第4条第1項第1号及び第3号に掲げる行為について同項の許可を受けた者は、別表第1及び別表第2に定める土地水面占用料及び土石採取料その他の河川等産出物採取料(以下「占用料等」という。)を市長が定める期日までに一括して前納しなければならない。 2 市長は、特に必要があると認めるときは、占用料等の全部又は一部を免除することができる。 3 既納の占用料等は、還付しない。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 712

処分の概要	占用料等の還付承認		
例規名 根拠条項	今治市法定外公共用財産管理条例 第6条第3項ただし書		
例規番号	平成17年条例第260号		
【基準】	<p>第6条の規定による。 (占用料等)</p> <p>第6条 第4条第1項第1号及び第3号に掲げる行為について同項の許可を受けた者は、別表第1及び別表第2に定める土地水面占用料及び土石採取料その他の河川等産出物採取料(以下「占用料等」という。)を市長が定める期日までに一括して前納しなければならない。</p> <p>2 市長は、特に必要があると認めるときは、占用料等の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>3 既納の占用料等は、還付しない。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 713

処分の概要	権利の譲渡等の許可		
例規名 根拠条項	今治市法定外公共用財産管理条例 第7条ただし書		
例規番号	平成17年条例第260号		
【基準】 第7条の規定による。 (権利義務の譲渡等) 第7条 第4条第1項の許可を受けた者は、同項の許可により生じた権利を第三者に譲渡し、貸与し、又は担保に供してはならない。ただし、同項の許可に基づく権利義務につき、市長の許可を受けたときは、この限りでない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 581

処分の概要	分担金の減免等		
例規名根拠条項	今治市土地改良事業分担金等徴収条例 第5条		
例規番号	平成17年条例第219号		
【基準】 第5条の規定による。 (分担金の減免等) 第5条 市長は、災害その他特別の理由により必要があると認めるときは、分担金の徴収を延期し、又はこれを減額し、若しくは免除することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 652

処分の概要	流水占用料等の減免		
例規名根拠条項	今治市河川流水占用料等に関する条例 第3条		
例規番号	平成17年条例第250号		
【基準】	第3条の規定による。 (流水占用料等の減免) 第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、流水占用料等を減額し、又は免除することができる。 (1) 国又は地方公共団体の事業に係るもの (2) 公益その他特別の事情により必要があると市長が認めるもの		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 653

処分の概要	流水占用料等の還付承認		
例規名根拠条項	今治市河川流水占用料等に関する条例 第4条ただし書		
例規番号	平成17年条例第250号		
【基準】	<p>第4条の規定による。 (流水占用料等の不還付)</p> <p>第4条 既納の流水占用料等は、還付しない。ただし、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第18条第2項第2号に該当する場合その他市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 751

処分の概要	手数料の減免		
例規名 根拠条項	関前村建設残土の処分に関する手数料条例 第4条		
例規番号	平成7年条例第20号		
【基準】 第4条の規定による。 (手数料の減免) 第4条 村長は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 752

処分の概要	手数料の返還承認		
例規名 根拠条項	関前村建設残土の処分に関する手数料条例 第5条ただし書		
例規番号	平成7年条例第20号		
【基準】 第5条の規定による。 (手数料の返還) 第5条 既納の手数料は、返還しない。ただし、村長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 591

処分の概要	危険物等の荷役の許可		
例規名根拠条項	今治市漁港管理条例 第5条第2項		
例規番号	平成17年条例第228号		
【基準】	<p>第5条及び今治市漁港管理条例施行規則第4条の規定による。 (危険物等についての制限)</p> <p>第5条 爆発物その他の危険物(当該船舶の使用に供するものを除く。)又は衛生上有害と認められるもの(以下「危険物等」という。)を積載した船舶は、市長の指示した場所でなければ停泊、停留又は係留(以下「停係泊」という。)をしてはならない。</p> <p>2 危険物等の荷役をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>3 危険物等の種類は、規則で定める。</p> <p>(危険物等の種類)</p> <p>第4条 条例第5条第3項に規定する危険物等の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 港則法施行規則の危険物の種類を定める告示(昭和54年運輸省告示第547号)別表に掲げるもの</p> <p>(2) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第2条に規定する食品又は添加物であって同法第4条各号に掲げるもの</p> <p>(3) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)別表第1及び別表第2に掲げるもので医薬品以外のもの</p> <p>(4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第1項に規定する感染症に感染し、又は感染の疑いがあるもの</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 593

処分の概要	指定区域外への移動の特例許可		
例規名 根拠条項	今治市漁港管理条例 第7条第3項ただし書		
例規番号	平成17年条例第228号		
【基準】	<p>第7条の規定による。 (陸揚輸送等の区域における利用の調整)</p> <p>第7条 市長は、漁港の区域の一部を陸揚輸送及び出漁準備のための区域として指定することができる。</p> <p>2 市長は、前項の指定区域内にある甲種漁港施設の運営上必要があると認めるときは、当該漁港施設において、漁獲物、漁具、漁業用資材その他の貨物(以下「漁獲物等」という。)の陸揚又は船積を行う者に対し、陸揚又は船積を行う場所、時間その他の事項につき必要な指示をすることができる。</p> <p>3 船舶は、前項の甲種漁港施設において漁獲物等の陸揚及び船積が終わったときは、速やかに第1項の指定区域外に移動しなければならない。ただし、当該区域の利用上支障がないと認めて市長が許可した場合は、この限りでない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 594

処分の概要	甲種漁港施設の占有等の許可		
例規名 根拠条項	今治市漁港管理条例 第9条第1項		
例規番号	平成17年条例第228号		
【基準】	<p>第9条の規定による。 (占有の許可等)</p> <p>第9条 甲種漁港施設(水域施設を除く。)を占有し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは除去しようとする者は、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の許可に甲種漁港施設の利用上必要な条件を付けることができる。</p> <p>3 第1項の占有の期間は、10年を超えることができない。ただし、市長が特別の必要があると認める場合においては、この限りでない。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 595

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	今治市漁港管理条例 第10条第1項		
例規番号	平成17年条例第228号		
【基準】			
第10条の規定による。 (使用の許可等)			
第10条 次に掲げる者は、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。			
(1) 甲種漁港施設(法第39条第5項の規定により市長が指定する区域に存する施設に限る。次条第1項において同じ。)のうち市長が公示により指定する施設を使用しようとする者			
(2) 甲種漁港施設を当該施設の目的外の目的に使用しようとする者			
2 市長は、前項の許可に施設の使用上必要な条件を付することができる。			
3 第1項の使用の期間は、1年を超えることができない。ただし、市長が特別の必要があると認める場合においては、この限りでない。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 597

処分の概要	占用料等の減免等		
例規名 根拠条項	今治市漁港管理条例 第13条第3項(第14条第2項において準用する場合を含む。)		
例規番号	平成17年条例第228号		
<p>【基準】 第13条の規定による。 (占用料等) 第13条 第9条及び第10条の規定により許可を受けた者は、別表第1に掲げる区分により占用料又は使用料(以下「占用料等」という。)を納めなければならない。 2 占用料等は、前納(別表第1 2使用料(係船料)を除く。)しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。 3 市長は、特別の理由があると認めるときは、占用料等を減額し、若しくは免除し、又は分納させることができる。 4 既納の占用料等は、返還しない。ただし、市長において許可を受けた者の責任に帰することができない理由があると認めるときは、この限りでない。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 598

処分の概要	占用料等の返還承認		
例規名 根拠条項	今治市漁港管理条例 第13条第4項ただし書(第14条第2項において準用する場合を含む。)		
例規番号	平成17年条例第228号		
【基準】 第13条の規定による。 (占用料等) 第13条 第9条及び第10条の規定により許可を受けた者は、別表第1に掲げる区分により占用料又は使用料(以下「占用料等」という。)を納めなければならない。 2 占用料等は、前納(別表第1 2使用料(係船料)を除く。)しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。 3 市長は、特別の理由があると認めるときは、占用料等を減額し、若しくは免除し、又は分納させることができる。 4 既納の占用料等は、返還しない。ただし、市長において許可を受けた者の責任に帰することができない理由があると認めるときは、この限りでない。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 635

処分の概要	使用の許可		
例規名根拠条項	今治市港湾施設管理条例 第5条		
例規番号	平成17年条例第246号		
<p>【基準】</p> <p>第5条、第6条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第5条 前条の規定により、道路、緑地その他市長が定める港湾施設以外の港湾施設を使用しようとする者は、一般使用(貨物の荷さばきその他の使用の目的が終了するまでの間使用の目的に必要な範囲内で使用することをいう。以下同じ。)及び専用使用(期間を限ってその期間が終了するまでの間専用的に使用することをいう。以下同じ。)の区分ごとに、別に規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。 (許可の基準)</p> <p>第6条 市長は、前条の規定に基づく許可の申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、港湾施設の使用を許可しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) その使用が、当該港湾施設を使用するために必要な免許、許可その他の法令に基づく資格を有しない者によるとき。 (2) その使用が、この条例の規定により使用の許可を取り消され、その取消しのあった日から起算して2年を経過しない者によるとき。 (3) その使用が、港湾施設を滅失し、又は損傷するおそれがあるとき。 (4) その使用が、当該港湾施設の能力に照らし適切でないとき。 (5) 市長が港湾施設の効率的な利用を確保するために特に必要があると認め、岸壁、上屋、荷さばき地その他の港湾施設を指定して、船舶又は貨物の種類別、航路別又は仕向地別にその用途を定めた場合にあつては、その使用が、当該定められた用途に照らし適切でないとき。 (6) その使用の目的、期間等が適切でないとき。 (7) 前各号に掲げる場合のほか、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれがあるとき。 <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 636

処分の概要	変更の許可		
例規名 根拠条項	今治市港湾施設管理条例 第7条第1項		
例規番号	平成17年条例第246号		
【基準】	<p>第7条の規定による。 (変更の許可)</p> <p>第7条 第5条の許可を受けた者(以下この章及び次章において「使用者」という。)が当該許可に係る事項を変更しようとするときは、別に規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>2 前条の規定は、前項の許可について準用する。</p> <p>3 使用者は、第1項ただし書に規定する軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 637

処分の概要	目的外使用の許可		
例規名 根拠条項	今治市港湾施設管理条例 第11条第1項		
例規番号	平成17年条例第246号		
【基準】	<p>第11条の規定による。 (目的外使用の許可)</p> <p>第11条 港湾施設は、第4条の規定にかかわらず、別に規則で定めるところにより、市長の許可を受けて、当該港湾施設の目的以外の目的に使用することができる。</p> <p>2 市長は、前項の許可の申請が、当該港湾施設の目的及び用途を妨げるおそれがなく、かつ、当該港湾の開発、利用及び保全に支障を与えるおそれがないと認める場合を除き、許可しない。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 638

処分の概要	目的外使用の変更の許可		
例規名 根拠条項	今治市港湾施設管理条例 第13条第1項		
例規番号	平成17年条例第246号		
【基準】	<p>第13条の規定による。 (変更の許可)</p> <p>第13条 第11条第1項の許可を受けた者(以下この章及び次章において「目的外使用者」という。)が当該許可に係る事項を変更しようとするときは、別に規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な事項については、この限りでない。</p> <p>2 第11条第2項の規定は、前項の許可について準用する。</p> <p>3 目的外使用者は、第1項ただし書に規定する軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 639

処分の概要	占用の許可		
例規名根拠条項	今治市港湾施設管理条例 第16条第1項		
例規番号	平成17年条例第246号		
【基準】	<p>第16条の規定による。 (占用の許可)</p> <p>第16条 港湾施設は、別に規則で定めるところにより、市長の許可を受けて、当該港湾施設に工作物を設置するなどしてその全部又は一部を占有することができる。ただし、公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定による免許を受けた者が免許に係る水域について占有する場合又は法第37条の規定により許可を受け、若しくは協議した者が当該許可若しくは協議に係る行為として占有する場合は、市長の許可を要しない。</p> <p>2 第11条第2項の規定は、前項の許可について準用する。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 640

処分の概要	占用の変更の許可		
例規名 根拠条項	今治市港湾施設管理条例 第17条第1項		
例規番号	平成17年条例第246号		
【基準】	<p>第17条の規定による。 (変更の許可)</p> <p>第17条 前条第1項の許可を受けた者(以下この章及び次章において「占有者」という。)が当該許可に係る事項を変更しようとするときは、別に規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な事項については、この限りでない。</p> <p>2 第11条第2項の規定は、前項の許可について準用する。</p> <p>3 占有者は、第1項ただし書に規定する軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 642

処分の概要	使用料の減免		
例規名根拠条項	今治市港湾施設管理条例 第21条		
例規番号	平成17年条例第246号		
【基準】	<p>第21条及び今治市港湾施設管理条例施行規則第14条の規定による。 (使用料の減免)</p> <p>第21条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料の減免基準)</p> <p>第14条 条例第21条に規定する使用料の減免基準は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。</p> <p>(2) 駐車場使用料について、みなと交流センターを利用する者が普通駐車をするとき。ただし、2時間を限度とする。</p> <p>(3) 災害その他使用者の責任によらない理由により、当該施設の全部又は一部を使用することができないとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が特別の理由があると認めるとき。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 643

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名根拠条項	今治市港湾施設管理条例 第22条ただし書		
例規番号	平成17年条例第246号		
【基準】	<p>第22条及び今治市港湾施設管理条例施行規則第19条の規定による。 (使用料の不還付)</p> <p>第22条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 港湾計画の遂行その他公益上の理由により使用許可を取り消し、又は変更したとき。</p> <p>(2) 災害その他使用者の責任によらない理由により当該港湾施設の使用の開始又は継続ができないとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特別の理由があると認めるとき。</p> <p>(使用料の還付率)</p> <p>第19条 条例第22条ただし書の規定による会議室使用料の還付は、次の基準によるものとする。</p> <p>(1) 市の必要により許可を取り消したとき 還付率 100分の100</p> <p>(2) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき 還付率 100分の100</p> <p>(3) 使用開始の日前11日までに使用の取止めの申出をした場合で相当の理由があると認めるとき 還付率 100分の90</p> <p>(4) 使用開始の日前10日から3日までに使用の取止めの申出をした場合で相当の理由があると認めるとき 還付率 100分の50</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 644

処分の概要	行為の許可		
例規名 根拠条項	今治市港湾施設管理条例 第24条第1項		
例規番号	平成17年条例第246号		
<p>【基準】 第24条の規定による。 (行為の許可) 第24条 港湾施設内において、次に掲げる行為をしようとする者は、別に規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) くん蒸作業の指定を受けた場所以外の場所で行うこと。 (2) 第16条第1項の許可に係る行為として行う場合を除き、港湾施設の現状に変更を加えること。 (3) 港則法施行規則(昭和23年運輸省令第29号)第12条に規定する危険物を取り扱うこと。 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認め、指定した行為を行うこと。</p> <p>2 第11条第2項の規定は、前項の許可について準用する。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 647

処分の概要	火気使用の許可		
例規名 根拠条項	今治市港湾施設管理条例施行規則 第12条第1項ただし書		
例規番号	平成17年規則第228号		
【基準】	<p>第12条の規定による。 (遵守事項)</p> <p>第12条 使用者は、常に火災予防の措置を講じるとともに、特に危険物置場及び倉庫においては、喫煙その他火気を使用してはならない。ただし、市長が特に必要があると認め許可したときは、この限りでない。</p> <p>2 第2条各号に規定する施設を使用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 休憩所及び待合所において、騒音若しくは怒声を発し、又は暴力を用い、その他他人の迷惑となる行為をしないこと。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、港湾施設の管理運営に支障となるような行為をしないこと。</p> <p>3 使用者のうち、次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 係留施設を使用する者</p> <p>ア 船舶に係留しようとするときは、係留施設に衝撃を与えないように適当な防げん具を使用すること。</p> <p>イ 潮の干満に応じて、係索を調整すること。</p> <p>ウ バラ貨物の荷役をしようとするときは、当該貨物の脱落を防止するための設備をすること。</p> <p>(2) 荷役機械を使用する者</p> <p>ア 機種ごとの揚力以上の貨物を取り扱わないこと。</p> <p>イ 荷役機械に異常を発見したときは、直ちに作業を中止して、その旨を報告すること。</p> <p>ウ 荷役終了後は、直ちに荷役機械を所定の位置に固定すること。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 649

処分の概要	占用料等の減免		
例規名根拠条項	今治市港湾区域内の水域及び公共空地における占用料等徴収条例 第3条		
例規番号	平成17年条例第247号		
【基準】	<p>第3条の規定による。 (占用料等の減免)</p> <p>第3条 市長は、前条の規定にかかわらず、許可に係る行為が港湾の開発又は効用の増進にかかわるものであるときは、占用料等の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 650

処分の概要	占用料等の還付承認		
例規名 根拠条項	今治市港湾区域内の水域及び公共空地における占用料等徴収条例 第4条ただし書		
例規番号	平成17年条例第247号		
<p>【基準】 第4条の規定による。 (占用料等の不還付) 第4条 既納の占用料等は、還付しない。ただし、許可を受けた者の責任によらない理由により当該許可に係る行為ができなくなったときは、この限りでない。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 703

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名根拠条項	今治港沖洲駐車場条例 第4条第1項		
例規番号	平成25年条例第19号		
【基準】			
<p>第3条から第5条まで及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用できる車種)</p> <p>第3条 今治港沖洲駐車場(以下「駐車場」という。)を使用できる自動車の種類は、普通自動車、小型自動車及び軽自動車(積載物を含め長さ5メートル以下のものに限る。)とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、駐車できる自動車の種類の変更をすることができる。 (使用の許可)</p> <p>第4条 駐車場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた内容を変更するときも、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 (使用許可の制限)</p> <p>第5条 市長は、駐車場に駐車しようとする自動車が、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しない。</p> <p>(1) 発火性又は引火性の物品を積載している自動車 (2) 駐車場の施設を汚損し、又は損傷するおそれのある自動車 (3) 他の自動車の駐車に支障を来す荷物を積載している自動車 (4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある自動車</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 706

処分の概要	使用料の減免		
例規名根拠条項	今治港沖洲駐車場条例 第10条		
例規番号	平成25年条例第19号		
【基準】	<p>第10条及び今治港沖洲駐車場条例施行規則第8条の規定による。 (使用料の減免)</p> <p>第10条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第8条 条例第10条に規定する「公益上その他特別の理由があると認めるとき」とは、次に該当する自動車駐車場を使用する場合をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車 (2) 駐車場の付近において、国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他緊急を要する公務を行うために使用する自動車 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が駐車を必要と認めた自動車 		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 707

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	今治港沖洲駐車場条例 第11条ただし書		
例規番号	平成25年条例第19号		
【基準】	<p>第11条及び今治港沖洲駐車場条例施行規則第9条の規定による。 (使用料の不還付)</p> <p>第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、定期駐車について、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 市の必要により許可を取り消したとき。 (2) 使用の中止届が、市長が定める日までに提出され、中止する月の初日から使用しないとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特別の事由があると認めるとき。 <p>(使用料の還付)</p> <p>第9条 条例第11条ただし書に規定する使用料の還付額は、使用しなかった日数をその月の日数で除して得た数を1月当たりの当該定期駐車使用料に乗じた額(その額に端数が生じたときは、10円未満を切り捨てる。)とする。</p>		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 39

処分の概要	手数料の減免		
例規名 根拠条項	今治市土地開発許可等手数料条例 第5条		
例規番号	平成17年条例第69号		
【基準】	<p>第5条の規定による。 (手数料の減免)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、手数料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 国、地方公共団体その他公共団体の申請又は請求に係るもの</p> <p>(2) 市長が公益上必要があると認めるもの</p> <p>2 前項の減額又は免除は、書面による減額又は免除の申請を受けて、これを行う。</p>		
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 41

処分の概要	手数料の減免		
例規名根拠条項	今治市建築関係手数料条例 第13条		
例規番号	平成17年条例第70号		
【基準】	<p>第13条の規定による。 (手数料の減免)</p> <p>第13条 次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条から第10条まで(同条第58号から第74号までを除く。)に規定する額の2分の1とする。</p> <p>(1) 道路法(昭和27年法律第180号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)又は土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による事業施行により、建築又は築造するもので延べ面積を増加しない場合</p> <p>(2) 公共事業の施行に際し、補償を受けて建築し、又は築造するもので延べ面積を増加しない場合</p> <p>2 災害救助法(昭和22年法律第118号)を発動した区域内において災害により滅失し、又は損壊した建築物、建築設備及び工作物を災害の発生した日から6月以内に建築し、又は築造する場合は、第2条から第10条まで(同条第58号から第74号までを除く。)に規定する額は、無料とする。</p> <p>3 国、地方公共団体及びその他の公共団体の申請に係るものは、第2条から第10条までに規定する額は、減免することができる。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、市長が特に必要と認めるときは、第2条から第10条までに規定する額を減免することができる。</p> <p>5 第1項、第2項及び前項の適用を受けようとするものは、市長が必要と認める書面を提出しなければならない。</p>		
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 633

処分の概要	駐車施設の設置の承認及び変更承認		
例規名 根拠条項	今治市建築物における駐車施設の附置等に関する条例 第9条第2項		
例規番号	平成17年条例第245号		
【基準】	<p>第9条の規定による。 (駐車施設の附置の特例)</p> <p>第9条 第4条から第6条までの規定により駐車施設を附置すべき者が、当該建築物の敷地の位置又は形態により、市長がやむを得ないと認める場合においては、当該建築物の敷地から300メートル以内の場所に駐車施設を設けることができる。</p> <p>2 前項に規定する駐車施設を設けようとする者は、規則で定めるところに従い、あらかじめ当該駐車施設の位置、規模等について、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更する場合も、同様とする。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 489

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名根拠条項	今治市海山城展望公園条例 第4条第1項		
例規番号	平成17年条例第196号		
【基準】			
<p>第4条、第5条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第4条 海山城展望公園において次の各号のいずれかに掲げる行為をしようとするために、これを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた内容を変更する場合も、同様とする。</p> <p>(1) 興行、行商、募金その他これらに類する行為をすること。 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が管理上必要があると認める行為をすること。</p> <p>2 前項第1号に規定する行為を行う場合の許可は、前条第2号に規定する展望台広場及び同条第3号に規定するかがり火の丘広場で市長の指定する場所とする。</p> <p>3 市長は、第1項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第5条 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、海山城展望公園の使用を制限することができる。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 自然公園法(昭和32年法律第161号)の規定により不相当なとき。 (3) 植物、建物、附属施設又は展示物品等を損傷するおそれがあるとき。 (4) 前3号に掲げる場合のほか、海山城展望公園の管理上支障があるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	7日		
備考	<p>使用料は前納のため使用日から標準処理期間+7日(14日)程度前の申請を推奨</p>		
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 492

処分の概要	使用料の減免		
例規名根拠条項	今治市海山城展望公園条例 第10条		
例規番号	平成17年条例第196号		
【基準】 第10条の規定による。 (使用料の減免) 第10条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 494

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名根拠条項	今治市鴨池海岸公園条例 第3条第1項		
例規番号	平成19年条例第21号		
【基準】	<p>第3条、第4条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第3条 今治市鴨池海岸公園(以下「鴨池海岸公園」という。)において次の各号のいずれかに掲げる行為をしようとするために、これを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた内容を変更する場合も、同様とする。</p> <p>(1) 興行、行商、募金その他これらに類する行為をすること。 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が管理上必要があると認める行為をすること。</p> <p>2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 (使用の制限)</p> <p>第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、鴨池海岸公園の使用を制限することができる。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 自然公園法(昭和32年法律第161号)の規定により不適當なとき。 (3) 植物、建物、附帯施設又は展示物等を損傷するおそれがあるとき。 (4) 前3号に掲げる場合のほか、鴨池海岸公園の管理上支障があるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
標準処理期間	7日		
備考	<p>使用料は前納のため使用日から標準処理期間+7日(14日)程度前の申請を推奨</p>		
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 497

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	今治市鴨池海岸公園条例 第9条		
例規番号	平成19年条例第21号		
【基準】 第9条の規定による。 (使用料の減免) 第9条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は減免することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 499

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名根拠条項	今治市よしうみ亀老山展望公園条例 第4条第1項		
例規番号	平成17年条例第198号		
【基準】	<p>第4条、第5条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第4条 亀老山展望公園において次の各号のいずれかに掲げる行為をしようとするために、これを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた内容を変更する場合も、同様とする。</p> <p>(1) 興行、行商、募金その他これらに類する行為をすること。 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が管理上必要があると認める行為をすること。</p> <p>2 前項第1号に規定する行為を行う場合の許可は、前条第2号に規定する展望台アプローチで市長の指定する場所とする。</p> <p>3 市長は、第1項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 (使用の制限)</p> <p>第5条 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、亀老山展望公園の使用を制限することができる。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 自然公園法(昭和32年法律第161号)の規定により不相当なとき。 (3) 植物、建物、附属施設又は展示物品等を損傷するおそれがあるとき。 (4) 前3号に掲げる場合のほか、亀老山展望公園の管理上支障があるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
標準処理期間	7日		
備考	<p>使用料は前納のため使用日から標準処理期間+7日(14日)程度前の申請を推奨</p>		
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 502

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	今治市よしうみ亀老山展望公園条例 第10条		
例規番号	平成17年条例第198号		
【基準】 第10条の規定による。 (使用料の減免) 第10条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 525

処分の概要	行為の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	今治市公園条例 第5条		
例規番号	平成17年条例第207号		
【基準】	<p>第5条の規定による。 (許可を必要とする行為)</p> <p>第5条 公園内において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。 (2) 興行を行うこと。 (3) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために、公園の全部又は一部を独占して利用すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が管理上必要があると認める行為</p>		
標準処理期間	7日		
備考	<p>使用料は前納のため使用日から標準処理期間+7日(14日)程度前の申請を推奨</p>		
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 526

処分の概要	有料公園施設の使用の許可及び変更許可		
例規名根拠条項	今治市公園条例 第17条第1項		
例規番号	平成17年条例第207号		
<p>【基準】</p> <p>第17条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (有料公園施設の管理)</p> <p>第17条 有料公園施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者が許可を受けた内容を変更するときも、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。</p> <p>3 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、施設の管理上支障があるとき。</p> <p>4 市長は、市制50年記念公園の有料公園施設(売店を除く。)にあっては、演奏会、公演会その他これらに類する行為で市長が認めるもの以外は使用を許可しない。</p> <p>5 有料公園施設の管理について、この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 529

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	今治市公園条例 第21条		
例規番号	平成17年条例第207号		
【基準】	第21条の規定による。 (使用料の減免) 第21条 市長は、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第5条若しくは第17条第1項の許可を受けた者の責任に帰することのできない理由によって、それらの許可に係る行為ができなくなったとき又は使用許可の前日までに使用の中止を申し出て、市長が相当の事由があると認めるとき若しくは市長が公益上その他特別の理由があると認める場合においては、前条第1項に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 530

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名根拠条項	今治市公園条例 第22条ただし書		
例規番号	平成17年条例第207号		
【基準】 第22条の規定による。 (使用料の不還付) 第22条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 533

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	今治市湯ノ浦パークゴルフ広場条例 第10条第1項		
例規番号	平成17年条例第208号		
【基準】	<p>第10条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第10条 今治市湯ノ浦パークゴルフ広場(以下「広場」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた内容を変更するときも、同様とする。</p> <p>2 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 広場の施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、広場の管理上支障があるとき。</p> <p>3 市長は、第1項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 536

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	今治市湯ノ浦パークゴルフ広場条例 第15条		
例規番号	平成17年条例第208号		
【基準】 第15条の規定による。 (使用料の減免) 第15条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 537

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	今治市湯ノ浦パークゴルフ広場条例 第16条ただし書		
例規番号	平成17年条例第208号		
【基準】 第16条の規定による。 (使用料の不還付) 第16条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が公益上特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 612

処分の概要	公営住宅の入居の決定
例規名根拠条項	今治市営住宅条例 第8条第2項
例規番号	令和5年条例第18号
<p>【基準】</p> <p>第6条から第9条までの規定による。 (入居者資格)</p> <p>第6条 公営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として市長が規則で定める者(以下「老人等」という。)にあっては第1号、第3号、第4号及び第5号、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあっては第4号。)の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 市税及び市営住宅の使用料を滞納していない者であること。</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、婚姻の予約者、児童(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童をいう。)及びこれらに準ずる者として市長が規則で定める者を含む。以下同じ。)があること。</p> <p>(3) その者の収入がア又はイに掲げる場合に依り、それぞれア又はイに掲げる金額を超えないこと。 ア 入居者の心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要があるものとして市長が規則で定める場合 214,000円 イ アに掲げる場合以外の場合 158,000円</p> <p>(4) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。</p> <p>(5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、市長は、特に必要があると認めるときは、入居者の資格について、別に定めることができる。 (入居者資格の特例)</p> <p>第7条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は市営住宅の用途の廃止により当該住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の公営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項第1号から第4号までに掲げる条件を具備する者とみなす。</p> <p>2 法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係る公営住宅又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げる公営住宅の入居者は、前条第1項各号(老人等にあっては、同項第1号、第3号、第4号及び第5号)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。 (入居の申込み及び決定)</p> <p>第8条 前2条に規定する入居者資格のある者で公営住宅に入居しようとする者は、市長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者を公営住宅の入居者として決定し、その旨を当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し通知するものとする。</p> <p>3 市長は、借上げに係る公営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、当該公営住宅の借上げの期間の満了時に当該公営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。 (入居者の選考)</p> <p>第9条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき公営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行う。</p>	

<p>(1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者</p> <p>(2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者</p> <p>(3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者</p> <p>(4) 正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立退先がないため困窮している者(自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。)</p> <p>(5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者</p> <p>(6) 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者</p> <p>2 市長は、前項各号に規定する者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定する。</p> <p>3 前項の場合において、住宅困窮順位の定め難い者については、公開抽選により入居者を決定する。</p> <p>4 市長は、第1項各号に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦、引揚者、炭鉱離職者、老人、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で市長が定める要件を備えている者及び市長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに公営住宅に入居することを必要としている者については、前2項の規定にかかわらず、市長が割当をした公営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>5 市長は、前4項の規定に基づいて入居者を選考する場合において、入居決定者のほかに補欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。</p> <p>6 市長は、入居決定者が公営住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い入居者を決定する。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 613

処分の概要	公営住宅の家賃の減免又は徴収猶予		
例規名 根拠条項	今治市営住宅条例 第15条(第29条第3項、第31条第3項及び第64条において準用する場合を含む。)		
例規番号	令和5年条例第18号		
【基準】	<p>第15条の規定による。 (家賃の減免又は徴収猶予)</p> <p>第15条 市長は、次の各号のいずれかに掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して市長が定めるところにより当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。</p> <p>(1) 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。 (2) 入居者又は同居者が病気にかかったとき。 (3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。 (4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 617

処分の概要	特定公共賃貸住宅の入居の決定
例規名 根拠条項	今治市営住宅条例 第44条において準用する第8条第2項
例規番号	令和5年条例第18号
<p>【基準】</p> <p>準用する第8条及び第9条並びに第42条の規定による。 (入居の申込み及び決定)</p> <p>第8条 前2条に規定する入居者資格のある者で公営住宅に入居しようとする者は、市長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者を公営住宅の入居者として決定し、その旨を当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し通知するものとする。</p> <p>3 市長は、借上げに係る公営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、当該公営住宅の借上げの期間の満了時に当該公営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。 (入居者の選考)</p> <p>第9条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき公営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行う。</p> <p>(1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者</p> <p>(2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者</p> <p>(3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者</p> <p>(4) 正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立退先がないため困窮している者(自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。)</p> <p>(5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者</p> <p>(6) 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者</p> <p>2 市長は、前項各号に規定する者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定する。</p> <p>3 前項の場合において、住宅困窮順位の定め難い者については、公開抽選により入居者を決定する。</p> <p>4 市長は、第1項各号に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦、引揚者、炭鉱離職者、老人、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で市長が定める要件を備えている者及び市長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに公営住宅に入居することを必要としている者については、前2項の規定にかかわらず、市長が割当をした公営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>5 市長は、前4項の規定に基づいて入居者を選考する場合において、入居決定者のほかに補欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。</p> <p>6 市長は、入居決定者が公営住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い入居者を決定する。 (入居者資格)</p> <p>第42条 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、次の各号(前条の規定により入居する者及び老人等にあつては第1号、第3号、第4号及び第5号)の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 市税及び市営住宅の使用料を滞納していない者であること。</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。</p> <p>(3) その者の所得がアからエまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからエまでに掲げる金額であること。</p>	

- ア 前条第1号の規定により入居する場合 市長が規則で定める金額以下
 - イ 前条第2号の規定により入居する場合 市長が規則で定める金額以下(158,000円に満たない者にあつては、所得の上昇が見込まれる者に限る。)
 - ウ 老人等が入居する場合 市長が規則で定める金額以下(158,000円に満たない者にあつては、所得の上昇が見込まれる者に限る。)
 - エ アからウまでに掲げる場合以外の場合 158,000円以上で市長が規則で定める金額以下(158,000円に満たない者にあつては、所得の上昇が見込まれる者に限る。)
- (4) 自ら居住するために住宅を必要とする者であること。
- (5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと。
- 2 前項に規定するもののほか、市長は、特に必要があると認めるときは、入居者の資格について、別に定めることができる。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 618

処分の概要	特定公共賃貸住宅の家賃の減免又は徴収猶予		
例規名 根拠条項	今治市営住宅条例 第44条において準用する第15条		
例規番号	令和5年条例第18号		
【基準】	<p>準用する第15条の規定による。 (家賃の減免又は徴収猶予)</p> <p>第15条 市長は、次の各号のいずれかに掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して市長が定めるところにより当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。</p> <p>(1) 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。 (2) 入居者又は同居者が病気にかかったとき。 (3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。 (4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 620

処分の概要	小集落改良住宅の入居の決定
例規名根拠条	今治市営住宅条例 第49条第1項において準用する第8条第2項
例規番号	令和5年条例第18号
<p>【基準】</p> <p>準用する第7条第1項、第8条(第3項を除く。)及び第9条並びに第45条の規定による。 (入居者資格の特例)</p> <p>第7条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は市営住宅の用途の廃止により当該住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の公営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項第1号から第4号までに掲げる条件を具備する者とみなす。</p> <p>2 法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係る公営住宅又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げる公営住宅の入居者は、前条第1項各号(老人等にあつては、同項第1号、第3号、第4号及び第5号)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。 (入居の申込み及び決定)</p> <p>第8条 前2条に規定する入居者資格のある者で公営住宅に入居しようとする者は、市長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者を公営住宅の入居者として決定し、その旨を当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し通知するものとする。</p> <p>3 市長は、借上げに係る公営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、当該公営住宅の借上げの期間の満了時に当該公営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。 (入居者の選考)</p> <p>第9条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき公営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行う。</p> <p>(1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者</p> <p>(2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者</p> <p>(3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者</p> <p>(4) 正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立退先がないため困窮している者(自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。)</p> <p>(5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者</p> <p>(6) 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者</p> <p>2 市長は、前項各号に規定する者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定する。</p> <p>3 前項の場合において、住宅困窮順位の定め難い者については、公開抽選により入居者を決定する。</p> <p>4 市長は、第1項各号に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦、引揚者、炭鉱離職者、老人、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で市長が定める要件を備えている者及び市長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに公営住宅に入居することを必要としている者については、前2項の規定にかかわらず、市長が割当をした公営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>5 市長は、前4項の規定に基づいて入居者を選考する場合において、入居決定者のほかに補</p>	

欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

6 市長は、入居決定者が公営住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い入居者を決定する。

(入居者資格)

第45条 小集落改良住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

(1) 地区改良法第18条に掲げる者であること。

(2) 入居しようとする者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

2 市長は前項の規定にかかわらず、同項に規定する者が小集落改良住宅に入居せず、又は居住しなくなったときは、公募により、同項に規定する者以外の者を当該小集落改良住宅に入居させることができる。

3 前項の規定により小集落改良住宅に入居することができる者は、次の各号(老人等にあっては第1号、第3号、第4号及び第5号)の条件を具備する者でなければならない。

(1) 市税及び市営住宅の使用料を滞納していない者であること。

(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。

(3) その者の収入がア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれア又はイに掲げる金額を超えないこと。

ア 第6条第1項第3号アに規定する場合 158,000円

イ アに掲げる場合以外の場合 114,000円

(4) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

4 前項に規定するもののほか、市長は、特に必要があると認めるときは、入居者の資格について、別に定めることができる。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 621

処分の概要	小集落改良住宅の家賃の減免又は徴収猶予		
例規名 根拠条項	今治市営住宅条例 第49条第1項において準用する第15条(第48条第2項において準用する場合を含む。)		
例規番号	令和5年条例第18号		
【基準】 準用する第15条の規定による。 (家賃の減免又は徴収猶予) 第15条 市長は、次の各号のいずれかに掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して市長が定めるところにより当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。 (1) 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。 (2) 入居者又は同居者が病気にかかったとき。 (3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。 (4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 623

処分の概要	その他住宅の入居の決定
例規名根拠条	今治市営住宅条例 第53条において準用する第8条第2項
例規番号	令和5年条例第18号
<p>【基準】</p> <p>準用する第7条第1項、第8条(第3項を除く。)及び第9条並びに第50条の規定による。 (入居者資格の特例)</p> <p>第7条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は市営住宅の用途の廃止により当該住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の公営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項第1号から第4号までに掲げる条件を具備する者とみなす。</p> <p>2 法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係る公営住宅又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げる公営住宅の入居者は、前条第1項各号(老人等にあつては、同項第1号、第3号、第4号及び第5号)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。 (入居の申込み及び決定)</p> <p>第8条 前2条に規定する入居者資格のある者で公営住宅に入居しようとする者は、市長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者を公営住宅の入居者として決定し、その旨を当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し通知するものとする。</p> <p>3 市長は、借上げに係る公営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、当該公営住宅の借上げの期間の満了時に当該公営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。 (入居者の選考)</p> <p>第9条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき公営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行う。</p> <p>(1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者</p> <p>(2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者</p> <p>(3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者</p> <p>(4) 正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立退先がないため困窮している者(自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。)</p> <p>(5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者</p> <p>(6) 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者</p> <p>2 市長は、前項各号に規定する者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定する。</p> <p>3 前項の場合において、住宅困窮順位の定め難い者については、公開抽選により入居者を決定する。</p> <p>4 市長は、第1項各号に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦、引揚者、炭鉱離職者、老人、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で市長が定める要件を備えている者及び市長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに公営住宅に入居することを必要としている者については、前2項の規定にかかわらず、市長が割当をした公営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>5 市長は、前4項の規定に基づいて入居者を選考する場合において、入居決定者のほかに補</p>	

欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

6 市長は、入居決定者が公営住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い入居者を決定する。

(入居者資格)

第50条 その他住宅のうち別表第3の(1)に掲げる住宅(以下「特定住宅A」という。)に入居することができる者は、次の各号(老人等にあつては第1号、第3号、第4号及び第5号)の条件を具備する者でなければならない。

- (1) 市税及び市営住宅の使用料を滞納していない者であること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (3) その者の収入がア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれア又はイに掲げる金額を超えないこと。

ア 第6条第1項第3号アに規定する場合 214,000円

イ アに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

2 その他住宅のうち別表第3の(2)に掲げる住宅(以下「特定住宅B」という。)に入居することができる者は、前項第1号、第2号、第4号及び第5号(老人等にあつては同項第1号、第4号及び第5号)の条件を具備する者でなければならない。

3 その他住宅のうち別表第3の(3)に掲げる住宅(以下「再開発住宅」という。)に入居することができる者は、第1項第1号、第2号、第4号及び第5号(老人等にあつては同項第1号、第4号及び第5号)並びに次の各号の条件を具備する者でなければならない。

- (1) その者の収入がア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれア又はイに掲げる金額を超えないこと。

ア 第6条第1項第3号アに規定する場合 268,000円

イ アに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (2) 家賃及び敷金を支払う能力を有するものとして市長が規則で定める者であること。

4 前項の規定にかかわらず、第53条第3項の規定により準用する第5条第5号及び第6号に掲げる事由により再開発住宅に入居しようとする者が入居の申込みをした場合においては、その者は、第1項第2号及び前項各号に掲げる条件を具備する者とみなす。

5 その他住宅のうち別表第3の(4)に掲げる住宅(以下「定住促進住宅」という。)に入居することができる者は、第1項第1号、第2号、第4号及び第5号(老人等にあつては同項第1号、第4号及び第5号)の条件を具備する者であつて、家賃及び敷金を支払う能力を有するものとして市長が規則で定める者でなければならない。

6 前5項に規定するもののほか、市長は、特に必要があると認めるときは、入居者の資格について、別に定めることができる。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 624

処分の概要	その他住宅の家賃の減免又は徴収猶予		
例規名 根拠条項	今治市営住宅条例 第53条において準用する第15条(第52条第3項において準用する場合を含む。)		
例規番号	令和5年条例第18号		
【基準】 準用する第15条の規定による。 (家賃の減免又は徴収猶予) 第15条 市長は、次の各号のいずれかに掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して市長が定めるところにより当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。 (1) 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。 (2) 入居者又は同居者が病気にかかったとき。 (3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。 (4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 626

処分の概要	公営住宅の社会福祉法人等に対する使用の許可		
例規名 根拠条項	今治市営住宅条例 第54条第1項		
例規番号	令和5年条例第18号		
【基準】	<p>第54条の規定による。 (使用許可)</p> <p>第54条 市長は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人その他公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令(平成8年厚生省・建設省令第1号)第2条に規定する者(以下「社会福祉法人等」という。)が公営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業(以下「社会福祉事業等」という。)を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、公営住宅の使用を許可することができる。</p> <p>2 市長は、前項の許可に条件を付することができる。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 629

処分の概要	公営住宅のみなし特定公共賃貸住宅としての入居の決定
例規名根拠条項	今治市営住宅条例 第64条において準用する第8条第2項
例規番号	令和5年条例第18号
<p>【基準】</p> <p>準用する第8条、第9条及び第42条並びに第61条の規定による。 (入居の申込み及び決定)</p> <p>第8条 前2条に規定する入居者資格のある者で公営住宅に入居しようとする者は、市長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者を公営住宅の入居者として決定し、その旨を当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し通知するものとする。</p> <p>3 市長は、借上げに係る公営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、当該公営住宅の借上げの期間の満了時に当該公営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。 (入居者の選考)</p> <p>第9条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき公営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行う。</p> <p>(1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者</p> <p>(2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者</p> <p>(3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者</p> <p>(4) 正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立退先がないため困窮している者(自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。)</p> <p>(5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者</p> <p>(6) 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者</p> <p>2 市長は、前項各号に規定する者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定する。</p> <p>3 前項の場合において、住宅困窮順位の定め難い者については、公開抽選により入居者を決定する。</p> <p>4 市長は、第1項各号に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦、引揚者、炭鉱離職者、老人、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で市長が定める要件を備えている者及び市長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに公営住宅に入居することを必要としている者については、前2項の規定にかかわらず、市長が割当をした公営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>5 市長は、前4項の規定に基づいて入居者を選考する場合において、入居決定者のほかに補欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。</p> <p>6 市長は、入居決定者が公営住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い入居者を決定する。 (入居者資格)</p> <p>第42条 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、次の各号(前条の規定により入居する者及び老人等にあつては第1号、第3号、第4号及び第5号)の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 市税及び市営住宅の使用料を滞納していない者であること。</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。</p> <p>(3) その者の所得がアからエまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからエまでに掲げる金額であること。</p>	

<p>ア 前条第1号の規定により入居する場合 市長が規則で定める金額以下 イ 前条第2号の規定により入居する場合 市長が規則で定める金額以下(158,000円に満たない者にあつては、所得の上昇が見込まれる者に限る。) ウ 老人等が入居する場合 市長が規則で定める金額以下(158,000円に満たない者にあつては、所得の上昇が見込まれる者に限る。) エ アからウまでに掲げる場合以外の場合 158,000円以上で市長が規則で定める金額以下(158,000円に満たない者にあつては、所得の上昇が見込まれる者に限る。)</p> <p>(4) 自ら居住するために住宅を必要とする者であること。 (5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、市長は、特に必要があると認めるときは、入居者の資格について、別に定めることができる。</p> <p>(使用許可)</p> <p>第61条 市長は、その区域内に特定優良賃貸住宅法第6条に規定する特定優良賃貸住宅その他の同法第3条第4号イ又はロに掲げる者の居住の用に供する賃貸住宅の不足その他の特別の事由により公営住宅を同号イ又はロに掲げる者に使用させることが必要であると認める場合において、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該公営住宅をこれらの者に使用させることができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 631

処分の概要	敷地の目的外使用の許可		
例規名根拠条項	今治市営住宅条例 第69条		
例規番号	令和5年条例第18号		
【基準】	<p>第69条の規定による。 (敷地の目的外使用)</p> <p>第69条 市長は、市営住宅及び共同施設の用に供されている土地の一部を、その用途又は目的を妨げない限度において、市長が規則で定めるところによりその使用を許可することができる。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 655

処分の概要	排水設備設置の延期の許可		
例規名 根拠条項	今治市下水道条例 第4条ただし書		
例規番号	平成17年条例第251号		
【基準】	<p>第4条の規定による。 (排水設備の設置義務)</p> <p>第4条 排水設備設置義務者は、公共下水道の供用開始の日から6月以内に別に規則で定めるところにより、排水設備を設置しなければならない。ただし、特別の事情により、市長の許可を受けたときは、この限りでない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考	「今治市特定環境保全公共下水道条例」に準用規定あり		
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 656

処分の概要	排水設備等の計画の確認及び変更確認		
例規名 根拠条項	今治市下水道条例 第6条第1項		
例規番号	平成17年条例第251号		
【基準】	<p>第6条の規定による。 (排水設備等の計画の確認)</p> <p>第6条 排水設備、法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設及びこれらに接続する除害施設(以下「排水設備等」という。)の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、別に定めるところにより申請書に必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2 排水設備等を撤去しようとする者は、あらかじめ市長に届け出なければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考	「今治市特定環境保全公共下水道条例」及び「今治市小規模下水道条例」に準用規定あり		
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 658

処分の概要	使用料の減免		
例規名根拠条項	今治市下水道条例 第19条		
例規番号	平成17年条例第251号		
【基準】	第19条の規定による。 (使用料の減免) 第19条 市長は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。		
標準処理期間	15日		
備考	「今治市特定環境保全公共下水道条例」及び「今治市小規模下水道条例」に準用規定あり		
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 660

処分の概要	占用の許可及び変更許可		
例規名根拠条項	今治市下水道条例 第23条第1項		
例規番号	平成17年条例第251号		
【基準】	<p>第23条の規定による。 (占有)</p> <p>第23条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(以下この条において「占有物件」という。)を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占有しようとする者は、別に規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。ただし、占有物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占有の許可とみなす。</p> <p>2 市長は、前項の許可を受けた者から占有料を徴収する。ただし、次の各号に掲げる占有物件については、この限りでない。</p> <p>(1) 公共下水道に下水を排除することを目的とする占有物件</p> <p>(2) 国の行う事業で一般会計をもって経理するものに係る占有物件</p> <p>(3) 国の行う事業で特別会計をもって経理するもののうち企業性格を有しない事業に係る占有物件</p> <p>(4) 地方公共団体の行う事業で地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占有物件</p> <p>3 前項の占有料の額及び徴収時期については、今治市道路占有料徴収条例(平成17年今治市条例第233号)第2条及び第3条並びに今治市法定外公共用財産管理条例(平成17年今治市条例第260号)第6条の規定を準用する。</p>		
標準処理期間	15日		
備考	「今治市特定環境保全公共下水道条例」及び「今治市小規模下水道条例」に準用規定あり		
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 665

処分の概要	占用期間の更新の許可		
例規名根拠条項	今治市下水道条例施行規則 第13条		
例規番号	平成17年規則第230号		
【基準】	<p>第13条の規定による。 (占用期間の更新)</p> <p>第13条 占用許可期間満了後、占用を継続しようとする者は、期間満了までに改ためて条例第23条第1項本文の規定による許可を受けなければならない。</p>		
標準処理期間	15日		
備考	「今治市特定環境保全公共下水道条例施行規則」及び「今治市小規模下水道条例施行規則」に準用規定あり		
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 666

処分の概要	指定工事店証の交付及び再交付		
例規名 根拠条項	今治市下水道排水設備等指定工事店及び責任技術者に関する規則 第6条第1項及び第3項		
例規番号	平成17年規則第231号		
<p>【基準】 第3条及び第6条の規定による。 (指定工事店の指定基準) 第3条 条例第8条第1項で規定する排水設備等工事を施行することができる者は、次に掲げる要件に適合している工事業者とし、市長は、これを指定工事店として指定する。 (1) 責任技術者が、1人以上専属していること。 (2) 愛媛県内に営業所があること。 (3) 排水設備等工事の施行に必要な設備及び器材を有していること。 (4) 次のいずれにも該当しないこと。 ア 工事業者が、破産手続開始の決定を受けた者であって復権していない場合 イ 工事業者が、第21条の規定により、責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していない場合 ウ 指定工事店が、第12条第3項の規定により、指定を取り消されてから2年を経過していない場合 エ 工事業者が精神の機能の障害により排水設備等の工事の事業を適切に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない場合 オ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者がいる場合 カ アからオまでに掲げる場合のほか、市長が指定工事店として不適當であると認める場合</p> <p>2 前項第4号ウの規定に該当する場合で、当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は、同号ウに掲げる期間内において、個人又は他の法人の代表者として指定工事店の指定を受けることができない。 (指定工事店証)</p> <p>第6条 市長は、指定工事店としての指定を行った工事業者に対し、下水道排水設備等指定工事店証(別記様式第5号。以下「指定工事店証」という。)を交付する。 2 指定工事店は、指定工事店証を営業所内の見やすい場所に掲げなければならない。 3 指定工事店は、指定工事店証を損傷し、又は紛失したときは、直ちに指定工事店証再交付申請書(別記様式第6号)を市長に提出して再交付を受けなければならない。 4 指定工事店は、第12条第1項又は第3項の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく市長に指定工事店証を返納しなければならない。また、同条第2項又は第3項の規定により指定の効力を一時停止されたときは、その期間一時指定工事店証を返納しなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 667

処分の概要	指定の更新		
例規名 根拠条項	今治市下水道排水設備等指定工事店及び責任技術者に関する規則 第10条第1項		
例規番号	平成17年規則第231号		
<p>【基準】 第10条の規定による。 (指定の更新の決定通知等) 第10条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、第3条に規定する要件及び第7条に規定する義務の履行状況を勘案して、その適否を決定し、申請者に通知する。 2 指定更新手数料の納付及び指定工事店証の交付については、第5条第2項及び第6条第1項の規定を準用する。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 669

処分の概要	責任技術者証の交付及び再交付		
例規名 根拠条項	今治市下水道排水設備等指定工事店及び責任技術者に関する規則 第16条第1項及び第6項		
例規番号	平成17年規則第231号		
【基準】	<p>第14条及び第16条の規定による。 (登録資格)</p> <p>第14条 県協会が実施する試験に合格した者は、次条に規定する責任技術者の登録を受ける資格を有する。</p> <p>2 前項に規定する者であつて、次の各号のいずれかに該当するものは、登録を受けることができない。</p> <p>(1) 破産手続開始の決定を受けた者で復権していない者</p> <p>(2) 不法行為又は不正行為等によって、試験の合格又は責任技術者としての登録を取り消され、2年を経過していない者</p> <p>(3) 精神の機能の障害により排水設備等の工事の事業を適切に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>3 責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態になったときには、市長にその旨を届け出るものとする。 (責任技術者証)</p> <p>第16条 市長は、第14条に規定する登録資格を有する者から前条の申請があつたときは、責任技術者として登録を行い、下水道排水設備等工事責任技術者証(別記様式第12号)を交付する。</p> <p>2 責任技術者は、排水設備等工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、市の職員等の要求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 責任技術者証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。</p> <p>4 責任技術者は、登録を辞退しようとするときは、直ちに責任技術者辞退届(別記様式第13号)に責任技術者証を添えて、市長に届け出なければならない。</p> <p>5 責任技術者は、氏名又は住所(住居表示を含む。)に変更があつたときは、直ちに責任技術者変更届(別記様式第14号)に異動の事実を証する書類、写真及び責任技術者証を添えて、市長に届け出なければならない。</p> <p>6 責任技術者は、責任技術者証を損傷し、又は紛失したときは、直ちに責任技術者登録証再交付申請書(別記様式第15号)を市長に提出し、再交付を受けなければならない。</p> <p>7 責任技術者は、第21条の規定により登録を取り消されたときは、責任技術者証を遅滞なく市長に返納しなければならない。また、同条の規定により登録の効力を一時停止されたときは、その停止期間中返納しなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 670

処分の概要	登録の更新		
例規名 根拠条項	今治市下水道排水設備等指定工事店及び責任技術者に関する規則 第19条第1項		
例規番号	平成17年規則第231号		
【基準】			
第19条の規定による。 (登録の更新及び更新講習)			
第19条 責任技術者は、登録の有効期間満了に際し、引き続き登録を受けようとするときは、期間満了日までにあらかじめ登録の更新(以下「登録更新」という。)を受けなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。			
2 登録更新を受けようとする責任技術者は、県協会が実施する更新講習をあらかじめ受講しなければならない。			
3 登録更新を受けようとする責任技術者は、市長が指定する期日までに、条例第26条第1項第2号に規定する責任技術者登録更新手数料を納付するとともに、責任技術者登録申請書(別記様式第11号)に、次に掲げる書類等を添付して市長に提出しなければならない。			
(1) 住民票記載事項証明書又は登録原票記載事項証明書及び写真			
(2) 更新講習受講修了証の写し			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 671

処分の概要	責任技術者登録抹消証明書の交付		
例規名 根拠条項	今治市下水道排水設備等指定工事店及び責任技術者に関する規則 第20条第2項		
例規番号	平成17年規則第231号		
【基準】	<p>第20条の規定による。 (登録替え)</p> <p>第20条 本市に登録された責任技術者は、他の市町村等に登録替えの申請をすることができる。</p> <p>2 前項の登録替えの申請をしようとする者は、市長に責任技術者登録抹消申請書(別記様式第16号)を提出し、責任技術者登録抹消証明書(別記様式第17号)の交付を受けなければならない。</p> <p>3 他の市町村等に登録されていた責任技術者で本市に登録替えを希望する者は、登録抹消の日から2月以内に、条例第26条第1項第2号に規定する責任技術者登録手数料を納付するとともに、責任技術者登録申請書(別記様式第11号)に当該市町村等が交付した責任技術者登録抹消証明書を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>4 前項の登録替えに係る登録期間は、第18条第1項の規定にかかわらず、直前に登録されていた市町村等の登録期間の残期間とする。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 674

処分の概要	負担金の徴収猶予		
例規名根拠条項	今治市公共下水道事業受益者負担に関する条例 第9条		
例規番号	平成17年条例第252号		
【基準】			
<p>第9条及び今治市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第7条の規定による。 (負担金の徴収猶予)</p> <p>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、負担金の徴収を猶予することができる。</p> <p>(1) 受益者の所有に係る財産が震災、風水害、火災その他の災害を受けたとき。 (2) 受益者又は受益者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したことにより長期療養を必要とするとき。 (3) 受益者がその事業を廃止し、又は休止したとき。 (4) 受益者がその事業につき著しい損失を受けたとき。 (5) 受益者が現に所有し、又は地上権等を有する土地等の状況により、徴収を猶予する必要があると認めたとき。 (6) その他市長が特に必要と認めたとき。</p> <p>(負担金の徴収猶予)</p> <p>第7条 条例第9条の規定による負担金の徴収猶予の基準は、別表第1に定めるところによるものとし、納期限が未到来の負担金についてもあらかじめ徴収猶予することができる。</p> <p>2 負担金の徴収猶予を受けようとする者は、下水道事業受益者負担金(分担金)徴収猶予申請書(別記様式第3号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の申請があったときは、その可否を決定し、申請者に通知するものとする。</p> <p>4 負担金の徴収猶予を受けた者は、その理由が消滅したときは、遅滞なくその旨を市長に申し出なければならない。</p>			
標準処理期間	15日		
備考	「今治市小規模下水道事業受益者分担に関する条例」に準用規定あり		
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 676

処分の概要	負担金の減免		
例規名根拠条項	今治市公共下水道事業受益者負担に関する条例 第11条第2項		
例規番号	平成17年条例第252号		
【基準】	<p>第11条及び今治市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第9条の規定による。 (負担金の減免等)</p> <p>第11条 国又は地方公共団体その他公共団体が所有し、かつ、公共用に供し、又は供することを決定しているもののうち市長が別に定める土地については、負担金を徴収しないものとする。</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金をその者の申請により減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 前項に規定するもののほか、国又は地方公共団体その他公共団体が所有し、かつ、公用若しくは公共用に供し、又は供することを決定している土地等に係る受益者</p> <p>(2) 国又は地方公共団体が所有し、その企業の用に供している土地等に係る受益者</p> <p>(3) 国又は地方公共団体その他公共団体が所有している普通財産で市長が別に定める土地等に係る受益者</p> <p>(4) 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、その状況により特に負担金を減額し、又は免除する必要があると認められる受益者</p> <p>(負担金の減免等)</p> <p>第9条 条例第11条第1項に規定する市長が別に定める土地は、道路、河川及び公園とする。</p> <p>2 条例第11条第2項の規定による負担金の減額又は免除の基準は、別表第2に定めるところによる。</p> <p>3 負担金の減額又は免除を受けようとする者は、下水道事業受益者負担金(分担金)減免申請書(別記様式第4号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 市長は、前項の申請があったときは、その可否を決定し、申請者に通知するものとする。</p> <p>5 負担金の減額又は免除を受けた者は、減額又は免除の理由に変更が生じたときは、遅滞なくその旨を市長に申し出なければならない。</p> <p>6 市長は、減額又は免除の理由の変更を知ったときは、第4項の決定を変更することができる。</p>		
標準処理期間	15日		
備考	「今治市小規模下水道事業受益者分担に関する条例」に準用規定あり		
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 678

処分の概要	延滞金の減免		
例規名根拠条項	今治市公共下水道事業受益者負担に関する条例 第16条第5項		
例規番号	平成17年条例第252号		
【基準】	<p>第16条の規定による。 (延滞金)</p> <p>第16条 受益者は、第8条第3項の納期限後にその負担金を納付する場合においては、当該負担金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>2 延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる負担金額に1,000円未満の端数があるとき又はその負担金額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>3 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>4 第1項に規定する延滞金の額の計算につき同項の規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。</p> <p>5 第1項に規定する延滞金は、市長がやむを得ない理由があると認める場合においては、これを減額し、又は免除することができる。</p>		
標準処理期間	15日		
備考	「今治市小規模下水道事業受益者分担に関する条例」に準用規定あり		
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 680

処分の概要	排水設備設置の延期の許可		
例規名 根拠条項	今治市小規模下水道条例 第5条第1項ただし書		
例規番号	平成17年条例第254号		
【基準】	<p>第5条の規定による。 (排水設備の設置等)</p> <p>第5条 小規模下水道の供用が開始された場合においては、排水設備設置義務者は、小規模下水道の供用開始の日から6月以内に排水設備を設置しなければならない。ただし、特別の事情により市長の許可を受けたときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により設置された排水設備の改築又は修繕は、排水設備設置義務者が行うものとし、その清掃その他の維持は当該土地の占有者(第3条第11号ウの土地にあっては、当該公共施設を管理すべき者)が行うものとする。</p> <p>3 排水設備の設置又は構造については、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の法令の規定の適用がある場合においては、それらの法令の規定によるほか、第10条において準用する今治市下水道条例(平成17年今治市条例第251号。以下「下水道条例」という。)第5条に定めるところによらなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 407

処分の概要	流末施設の工事の承認		
例規名 根拠条項	今治市雑用水道給水条例 第10条第1項		
例規番号	平成17年条例第175号		
【基準】	<p>第10条の規定による。 (流末施設の工事)</p> <p>第10条 流末施設の工事は、需用者が施工するものとする。この場合において、需用者は、事前に市長の承認を得て施工し、しゅん工後直ちに検査を受けなければならない。</p> <p>2 流末施設は、随時立入検査をすることができるものとし、その結果に基づき構造及び管理の改善その他必要な措置を需用者に命ずることができる。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 410

処分の概要	使用料の減免		
例規名根拠条項	今治市雑用水道給水条例 第18条		
例規番号	平成17年条例第175号		
【基準】	<p>第18条の規定による。 (使用料の減免)</p> <p>第18条 使用料は、次の各号のいずれかに該当するときは、減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 第11条第1項の規定により、給水を制限し、又は停止したとき。</p> <p>(2) 前号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 716

処分の概要	給水装置の新設等の承認		
例規名 根拠条項	今治市給水条例 第5条第1項		
例規番号	平成17年条例第263号		
【基準】	<p>第5条の規定による。 (給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申込みがあった場合において、配水管その他配水施設がない場所又は工事上支障があると認めるときは、給水装置工事の申込みを断ることができる。ただし、市長が必要があると認め、申込者が配水管その他配水施設工事に要する費用の全部又は一部を負担するときは、この限りでない。</p> <p>3 給水装置工事の申込みにより、市長が必要と認めたときは、利害関係人の同意書又は民法(明治29年法律第89号)第213条の2第3項の通知をした旨の誓約書の提出を求めることができる。</p> <p>4 給水装置工事について利害関係人その他の者から異議があるときは、工事申込者の責任とする。</p>		
標準処理期間	5日		
備考	「今治市飲料水供給施設条例」に準用規定あり		
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 717

処分の概要	設計審査及びしゅん工検査		
例規名 根拠条項	今治市給水条例 第7条第2項		
例規番号	平成17年条例第263号		
【基準】	<p>第7条の規定による。 (工事の施行)</p> <p>第7条 給水装置工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。</p> <p>2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、別に規則で定める基準により、あらかじめ市長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に市長の検査を受けなければならない。</p>		
標準処理期間	15日		
備考	「今治市飲料水供給施設条例」に準用規定あり		
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 718

処分の概要	消火栓の使用の許可		
例規名 根拠条項	今治市給水条例 第19条		
例規番号	平成17年条例第263号		
【基準】	<p>第19条の規定による。 (消火栓の使用)</p> <p>第19条 消火栓は、市長が封かんし、消火、消防演習又は市長が特別に許可した場合のほかは使用してはならない。</p> <p>2 私設消火栓を消防演習又は前項の許可を得て使用するときは、市長の指定する職員の立会を受けなければならない。</p>		
標準処理期間	15日		
備考	「今治市飲料水供給施設条例」に準用規定あり		
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 723

処分の概要	料金等の減免		
例規名 根拠条項	今治市給水条例 第30条		
例規番号	平成17年条例第263号		
【基準】 第30条の規定による。 (料金等の減免) 第30条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、料金、手数料、加入金その他の費用を減額し、又は免除することができる。			
標準処理期間	15日		
備考	「今治市飲料水供給施設条例」に準用規定あり		
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 725

処分の概要	指定の更新		
例規名根拠条項	今治市指定給水装置工事事業者の指定等に関する規程 第4条の2第1項		
例規番号	平成28年水道部規程第1号		
<p>【基準】 第4条の2の規定による。 (指定の更新) 第4条の2 第3条第1項の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。 2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。 4 前2条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。 5 指定の更新を受けようとする場合には、第3条に定める書類のほか、次の各号に掲げる事項を記載した今治市指定給水装置工事事業者指定更新時申出書(別記様式第2号の2)を提出しなければならない。 (1) 過去5年以内の指定給水装置工事事業者講習会の受講実績 (2) 業務内容 (3) 過去5年以内の給水装置工事主任技術者等の研修受講実績 (4) 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 726

処分の概要	指定工事業者証の交付及び再交付		
例規名根拠条	今治市指定給水装置工事事業者の指定等に関する規程 第5条第1項及び第5項		
例規番号	平成28年水道部規程第1号		
<p>【基準】 第4条及び第5条の規定による。 (指定の基準) 第4条 市長は、前条第1項の指定の申請をした者が、次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、指定工事業者として指定しなければならない。</p> <p>(1) 事業所ごとに、第11条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。</p> <p>(2) 次に掲げる機械器具を有する者であること。 ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具 イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具 ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具 エ 水圧テストポンプ</p> <p>(3) 次のいずれにも該当しない者であること。 ア 心身の故障により給水装置工事事業者の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 エ 第7条第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者 オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 カ 法人であつて、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの (指定工事業者証)</p> 第5条 市長は、指定工事業者の指定をしたときは、当該指定工事業者に、今治市指定給水装置工事事業者証(以下「指定工事業者証」という。別記様式第3号)を交付する。 2 市長は、指定工事業者が氏名、名称若しくは法人の代表者氏名又は住所若しくは所在地の変更を届け出たときは、変更前の指定工事業者証と引替えに変更後の指定工事業者証を交付する。 3 指定工事業者は、事業の廃止を届け出たとき又は指定を取り消されたときは、指定工事業者証を市長に返納するものとする。 4 指定工事業者は、事業の休止を届け出たとき又は指定の効力を停止されたときは、指定工事業者証を市長に提出するものとする。 5 指定工事業者は、指定工事業者証を汚損し、又は紛失したときは、再交付を申請することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 728

処分の概要	給水施設の新設等の承認		
例規名 根拠条項	今治市工業用水道事業給水条例 第8条第1項		
例規番号	平成17年条例第264号		
【基準】	<p>第8条の規定による。 (工事の申込み)</p> <p>第8条 需要者は、給水施設の新設、増設、改造又は撤去の工事(以下「工事」という。)を必要とする場合は、あらかじめ市長にその工事の申込みをし、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 給水施設の工事は、申込みによって市長が行い、これに要する費用は、需要者の負担とする。ただし、市長の承認を受けた場合は、申込者においてその工事を施行することができる。</p> <p>3 前項ただし書の規定により申込者が施行する工事については、工事着手前に市長の設計審査及び材質検査を受け、かつ、工事しゅん工後に市長の工事しゅん工検査を受けなければならない。この場合において、市長は、特に必要があると認めるときは、工事施行について立会い検査をすることができる。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 729

処分の概要	設計審査及びしゅん工検査		
例規名 根拠条項	今治市工業用水道事業給水条例 第8条第3項		
例規番号	平成17年条例第264号		
【基準】	<p>第8条の規定による。 (工事の申込み)</p> <p>第8条 需要者は、給水施設の新設、増設、改造又は撤去の工事(以下「工事」という。)を必要とする場合は、あらかじめ市長にその工事の申込みをし、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 給水施設の工事は、申込みによって市長が行い、これに要する費用は、需要者の負担とする。ただし、市長の承認を受けた場合は、申込者においてその工事を施行することができる。</p> <p>3 前項ただし書の規定により申込者が施行する工事については、工事着手前に市長の設計審査及び材質検査を受け、かつ、工事しゅん工後に市長の工事しゅん工検査を受けなければならない。この場合において、市長は、特に必要があると認めるときは、工事施行について立会い検査をすることができる。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 732

処分の概要	料金の減免		
例規名 根拠条項	今治市工業用水道事業給水条例 第24条		
例規番号	平成17年条例第264号		
【基準】 第24条の規定による。 (料金の減免) 第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、料金を減額し、又は免除することができる。 (1) 第14条第1項の規定により、給水を制限し、又は停止したとき。 (2) 前号に定めるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 45

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名根拠条項	今治市立小中学校体育施設の管理に関する条例 第3条第1項		
例規番号	平成17年条例第74号		
<p>【基準】</p> <p>第3条、第4条、第6条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第3条 体育施設を使用しようとするものは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。使用の許可を受けたもの(以下「使用者」という。)が許可を受けた内容を変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 (使用の対象)</p> <p>第4条 体育施設を使用することができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 市内に在住し、又は在勤する者をもって構成するスポーツ活動又は社会教育活動を行う団体(原則として10人以上とする。)で、代表者又は責任者の定めのある団体</p> <p>(2) 国又は他の地方公共団体その他公共団体</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める個人又は団体</p> <p>2 プールの使用にあつては、当該プールの所在する学校のPTAに限るものとする。 (使用許可の制限)</p> <p>第6条 教育委員会は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、体育施設の使用を許可しない。</p> <p>(1) 学校教育上支障があるとき。</p> <p>(2) 公序良俗に反するとき。</p> <p>(3) 営利を目的とするとき。</p> <p>(4) 学校施設を損傷するおそれのあるとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が不適当と認めるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 46

処分の概要	使用団体の登録		
例規名 根拠条項	今治市立小中学校体育施設の管理に関する条例 第5条		
例規番号	平成17年条例第74号		
【基準】	第5条の規定による。 (登録) 第5条 体育施設を使用しようとする団体で前条第1項第1号に規定するものは、あらかじめ使用団体の登録を受けなければならない。		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 48

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	今治市立小中学校体育施設の管理に関する条例 第8条		
例規番号	平成17年条例第74号		
【基準】	<p>第8条の規定による。 （使用料の減免）</p> <p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 国又は他の地方公共団体その他公共団体が直接その用に供するとき。</p> <p>(2) 公共的団体がその本来の目的を達成するために使用するとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が適当と認めるとき。</p>		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 49

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	今治市立小中学校体育施設の管理に関する条例 第9条ただし書		
例規番号	平成17年条例第74号		
【基準】	第9条の規定による。 (使用料の不還付) 第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 52

処分の概要	入室の決定		
例規名 根拠条項	今治市適応指導教室条例施行規則 第4条		
例規番号	平成17年教育委員会規則第22号		
<p>【基準】 第2条及び第4条の規定による。 (対象者) 第2条 今治市適応指導教室(以下「指導教室」という。)を利用できる者は、今治市立小中学校に在籍している不登校児童及び生徒とする。ただし、今治市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要があると認めるときは、この限りでない。 (入室の決定) 第4条 教育委員会は、前条の規定による申込みがあったときは、その可否を決定し、入室(決定・却下)通知書(別記様式第2号)により保護者及び学校長に通知するものとする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 54

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	今治市公民館条例 第3条第1項		
例規番号	平成17年条例第81号		
<p>【基準】</p> <p>第3条、第4条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可) 第3条 公民館を使用しようとする者は、あらかじめ今治市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた内容を変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 (使用許可の制限)</p> <p>第4条 教育委員会は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、公民館の使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 興行又は売店類似の行為をしようとするとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が不適當と認めるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 57

<p>処分の概要</p>	<p>使用料の減免</p>		
<p>例規名根拠条項</p>	<p>今治市公民館条例 第8条</p>		
<p>例規番号</p>	<p>平成17年条例第81号</p>		
<p>【基準】 第8条及び今治市公民館条例施行規則第9条の規定による。 (使用料の減免) 第8条 市長は、公益上その他特別な理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 (使用料の減免基準) 第9条 条例第8条に規定する使用料の減額又は免除は、次の基準によるものとする。 (1) 使用料を免除する場合 ア 教育委員会又は市が主催して事業を行うとき。 イ 教育委員会又は市が共催して事業を行うとき。ただし、教育委員会又は市がその経費の全部又は一部を負担して行う事業及び積極的に企画又は運営に参画して行う事業に限る。 ウ 婦人会、PTA、青年団等の社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する団体が社会教育に関する事業を行うとき。ただし、入場料等を徴収するとき並びに中央公民館大ホール及び中央公民館集会室を使用するときは除く。 エ 社会教育を行う団体として、公民館に登録した団体が、それぞれが登録している公民館において社会教育に関する事業を行うとき(1月に4区分を上限とする。)。ただし、入場料等を徴収するとき並びに中央公民館大ホール及び中央公民館集会室を使用するときは除く。 (2) 使用料を減額する場合 ア 練習及び準備のため大ホールの舞台のみを使用するとき 減額率100分の50 イ 前号ウただし書又は同号エただし書の場合で使用するとき 減額率100分の50(ただし、練習又は準備のため大ホールの舞台のみを使用するときは、減額率100分の70とする。) ウ 前号エに掲げる場合に使用するとき(1月の5区分目以降の使用に限る。) 減額率100分の50 エ アからウに掲げる場合のほか、市長が適当と認めるとき 減額率100分の50 2 前項第1号エ及び第2号ウに規定する「区分」とは、午前、午後、夜間それぞれの時間帯における1室の使用をいい、月曜日から土曜日までの使用を1区分とし、日曜日の使用を2区分とする。</p>			
<p>標準処理期間</p>	<p>3日</p>		
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>令和5年3月31日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>年 月 日</p>

ID: 58

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	今治市公民館条例 第9条ただし書		
例規番号	平成17年条例第81号		
【基準】	<p>第9条及び今治市公民館条例施行規則第11条の規定による。 (使用料の不還付)</p> <p>第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 公益上又は教育委員会の必要で使用許可を取り消したとき。 (2) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき。 (3) 使用開始の日前3日までに、使用の中止又は変更の申出をした場合で相当の理由があると認めるとき。</p> <p>(使用料の還付率)</p> <p>第11条 条例第9条ただし書の規定による使用料の還付は、次の基準によるものとする。</p> <p>(1) 公益上又は教育委員会の必要で使用許可を取り消したとき 還付率100分の100 (2) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき 還付率100分の100 (3) 使用開始の日前11日までに、使用の中止又は変更の申出を教育委員会が受理したとき 還付率100分の100 (4) 使用開始の日前10日から3日までに、前号の申出を受理したとき 還付率100分の50</p>		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 60

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名根拠条項	今治市立花カルチャーセンター条例 第4条第1項		
例規番号	平成17年条例第82号		
【基準】	<p>第4条、第5条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第4条 カルチャーセンターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた内容を変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 (使用許可の制限)</p> <p>第5条 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、カルチャーセンターの使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 営利を目的とする行為であるとき。 (3) 管理上支障があるとき。 (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 63

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	今治市美須賀コミュニティプラザ条例 第4条第1項		
例規番号	平成17年条例第83号		
【基準】	<p>第4条、第5条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第4条 コミュニティプラザを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた内容を変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 (使用許可の制限)</p> <p>第5条 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、コミュニティプラザの使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 営利を目的とする行為であるとき。ただし、イベントホールにあつては、中心市街地の活性化に資すると市長が認めるときは、この限りでない。 (3) 管理上支障があるとき。 (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 66

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	今治市美須賀コミュニティプラザ条例 第9条		
例規番号	平成17年条例第83号		
<p>【基準】</p> <p>第9条及び今治市美須賀コミュニティプラザ条例施行規則第9条の規定による。 (使用料の減免)</p> <p>第9条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料の減免基準)</p> <p>第9条 条例第9条に規定する使用料の減額又は免除は、次の基準によるものとする。</p> <p>(1) 使用料を免除する場合</p> <p>ア 市又は教育委員会が主催して事業を行うとき。</p> <p>イ 市又は教育委員会が共催して事業を行うとき。ただし、市がその経費の全部又は一部を負担して行う事業及び積極的に企画又は運営に参画して行う事業に限る。</p> <p>ウ 婦人会、PTA、青年団等社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する団体のうち公共的団体が社会教育に関する事業を行うとき。ただし、入場料等を徴するとき又は物品を販売、展示等をするときを除く。</p> <p>エ 社会教育を行う団体として、コミュニティプラザに登録した団体が、社会教育に関する事業を行うとき(1月に4区分を上限とする。)。ただし、入場料等を徴するとき又は物品を販売、展示等をするときを除く。</p> <p>(2) 使用料を減額する場合</p> <p>ア 準備のため使用するとき 減額率100分の50</p> <p>イ 前号ウただし書又は同号エただし書の場合で使用するとき 減額率100分の50</p> <p>ウ 前号ウただし書又は同号エただし書の場合でその準備のため使用するとき 減額率100分の75</p> <p>エ 前号エに掲げる場合に使用するとき(1月の5区分目以降の使用に限る。) 減額率100分の50</p> <p>2 前項第1号エ及び第2号エに規定する「区分」とは、午前、午後、夜間それぞれの時間帯における1室の使用をいい、月曜日から土曜日までの使用を1区分とし、日曜日の使用を2区分とする。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 67

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	今治市美須賀コミュニティプラザ条例 第10条ただし書		
例規番号	平成17年条例第83号		
<p>【基準】</p> <p>第10条及び今治市美須賀コミュニティプラザ条例施行規則第10条の規定による。 (使用料の不還付)</p> <p>第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき。</p> <p>(2) 公益上又は市の必要で使用許可を取り消したとき。</p> <p>(3) 使用開始の日前3日までに、使用の中止又は変更の申出をした場合で相当の理由があると認めるとき。</p> <p>(使用料の還付率)</p> <p>第10条 条例第10条ただし書の規定による使用料の還付は、次の基準によるものとする。</p> <p>(1) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき 還付率100分の100</p> <p>(2) 公益上又は教育委員会若しくは市の必要で使用許可を取り消したとき 還付率100分の100</p> <p>(3) 使用開始の日前11日までに使用者による使用の中止又は変更の申出を市が受理したとき 還付率100分の100</p> <p>(4) 使用開始の日前10日から3日までに、前号の申出を受理したとき 還付率100分の50</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 69

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名根拠条項	今治市開発総合センター条例 第3条第1項		
例規番号	平成17年条例第84号		
【基準】	<p>第3条、第4条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第3条 前条の表に掲げる開発総合センター(以下「総合センター」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた内容を変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 (使用許可の制限)</p> <p>第4条 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、総合センターの使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 建物及び附属設備の管理上支障があるとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が不相当と認めるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 72

<p>処分の概要</p>	<p>使用料の減免</p>		
<p>例規名根拠条項</p>	<p>今治市開発総合センター条例 第9条</p>		
<p>例規番号</p>	<p>平成17年条例第84号</p>		
<p>【基準】 第9条及び今治市開発総合センター条例施行規則第9条の規定による。 (使用料の減免) 第9条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料の減免基準) 第9条 条例第9条に規定する使用料の減額又は免除は、次の基準によるものとする。 (1) 使用料を免除する場合 ア 市又は教育委員会が主催して事業を行うとき。 イ 市又は教育委員会が共催して事業を行うとき。ただし、教育委員会又は市がその経費の全部又は一部を負担して行う事業及び積極的に企画又は運営に参画して行う事業に限る。 ウ 婦人会、PTA、青年団等社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する団体が社会教育に関する事業を行うとき。ただし、伯方開発総合センター大ホール並びに入場料等を徴するとき又は物品を販売、展示等をするときを除く。 エ 社会教育を行う団体として総合センターに登録した団体が、社会教育に関する事業を行うとき(1月に4区分を上限とする。)。ただし、伯方開発総合センター大ホール並びに入場料等を徴収するとき又は物品を販売、展示等をするときを除く。 (2) 使用料を減額する場合 ア 練習及び準備のため伯方開発総合センター大ホールの舞台のみを使用するとき並びにその他の施設を準備のため使用するとき 減額率 100分の50 イ 前号ウただし書又は同号エただし書の場合で使用するとき 減額率100分の50(ただし、練習又は準備のため伯方開発総合センター大ホールの舞台のみを使用するとき又は練習又は準備のため伯方開発総合センター大ホール以外の施設を使用するときは、減額率100分の75とする。) ウ 前号エに掲げる場合に使用するとき(1月の5区分目以降の使用に限る。) 減額率 100分の50 2 前項第1号エ及び第2号ウに規定する「区分」とは、午前、午後、夜間それぞれの時間帯における1室の使用をいい、月曜日から土曜日までの使用を1区分とし、日曜日の使用を2区分とする。</p>			
<p>標準処理期間</p>	<p>3日</p>		
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>令和5年3月31日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>年 月 日</p>

ID: 73

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名根拠条項	今治市開発総合センター条例 第10条ただし書		
例規番号	平成17年条例第84号		
【基準】	<p>第10条及び今治市開発総合センター条例施行規則第10条の規定による。 (使用料の不還付)</p> <p>第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 市の必要により許可を取り消したとき。 (2) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき。 (3) 使用開始の日前3日までに、使用の中止又は変更の申出をした場合で相当の理由があると認めるとき。</p> <p>(使用料の還付率)</p> <p>第10条 条例第10条ただし書の規定による使用料の還付は、次の基準によるものとする。</p> <p>(1) 市の必要により許可を取り消したとき 還付率 100分の100 (2) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき 還付率 100分の100 (3) 使用開始の日前11日までに、使用の中止を申し出た場合で相当の理由があると認めるとき 還付率 100分の100 (4) 使用開始の日前10日から3日までに使用の中止を申し出た場合で相当の理由があると認めるとき 還付率 100分の50</p>		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 74

処分の概要	特別の設備等の許可		
例規名根拠条項	今治市開発総合センター条例 第11条		
例規番号	平成17年条例第84号		
【基準】	第11条の規定による。 (特別な設備) 第11条 使用者は、総合センターに特別な設備をし、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、市長の許可を得て、使用者の負担において必要な設備をすることができる。		
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 76

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	今治市吉海学習交流館条例 第3条第1項		
例規番号	平成17年条例第87号		
【基準】	<p>第3条、第4条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第3条 今治市吉海学習交流館(以下「交流館」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた内容を変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 (使用許可の制限)</p> <p>第4条 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、交流館の使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 管理上支障があるとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 79

処分の概要	使用料の減免		
例規名根拠条項	今治市吉海学習交流館条例 第8条		
例規番号	平成17年条例第87号		
【基準】	<p>第8条及び今治市吉海学習交流館条例施行規則第11条の規定による。 (使用料の減免)</p> <p>第8条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料の減免基準)</p> <p>第11条 条例第8条に規定する使用料の減額又は免除は、次の基準によるものとする。</p> <p>(1) 使用料を免除する場合</p> <p>ア 市又は教育委員会が主催して事業を行うとき。</p> <p>イ 市又は教育委員会が共催して事業を行うとき。ただし、市がその経費の全部又は一部を負担して行う事業及び積極的に企画又は運営に参画して行う事業に限る。</p> <p>ウ 婦人会、PTA、青年団等社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する団体のうち公共的団体が社会教育に関する事業を行うとき。ただし、入場料等を徴するときを除く。</p> <p>エ 社会教育を行う団体として、交流館に登録した団体が、社会教育に関する事業を行うとき(1月に4区分を上限とする。)。ただし、入場料等を徴するときを除く。</p> <p>(2) 使用料を減額する場合</p> <p>ア 練習又は準備のため大ホールの舞台のみを使用するとき 減額率100分の50</p> <p>イ 前号ウただし書又は同号エただし書の場合で使用するとき 減額率100分の50(ただし、練習又は準備のため大ホールの舞台のみを使用するときは、減額率100分の70とする。)</p> <p>ウ 前号エに掲げる場合に使用するとき(1月の5区分目以降の使用に限る。) 減額率100分の50</p> <p>2 前項第1号エ及び第2号ウに規定する「区分」とは、午前、午後、夜間それぞれの時間帯における1室の使用をいい、月曜日から土曜日までの使用を1区分とし、日曜日の使用を2区分とする。</p>		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 80

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名根拠条項	今治市吉海学習交流館条例 第9条ただし書		
例規番号	平成17年条例第87号		
【基準】	<p>第9条及び今治市吉海学習交流館条例施行規則第13条の規定による。 (使用料の不還付)</p> <p>第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき。 (2) 公益上又は市の必要で使用許可を取り消したとき。 (3) 使用開始の日前3日までに、使用の中止又は変更の申出をした場合で相当の理由があると認めるとき。</p> <p>(使用料の還付率)</p> <p>第13条 条例第9条ただし書の規定による使用料の還付は、次の基準によるものとする。</p> <p>(1) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき 還付率100分の100 (2) 公益上又は教育委員会若しくは市の必要で使用許可を取り消したとき 還付率100分の100 (3) 使用開始の日前11日までに使用者による使用の中止又は変更の申出を市が受理したとき 還付率100分の100 (4) 使用開始の日前10日から3日までに、前号の申出を受理したとき 還付率 100分の50</p>		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 81

処分の概要	特別の設備等の許可		
例規名根拠条項	今治市吉海学習交流館条例 第10条		
例規番号	平成17年条例第87号		
【基準】	第10条の規定による。 (特別な設備) 第10条 使用者は、交流館に特別な設備をし、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、市長の許可を得て、使用者の負担において必要な設備を設置することができる。		
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 83

処分の概要	館外利用の登録		
例規名 根拠条項	今治市立図書館条例 第4条第1項		
例規番号	平成17年条例第89号		
【基準】	<p>第4条の規定による。 (館外利用の登録)</p> <p>第4条 館外で図書館資料を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、教育委員会の登録を受けなければならない。</p> <p>2 館外で利用できる図書館資料の冊数及び期間については、規則で定める。</p>		
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 85

処分の概要	複写の承認		
例規名 根拠条項	今治市立図書館条例 第6条第2項		
例規番号	平成17年条例第89号		
【基準】	<p>第6条の規定による。 (複写の承認)</p> <p>第6条 図書館は、利用者が図書館資料の複写を希望するときは、著作権法(昭和45年法律第48号)第31条に規定する範囲内において、これを行うことができる。</p> <p>2 図書館資料を複写しようとする者は、教育委員会の定める手続により、承認を受けなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、市長は、別に定める複写料の実費を徴収することができる。</p>		
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 86

処分の概要	施設利用の承認		
例規名 根拠条項	今治市立図書館条例 第7条第1項		
例規番号	平成17年条例第89号		
<p>【基準】 第7条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (施設利用の承認)</p> <p>第7条 次に掲げる施設を利用しようとする者は、別に規則で定めるところにより、教育委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 今治市立中央図書館 ア 対面朗読室 イ 視聴覚室 ウ 会議室 エ ギャラリー</p> <p>(2) 今治市立波方図書館 ア 会議室 イ ギャラリー</p> <p>(3) 今治市立大三島図書館 ア 会議室 イ 視聴覚室</p> <p>2 教育委員会は、前項の施設の利用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の承認をせず、又は既にした承認を取り消し、若しくは使用の一時停止をすることができる。</p> <p>(1) 営利を目的としているとき。 (2) 他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。 (3) 施設を損傷するおそれがあるとき。 (4) その他施設の管理上支障があるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 88

処分の概要	駐車場の使用の許可		
例規名根拠条項	今治市立図書館条例 第14条		
例規番号	平成17年条例第89号		
【基準】	<p>第14条、第15条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第14条 駐車場を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、入庫時の駐車整理券の交付をもって使用許可とすることができる。 (使用許可の制限)</p> <p>第15条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の使用を許可しない。この場合において、既に入庫している自動車は、速やかに出庫させるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。 (2) その使用が駐車場の施設を汚損し、又は損傷するおそれがあるとき。 (3) その使用が他の自動車の駐車に支障を及ぼすおそれがあるとき。 (4) 前3号に掲げる場合のほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。 <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 90

処分の概要	駐車場の使用料の減免		
例規名 根拠条項	今治市立図書館条例 第18条		
例規番号	平成17年条例第89号		
【基準】	<p>第18条及び今治市立図書館条例施行規則第20条の規定による。 (使用料の減免)</p> <p>第18条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(駐車場使用料の減免)</p> <p>第20条 条例第18条に規定する「公益上その他特別の理由があると認めるとき」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車は駐車場を使用する場合をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車 (2) 駐車場の付近において、国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他緊急を要する公務を行うために利用する自動車 (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が駐車を必要と認める自動車 		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 91

処分の概要	駐車場の使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	今治市立図書館条例 第19条ただし書		
例規番号	平成17年条例第89号		
【基準】 第19条の規定による。 (使用料の不還付) 第19条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 135

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	今治市朝倉ふるさと美術古墳館条例 第4条第1項		
例規番号	平成17年条例第95号		
【基準】	<p>第4条、第5条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第4条 古墳館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた内容を変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 (使用許可の制限)</p> <p>第5条 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、古墳館の使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 建物及び附属設備、展示物品等を損傷するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、古墳館の管理上支障があるとき。</p> <p>2 市長は、古墳館の収蔵品の特別使用(閲覧、写真撮影、原版使用、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。)については、次の各号のいずれにも該当しないときは、許可しない。</p> <p>(1) 学術研究に使用するとき。 (2) 収蔵資料の周知効果があるとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、特別に必要なとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和6年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 138

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	今治市朝倉ふるさと美術古墳館条例 第10条		
例規番号	平成17年条例第95号		
【基準】	<p>第10条及び今治市朝倉ふるさと美術古墳館条例施行規則第10条の規定による。 (使用料の減免)</p> <p>第10条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料の減免の申請等)</p> <p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第10条の規定により使用料を減額又は免除することができる。</p> <p>(1) 学術研究に使用する場合であって、市長が特に必要と認めるとき。</p> <p>(2) 古墳館の周知に有用であると市長が認めるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。</p> <p>2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、減免申請書を市長に提出し、減免許可書の交付を受けなければならない。</p>		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 139

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	今治市朝倉ふるさと美術古墳館条例 第11条ただし書		
例規番号	平成17年条例第95号		
【基準】	<p>第11条及び今治市朝倉ふるさと美術古墳館条例施行規則第11条の規定による。 (使用料の不還付)</p> <p>第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 市の必要により許可を取り消したとき。 (2) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき。 (3) 使用開始の日前10日までに、使用の中止又は変更の申出をした場合で相当の理由があると認めるとき。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第11条 条例第11条ただし書の規定による使用料の還付は、次の基準によるものとする。</p> <p>(1) 市の必要により許可を取り消したとき 還付率100分の100 (2) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき 還付率100分の100 (3) 使用開始の日前10日までに使用の中止を申し出た場合で相当の理由があると認めるとき 還付率100分の50</p>		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 141

処分の概要	資料等の出品又は寄託の承認		
例規名 根拠条項	今治市朝倉ふるさと美術古墳館条例施行規則 第12条第1項		
例規番号	平成17年教育委員会規則第45号		
【基準】	<p>第12条の規定による。 (資料等の出品又は寄託)</p> <p>第12条 資料館に資料等の出品又は寄託をしようとする者は、寄託申請書を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、資料等の出品物又は寄託物を受領したときは、受領証を交付する。</p>		
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 142

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名根拠条項	今治市大西藤山歴史資料館条例 第4条第1項		
例規番号	平成17年条例第97号		
【基準】	<p>第4条、第5条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第4条 資料館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた内容を変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 (使用許可の制限)</p> <p>第5条 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、資料館の使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 建物及び附属設備、展示物品等を損傷するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、資料館の管理上支障があるとき。</p> <p>2 市長は、資料館の収蔵品の特別使用(閲覧、写真撮影、原版使用、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。)については、次の各号のいずれにも該当しないときは、許可しない。</p> <p>(1) 学術研究に使用するとき。 (2) 収蔵資料の周知効果があるとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、特別に必要なとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和6年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 145

処分の概要	使用料等の減免		
例規名根拠条項	今治市大西藤山歴史資料館条例 第10条		
例規番号	平成17年条例第97号		
【基準】	<p>第10条及び今治市大西藤山歴史資料館条例施行規則第9条の規定による。 (使用料等の減免)</p> <p>第10条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料、観覧料及び特別使用料(以下「使用料等」という。)を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料等の減免の申請等)</p> <p>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第10条の規定により使用料等を減額又は免除することができる。</p> <p>(1) 学術研究に使用する場合であつて、市長が特に必要と認めるとき。</p> <p>(2) 資料館の周知に有用であると市長が認めるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。</p> <p>2 使用料等の減額又は免除を受けようとする者は、減免申請書を市長に提出し、減免許可書の交付を受けなければならない。</p>		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 146

処分の概要	使用料等の還付承認		
例規名 根拠条項	今治市大西藤山歴史資料館条例 第11条ただし書		
例規番号	平成17年条例第97号		
【基準】	<p>第11条及び今治市大西藤山歴史資料館条例施行規則第10条の規定による。 (使用料等の不還付)</p> <p>第11条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 市の必要により許可を取り消したとき。 (2) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき。 (3) 使用開始の日前10日までに、使用の中止又は変更の申出をした場合で相当の理由があると認めるとき。</p> <p>(使用料等の還付)</p> <p>第10条 条例第11条ただし書の規定による使用料等の還付は、次の基準によるものとする。</p> <p>(1) 市の必要により許可を取り消したとき 還付率100分の100 (2) 使用者の責任によらないで使用できなかったとき 還付率100分の100 (3) 使用開始の日前10日までに使用の中止を申し出た場合で相当の理由があると認めるとき 還付率100分の50</p>		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 148

処分の概要	資料等の出品又は寄託の承認		
例規名 根拠条項	今治市大西藤山歴史資料館条例施行規則 第11条第1項		
例規番号	平成17年教育委員会規則第47号		
<p>【基準】 第11条の規定による。 (資料等の出品又は寄託) 第11条 資料館に資料等の出品又は寄託をしようとする者は、寄託申請書を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。 2 教育委員会は、資料等の出品物又は寄託物を受領したときは、受領証を交付する。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 169

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	今治市大三島少年自然の家条例 第4条第1項		
例規番号	平成17年条例第103号		
【基準】	<p>第4条、第5条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第4条 少年自然の家を使用しようとする者は、あらかじめ今治市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた内容を変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 (使用許可の制限)</p> <p>第5条 教育委員会は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、少年自然の家の使用を許可しない。</p> <p>(1) 学校教育の一環としての使用を許可している場合において、その妨げとなるとき。 (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (3) 建物及び附属設備の管理上支障があるとき。 (4) 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が不相当と認めるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>		
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 172

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	今治市大三島少年自然の家条例 第9条		
例規番号	平成17年条例第103号		
【基準】 第9条の規定による。 (使用料の減免) 第9条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 173

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	今治市大三島少年自然の家条例 第10条ただし書		
例規番号	平成17年条例第103号		
【基準】	<p>第10条の規定による。 (使用料の不還付)</p> <p>第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 市の必要により許可を取り消したとき。 (2) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき。 (3) 使用の中止又は変更の申出をした場合で相当の理由があると認めるとき。</p>		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 175

処分の概要	利用の許可		
例規名根拠条項	今治市立視聴覚ライブラリー条例 第5条第1項		
例規番号	平成17年条例第105号		
<p>【基準】</p> <p>第5条、第6条及び今治市暴力団排除条例第7条の規定による。 (利用の許可等)</p> <p>第5条 視聴覚ライブラリーが保有する視聴覚機材等を利用しようとするものは、あらかじめ利用しようとする日の30日前から7日前までの間に今治市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、視聴覚ライブラリーの視聴覚機材等を利用させることができる。</p> <p>(1) 学校、公民館等の公共の機関</p> <p>(2) 青年団、婦人会、PTAその他の社会教育関係団体</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に使用を適当と認めるもの</p> <p>3 教育委員会は、第1項の許可をする場合において、必要な条件を付けることができる。 (利用許可の制限)</p> <p>第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、視聴覚機材等の利用を許可しない。</p> <p>(1) 特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動のために利用しようとするとき。</p> <p>(2) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための宗教教育その他宗教的活動のために利用しようとするとき。</p> <p>(3) 専ら営利を目的に利用しようとするとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、教育委員会が不適当と認めるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 178

処分の概要	現状変更等の許可		
例規名 根拠条項	今治市文化財保護条例 第9条		
例規番号	平成17年条例第107号		
【基準】	<p>第9条の規定による。 (許可事項)</p> <p>第9条 市指定文化財の所有者等は、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 市指定文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。</p> <p>(2) 市指定文化財の保存の方法を変更しようとするとき。</p> <p>(3) 市指定文化財を市の区域外に移そうとするとき。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 43

処分の概要	手数料の減免		
例規名 根拠条項	今治市消防関係手数料条例 第5条		
例規番号	平成17年条例第71号		
【基準】	<p>第5条の規定による。 (減免)</p> <p>第5条 市長は、特に必要があると認めるときは、手数料の一部又は全部を減免することができる。</p> <p>2 前項の減免は、書面による減免の申請を受けて、これを行う。</p>		
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 734

処分の概要	喫煙等の承認
例規名根拠条項	今治市火災予防条例 第23条第1項ただし書
例規番号	平成17年条例第268号
<p>【基準】 第23条の規定による。 (喫煙等)</p> <p>第23条 次に掲げる場所で、消防長が指定する場所においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない。ただし、特に必要な場合において消防長が火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場(以下「劇場等」という。)の舞台又は客席</p> <p>(2) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場(以下「百貨店等」という。)の売場又は展示部分</p> <p>(3) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律第43号)の規定によって重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲</p> <p>(4) 第1号及び第2号に掲げるもののほか、火災が発生した場合に人命に危険を生ずるおそれのある場所</p> <p>2 前項の消防長が指定する場所には、客席の前面その他の見やすい箇所に「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。この場合において、標識の色は、地を赤色、文字を白色とするものとする。</p> <p>3 前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。</p> <p>4 第1項の消防長が指定する場所(同項第3号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている場合 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該防火対象物内における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置(併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。)</p> <p>5 前項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。</p> <p>6 前項の喫煙所の床面積は、客席の床面積の合計の30分の1以上としなければならない。ただし、消防長が、当該場所の利用状況等から判断して、火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>7 第1項の消防長の指定する場所の関係者は、当該場所で喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込もうとしている者があるときは、これを制止しなければならない。</p>	
標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 736

処分の概要	タンクの水張検査等		
例規名 根拠条項	今治市火災予防条例 第47条		
例規番号	平成17年条例第268号		
【基準】 第47条の規定による。 (タンクの水張検査等) 第47条 消防長は、前条第1項の届出に係る指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを製造し、又は設置しようとする者の申出により、当該タンクの水張検査又は水圧検査を行うことができる。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

処分の概要	開示請求に対する決定
例規名根拠条項	今治市議会個人情報保護条例 第24条
例規番号	令和4年条例第47号
<p>【基準】</p> <p>第18条及び第20条から第24条までの規定による。 (開示請求権)</p> <p>第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下この章において「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下この章及び第48条において「開示請求」という。)をすることができる。 (保有個人情報の開示義務)</p> <p>第20条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報又は情報公開条例第7条第9号に規定する情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) 開示請求者(第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p> <p>(2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p> <p>イ 議会の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p> <p>(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見</p>	

の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第24条各項の決定(以下「開示決定等」という。)をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

標準処理期間	開示請求があった日から14日以内(第25条第1項)		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3

処分の概要	訂正請求に対する決定		
例規名根拠条項	今治市議会個人情報保護条例 第34条		
例規番号	令和4年条例第47号		
【基準】	<p>第31条、第33条及び第34条の規定による。 (訂正請求権)</p> <p>第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下この章において同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 (2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下この章及び第48条において「訂正請求」という。)をすることができる。</p> <p>3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。 (保有個人情報の訂正義務)</p> <p>第33条 議長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。 (訂正請求に対する措置)</p> <p>第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>		
標準処理期間	訂正請求があった日から14日以内(第35条第1項)		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 4

処分の概要	利用停止請求に対する決定		
例規名根拠条項	今治市議会個人情報保護条例 第41条		
例規番号	令和4年条例第47号		
<p>【基準】</p> <p>第38条、第40条及び第41条の規定による。 (利用停止請求権)</p> <p>第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下この章において「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。)をすることができる。</p> <p>3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。 (保有個人情報の利用停止義務)</p> <p>第40条 議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。 (利用停止請求に対する措置)</p> <p>第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>			
標準処理期間	利用停止請求があった日から14日以内(第42条第1項)		
備考			
設定年月日	令和5年3月31日	最終変更年月日	年 月 日